

監査公表第 652 号

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定により,京都市包括外部監査人山川雄二が実施した平成 22 年度包括外部監査の結果報告書の提出がありましたので,同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により,次のとおり公表します。

平成 23 年 3 月 30 日

京都市監査委員	富	喜久夫
同	安井	勉
同	不室	嘉和
同	出口	康雄

平成22年度

包括外部監査の結果報告書

産業観光局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の
管理について
(関連する外郭団体を含む)

平成23年3月

京都市包括外部監査人

山 川 雄 二

包括外部監査の結果報告書 目次

「産業観光局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
(関連する外郭団体を含む)」

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間	2
5. 外部監査の方法	2
（1）監査対象	2
（2）監査要点	5
（3）主な監査手続	5
6. 包括外部監査の実施期間	6
7. 包括外部監査人を補助した者	6
8. 利害関係	7
第2. 京都市産業観光局の概要	8
1. 京都市産業観光局の概要	8
（1）京都市財政の現状と課題	8
（2）産業観光局の役割と施策	10
（3）産業観光局の組織と担当業務	12
（4）産業観光局の予算及び決算	14
2. 特別会計について	17
（1）京都市及び産業観光局の特別会計	17
（2）各特別会計の概要	17
3. 外郭団体について	22
（1）外郭団体の設立目的	22
（2）京都市の外郭団体	22
（3）外郭団体数の推移	22
（4）産業観光局所管の外郭団体	23

第3. 監査の結果及び意見	26
1. 京都市中小企業融資制度に係る監査の結果及び意見	26
(1) 京都市中小企業融資制度の概要	26
(2) 契約の不備について（結果）	33
(3) 京都府との協調融資制度の負担割合の在り方について（意見）	34
(4) 預託金の会計処理について（意見）	35
(5) 基準金利算定の根拠について（意見）	36
(6) 預託金額の算定に伴う機会損失の発生について（意見）	37
(7) 市議会等への説明責任、部局内での検証方法の充実について（結果）	40
(8) 金融機関、京都信用保証協会に対するモニタリングについて（意見）	42
(9) 事務事業評価によるモニタリング（結果）	44
(10) 預託金予算の損失補償金予算への流用について（結果）	45
(11) 中小企業融資制度の運用に関する全体的な管理体制について（意見）	46
2. 委託契約に係る監査の結果及び意見	47
(1) 委託契約の概要	47
(2) 個別に監査手続を行った委託契約	57
(3) 積算誤りについて（結果）	59
(4) 適切な決裁について（結果）	60
(5) 随意契約事由について（意見）	64
(6) 契約書チェック体制の不備について（結果）	65
(7) 契約額の積算方法、実績チェックについて（結果）	66
(8) 指定管理者制度の競争性確保と実績精算に関する取り決めについて（意見）	67
(9) 入札の実効性について（意見）	70
3. 補助金等に係る監査の結果及び意見	73
(1) 補助金等の概要	73
(2) 個別に監査手続を行った補助金等	81
(3) 事業計画のモニタリングについて（意見）	83
(4) 補助目的の達成について（意見）	86
4. 中央卸売市場第一市場特別会計に係る監査の結果及び意見	88
(1) 中央卸売市場の概要	88

(2) 中央卸売市場第一市場特別会計の概要	91
(3) 使用料の回収未済について（意見）	107
(4) 自治会を通じた清掃委託料の妥当性について（意見）	108
(5) 第一市場への関わり方について（意見）	109
(6) 第一市場の整備計画について（意見）	110
5. 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計に係る監査の結果及び意見	111
(1) 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の概要	111
(2) 施設の物理的な状況について（結果）	138
(3) 補助金額の算出根拠及び業績指標の妥当性について（結果）	141
(4) マスタープランにおける重点戦略について（意見）	143
(5) マスタープランの確実な履行に向けて（意見）	144
6. 財団法人京都高度技術研究所に係る監査の結果及び意見	145
(1) 財団法人京都高度技術研究所の概要	145
(2) 貸倒引当金計上不足について（結果）	156
(3) 所有者の不明な金庫内現金について（結果）	157
(4) 随意契約の妥当性について（意見）	158
(5) 職員人件費補助の妥当性について（意見）	160
(6) 中小企業支援センターとの統合について（意見）	162
(7) 高度技術研究所の役割について（意見）	163
7. 株式会社京都産業振興センターに係る監査の結果及び意見	164
(1) 株式会社京都産業振興センターの概要	164
(2) 「京都館」管理運営委託に関する随意契約事由について（意見）	174
(3) 京都市勸業館運営事業に係る納付金について（意見）	177
8. まとめ	179

（本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。）

「結果」は、公金支出の法律や条例への適合性・合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から法律や条例で強制されていない事項でもすぐに改善を求める事項を述べている。

また、「意見」は、将来的に改善・検討することが望ましい事項を述べている。

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査である。

2 . 選定した特定の事件（監査テーマ）

産業観光局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（関連する外郭団体を含む）監査の対象とした。

3 . 事件を選定した理由

昨今、世界的な景気の悪化を背景として、京都市（以下、「市」という。）においても急速に景気後退色が強まる一方、企業の雇用調整が進み、市民の生活不安が増大する中で、京都経済を取り巻く環境はますます厳しさを増している。

このような状況下で、雇用対策、中小企業支援及びセーフティネットの強化を図るとともに、産学公の知恵で新産業の創出や市ならではの産業の振興に取り組む必要性が高く、この課題に産業観光局が「産学公の連携による新産業の創出とベンチャー育成」、「多様で活力ある中小企業の育成と発展支援」、「伝統産業の活性化と新たな展開の推進」、「地域の特性に応じた商業の振興」、「市民に身近で地域の特色を生かした農林業の振興」、「魅力ある観光の創造」、「中央卸売市場の活性化と適正計量の確保」、「雇用対策」を推進方針として、政策・施策を展開している。

しかし、市の財政基盤は、国から配分される地方交付税等が大幅に削減されたこと等により、このままでは財政再建団体に転落しかねない危機的な状況にある。市の平成 21 年度当初一般会計予算の規模は約 6,940 億円であり、うち産業観光局は約 872 億円と重要な金額的割合を占め、財政健全化が急務の中央卸売市場第二市場を抱える等、その役割は重要かつ多岐に渡っている。

以上のように重要な役割を担う産業観光局を対象に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、有効性、効率性等の観点から監査を行うことは有用であると判断し、平成 22 年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

4. 監査対象期間

平成 21 年度（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 22 年度の一部についても監査対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査対象

産業観光局の所管する財務に関する事務及び経営に係る事業（関連する外郭団体を含む）のうち監査対象としたのは、決算実績（4 頁を参照）から金額的重要性等を考慮して選定した以下の事業等である。なお、観光都市京都の重要な施策の一つである観光事業は、その観光費予算の大部分が委託料及び補助金で占められているため、ii) iii) のみを監査対象としている。

i) 京都市中小企業金融支援事業

これは、産業観光局の予算上最も金額的重要性が高いためである。

ii) 委託契約について

これは、委託による事業実施の金額的重要性が高いことと、委託相手先や委託金額等の決定手続きに関して、監査上重要と判断したためである。

iii) 負担金、補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）について

これは、補助金等の金額的重要性が高いことと、補助相手先や補助金額等の決定手続きに関して、監査上重要と判断したためである。

iv) 特別会計について

これは、特別会計の金額的重要性が高いためである。なお、特別会計のうち中央卸売市場第一市場特別会計及び中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計を監査対象としているが、これは、その他の農業集落排水事業特別会計については事業規模が小さく、また、雇用対策事業特別会計は財源が国であり、一時的なものであることから、市にとって重要性の高い特別会計に集中的に監査資源を投入することが、より有効性の高い監査を実施できると判断したためである。

v) 外郭団体について

「財団法人京都高度技術研究所」及び「株式会社京都産業振興センター」を監査対象としているが、これは、全ての外郭団体について万遍なく監査資源を投入するよりも、財産及び損益の規模、市からの財政支出状況、組織規模等を勘案し、市にとって重要性の高い団体に集中的に監査資源を投入することが、より有効性の高い監査を実施できると判断したためである。

(平成 21 年度 産業観光費 (款) の歳出実績より作成)

(単位: 百万円)

科目 (項・目)	金額	支出の主な内訳 (節)				その他の内訳 (一千万円以上)	
		2. 給料 3. 手当等	13. 委 託料	19. 負担金、 補助金 及び交付金	28. 繰出金 (注 1)		
産業観光総務費	3,072	1,721	14	0	938		
産業観光総務費	2,113	1,721	1	0	-	共済費	374
経済調査費	13	-	11	0	-		
計量検査所費	8	-	1	0	-		
中央卸売市場第一市場	185	-	-	-	185		
中央卸売市場第二市場	692	-	-	-	692		
農業集落排水事業特別会計	28	-	-	-	28		
水道事業特別会計	6	-	-	-	6		
公共下水道事業特別会計	24	-	-	-	24		
商工振興費	1,477	-	436	863	-		
産業振興費	999	-	275	615	-	使用料及び賃借料	93
商業振興費	146	-	38	79	-	使用料及び賃借料	17
伝統産業振興費	332	-	123	168	-	使用料及び賃借料	18
中小企業対策費	120,236	-	0	175	-		
支援事業費	173	-	-	171	-		
金融対策費	120,063	-	0	3	-	貸付金 (注 2)	119,813
						補償補填及び賠償金	244
技術振興費	481	-	33	1	-		
産業技術研究所費	481	-	33	1	-	需要費	98
						使用料・賃借料	180
						備品購入費	142
観光費	651	-	307	283	-		
観光事業費	483	-	158	277	-	貸付金	30
観光案内所運営費	60	-	41	5	-	使用料及び賃借料	13
ユースホステル運営費	107	-	107	-	-		
農業費	492	-	17	244	-		
農業委員会費	39	-	0	0	-	報酬	25
農業振興費	256	-	11	100	-	需用費	10
						使用料及び賃借料	19
						公有財産購入費	102
農林畜水産業金融費	40	-	-	0	-	貸付金	40
畜水産費	15	-	-	15	-		
土地改良費	139	-	4	126	-		
林業費	947	-	187	674	-		
林業振興費	896	-	168	649	-	工事請負費	60
						備品購入費	10
林業構造改善事業費	0	-	-	-	-		
山林都市交流の森運営費	49	-	19	25	-		
産業観光施設設備費	152	-	77	49	-		
産業観光施設営繕費	152	-	77	49	-	需用費	24
産業観光費合計	127,512	1,721	1,074	2,292	938		121,487

(注1) 一般会計から特別会計への繰出金(歳出)で、特別会計では一般会計からの繰入金(歳入)として計上される。

(注2) 貸付金(歳出)は中小企業金融対策預託金元利収入(歳入)として同一年度に同額計上される。

(2) 監査要点

- i) 産業観光局の所管する財務事務及び経営管理は、法令・条例及び規則等に従い適法に実施されているか(合規性)
- ii) 産業観光局の所管する財務事務及び経営管理は、有効に実施されているか(有効性)
- iii) 産業観光局の所管する財務事務及び経営管理は、経済的かつ効率的に実施されているか(経済性、効率性)
- iv) 外郭団体の財務事務及び経営管理が法令・条例及び規則等に従い適法に実施されているか(合規性)
- v) 外郭団体の財務事務及び経営管理が有効に実施されているか(有効性)
- vi) 外郭団体の財務事務及び経営管理が経済的かつ効率的に実施されているか(経済性、効率性)

(3) 主な監査手続

上記監査要点につき、以下の方法で監査を実施した。

- i) 産業観光局の概要、管理する事業及び財務概要等についてヒアリングを実施し、関連書類を閲覧した。
- ii) 産業観光局の予算及び決算の状況につき、年度比較等を行うことにより全般的な現状分析を実施した。
- iii) 契約事務、補助金等管理事務の手続きの内容を確認した。さらに、必要に応じて取引を抽出し、証拠書類等との突合を行った。
- iv) 特別会計の概要、財務事務の状況等についてヒアリングを実施し、関連書類を閲覧した。また、中央卸売市場第一市場特別会計及び中央卸売市場第二市場の現場視察を実施し、運営状況や固定資産の管理状況等を確認した。

v) 外郭団体の概要、財務事務の管理概要等についてヒアリングを実施し、関連書類を閲覧した。また、財団法人京都高度技術研究所及び株式会社京都産業振興センターについて往査を実施し、以下の手続きを実施した。

- ① 全般的状況の把握
- ② 現金預金、借入金の管理の正確性及び実在性の検証
- ③ 棚卸資産の実在性及び評価の妥当性検証
- ④ 債権債務の管理の妥当性及び評価の妥当性検証
- ⑤ 固定資産の管理状況の検証
- ⑥ 引当金計算の正確性の検証
- ⑦ 税金計算の正確性の検証
- ⑧ 事業報告、定款、事業計画に関する資料、指定管理者に関する協定書等を通査するとともに、ヒアリングを実施し、必要に応じて証憑等の確認も実施することで、事業運営の妥当性、効率性、合規性に関して検討した。

なお、包括外部監査は、会計監査と異なり、財務情報の信頼性を担保するものではない。

6. 包括外部監査の実施期間

自 平成 22 年 6 月 4 日 至 平成 23 年 3 月 11 日

7. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	西尾方宏
公認会計士	小林礼治
公認会計士	菊池健太郎
公認会計士	羽場倫子
公認会計士	藤井謙太
その他	山村太紀
その他	渡邊美月

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 京都市産業観光局の概要

1. 京都市産業観光局の概要

(1) 京都市財政の現状と課題

平成20年の米国発金融危機以降、日本経済も景気後退を余儀なくされている中、市の平成21年度決算においても市民税法人分の減少額が過去最大の136億円となった。

もともと市の財政は、歳入・歳出両面において、著しく硬直化が進んでおり、このまま放置すれば財源不足が拡大し、極めて深刻な事態を招く事は避けられない状況にある。

市の歳入面について、市税は、固定資産税の課税対象面積が小さいこともあって、歳入総額のほぼ3分の1程度であり、他都市と比較しても歳入の確保は地方交付税等に大きく依存している。しかし、国の「三位一体改革」以降、地方交付税等が大幅に削減されている中で、歳入確保に喫緊の活路を見出すことは困難な状況である。一方、このような状況下では歳出面の抑制が重要となるが、福祉等の義務的経費の割合は平成21年度歳出金額の48.9%と、義務的経費の決算額は増加傾向にある。そのため、市民サービスの水準を可能な限り維持しつつも歳出構造を抜本的に改革することが急務となっている。

*京都市の歳入・歳出の決算額

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	6,774億円	7,327億円	7,340億円
歳出	6,708億円	7,313億円	7,303億円
(うち義務的経費)	3,490億円	3,549億円	3,470億円

このような状況を受け、市では市民との「共汗」と政策の「融合」で未来の京都づくりを目指す「京都未来まちづくりプラン」の4年計画（平成20～23年度）を平成21年1月に打ち立て、その中の「行財政改革・創造プラン」で、推進項目として以下の7項目を掲げている。

- ① 行政運営方法の改革
- ② 歳出構造の見直し
- ③ 歳入の確保
- ④ 市民サービスの改革

- ⑤ 庁内の改革
- ⑥ 公営企業・特別会計の改革
- ⑦ 外郭団体の改革

特に、②歳出構造の見直しの中で、監査対象である産業観光局の取組内容が多く取り上げられており、市としても産業観光局の各事業について見直す点が多々あると考えていることが分かる。

さらに、門川市政初の通年予算である平成 21 年度予算は、「共汗」と政策の「融合」で未来の京都づくりを進めるための 4 年間の羅針盤「京都未来まちづくりプラン」を着実に、力強く推進することを基本に据え、「京都の未来のまちづくりを本格的に展開する予算」として編成している。

予算の編成に当たっては、次の 3 点に重点を置いている。

- ①100 年に一度と言われる世界的な経済金融危機により景気が急速に悪化する中、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「雇用対策、中小企業支援とセーフティネットの強化」を図る。
- ②「環境モデル都市」として、京都議定書誕生の地の誇りと使命感をもって、京都ならではの地域力を活かし、また京都ならではの景観に配慮した、「次世代に向けた、環境共生のまちづくり」を推進する。
- ③自動車中心から公共交通への転換を図り、人が主役の魅力あるまちとするため、「歩いて楽しい『歩くまち・京都』の推進」に取り組む。

市の平成 21 年度一般会計当初予算の規模は約 6,940 億円であり、その中でも、産業観光局所管の一般会計当初予算額は約 872 億円と全体の約 12.6%を占めており、産業観光局の担う役割の重要性の高さが伺える。

(2) 産業観光局の役割と施策

i) 産業観光局の役割

京都伝統産業は歴史的都市を地盤に永年に渡り発展してきており、市の基幹産業の一つと位置付けられてきたが、近年は生活様式の変化に伴い伸び悩む状況にある。このような状況を受け産業観光局では、効果的な情報発信を行うことにより、伝統産業の市場開拓を行い活性化させる役割を担っている。

また他方で、近年電子部品や制御装置等先端技術の分野においてベンチャー企業の台頭も目覚ましく、市の経済を牽引してきた。これらの先端技術産業や中小企業の活力ある経営の維持・発展の支援も、産業観光局に求められる役割であり、市民をはじめ大学や産業界、関係団体等が相互にきめ細かく支え合う産業関連都市として独自の産業システムを築くため、強固なパートナーシップを築き推進していくこととしている。

さらに、農林業に関する経営の安定と向上や、農地や森林等生産基盤の整備に取り組むことも産業観光局の実施課題であり、「産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成」、「環境や社会に貢献できる農林業の育成」、「市民との共汗で築く農林業」を重点方針としている。

ii) 産業観光局の施策体系

産業観光局では、以下の8つの推進方針（平成21年度政策・施策推進方針）を積極的かつ総合的に展開していくこととしている。

<推進方針>

①産学公の連携による新産業の創出とベンチャー育成

「京都市スーパーテクノシティ構想」及び「京都市産業科学技術振興計画」に基づき、新事業創出の原動力であるベンチャー企業への支援をはじめ、「ものづくり都市・京都」を牽引する企業の創出を図る。

②多様で活力ある中小企業の育成と発展支援

中小企業の活力ある経営の維持・発展を支援するため、中小企業融資制度の更なる充実を図るとともに、中小企業支援センターにおいて経営・金融相談から経営革新、取引先拡大まで各種支援事業を推進する。

③伝統産業の活性化と新たな展開の推進

「京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、本市の基幹産業である伝統産業の活性化と新たな展開に向けた施策を一層推進する。

④地域の特性に応じた商業の振興

「おいでやす京の商い～京都市商業ビジョン 2004～」を着実に推進し、若者からお年寄りまで多世代に愛される京都ならではの「華やかな都市のにぎわい」を創出する。

⑤市民に身近で地域の特色を生かした農林業の振興

「京都市農林行政基本方針」に基づき、市民に身近で環境に優しい都市農林業の育成に取り組むとともに、右京区京北地域や左京区大原地域等、地域の特色を生かした農林業の振興を図る。

⑥魅力ある観光の創造

引き続き、「新京都市観光振興推進計画」に基づいた多彩な施策を展開するとともに「5000万人」の次なる目標と、新目標達成のための道筋を明らかにする「次期計画」を1年前倒しして策定する。併せて、次期計画を先取りした、新たなステップの観光振興施策に着手する。

⑦中央卸売市場の活性化と適正計量の確保

安全で安心な生鮮食料品を、公正な取引による適正価格で供給するとともに、市民の食生活の安定と向上を図るため、市場の更なる活性化に取り組む。また、計量法に基づく特定市として、計量器の正確保持と適正計量の確保に努める。

⑧雇用対策

雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図り、雇用創出等に向けた事業に取り組む。

(3) 産業観光局の組織と担当業務

産業観光局の組織体制は以下のとおりである。

商工部	産業総務課	局の庶務・計理・労務管理，勸業館関連事業
	産業政策課	産業及び観光に関する調査・企画・情報収集・提供，中小企業金融支援，雇用施策・事業の進行管理，企業の社会的責任活動の支援
	商業振興課	商業振興，関係団体の指導・助成，個店振興，商業施設の設置に係る指導，旧公設小売市場の管理
	伝統産業課	伝統産業の振興，関係団体の指導・助成
	中央卸売市場第一市場	卸売市場（青果品・水産品・加工品）の管理運営，業者の指導・検査・監督，市場活性化事業
	中央卸売市場第二市場	卸売市場（食肉類）の管理運営，と畜解体業等の承認，業者の指導・検査・監督
	計量検査所	計量器の検査，計量思想の普及・啓発
産業振興室	産業技術研究所	京都市スーパーテクノシティ構想・京都バイオシティ構想の推進，産業科学技術振興，産学公連携の促進，創業・新事業，第二創業・ベンチャー企業への支援，企業等立地対策，中小企業経営支援，産業関係団体の指導・助成
	工業技術センター	製作技術，電子技術の研究・指導，製品・原材料の分析・試験，酒母・セーゲル錐の製造，技術者の研修
	繊維技術センター	色染・機織・デザイン技術の研究・指導，色染・機織の分析・鑑定，技術者の研修
観光部	観光企画課	入浴観光客統計調査，観光振興に係る企画，調査及び実施，宇多野コースホステルの運営，観光案内所の運営
	観光振興課	観光宣伝（国内・海外），観光客の誘致，国際会議等の誘致・受入れ
	観光案内所	観光施設・交通等の案内・紹介
農林振興室	農業計画課	農業施策の調査・企画，農業振興地域の整備計画策定，農用地の利用増進，生産緑地の保全対策，関係団体の指導・助成，水田農業構造改革対策，農産物の流通・価格安定対策，担い手育成対策
	農業振興整備課	土地改良対策，農業用施設の改良・保全，農業基盤整備事業，農業技術の改良，園芸振興，病虫害防除対策，畜水産業の振興
	林業振興課	林業技術の改良，森林整備，市有林の施策，林業基盤整備事業，林産物の需要拡大・流通対策，担い手育成対策
	農業指導所	農畜水産業の経営改善・技術指導，水田農業構造改革対策，農地・農業用施設の改修・維持管理，農業用水の水源対策，有害鳥獣被害防止対策
	京北農林事務所	農林畜水産業の経営改善・技術指導，水田農業構造改革対策，農林地・農林業用施設の改修・維持管理，農業用水の水源対策，有害鳥獣被害防止対策
京都市農業委員会事務局		

(産業技術研究所について)

平成 22 年 10 月 1 日、永きに渡り京都の産業の振興、発展を技術面から支えてきた「工業技術センター」と「繊維技術センター」が廃止され、両センターの得意技術の進展・融合を図り、組織的にも立地的にも統合した新しい「京都市産業技術研究所」が開所されることとなった。

京都の産業振興拠点の一つであり、産業支援機関が集積する「京都リサーチパーク」内に新たな研究所を開所し、京都市域産業におけるイノベーションの創出につなげるための技術支援の強化や研究開発の重点化に戦略的に取組むとともに、大学等との連携をいっそう進め、産学公連携のもと未来の京都の活力の源泉となる「知恵産業^注」の創出を進めるものである。

^注 知恵産業

京都産業の優位性として説明される、文化・ものづくり産業の発達や産学公連携などの都市文化特性を生かした産業。京都商工会議所が「ニュー京商ビジョン」の基本方針として「知恵産業のまち・京都の推進」を掲げている。

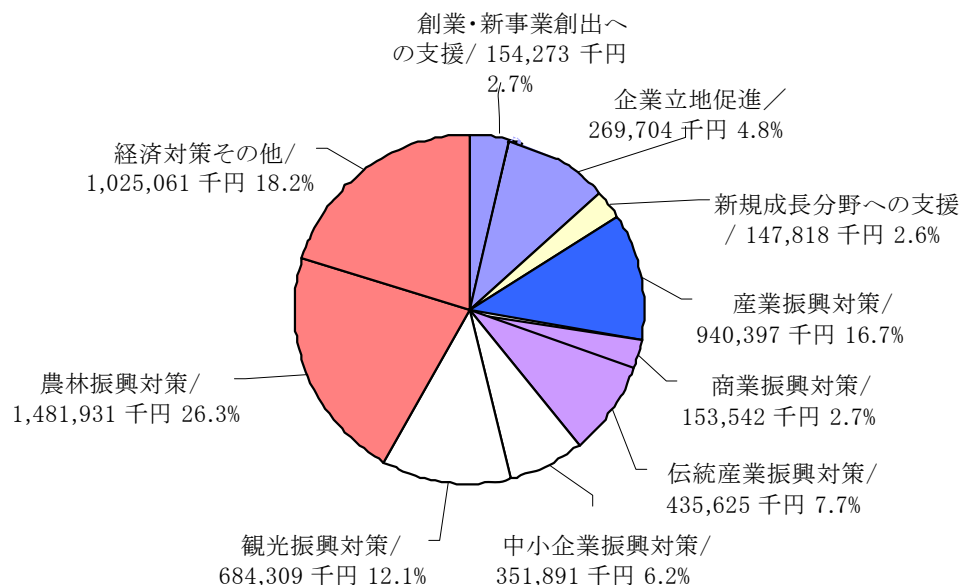
(4) 産業観光局の予算及び決算

i) 平成 21 年度の産業観光局の予算内容

京都市の平成 21 年度一般会計予算の規模は約 6,940 億円であり、前年度肉付補正後予算と比べ約 44 億円増 (0.6%増) となっている。そのうち、平成 21 年度の産業観光局所管の一般会計予算額は約 872 億円で、前年度肉付補正後予算と比べ、約 173 億円 (24.7%) の増となっており、特に、雇用対策事業特別会計では約 4 億円の予算を計上している。さらに、平成 21 年度も依然として厳しい経済・雇用情勢が続いている現状や、新型インフルエンザの発生により影響を受けた京都観光への対策を講じるため、国の経済危機対策による補助事業を活用すること等により、5 月と 6 月に補正予算を編成している。

* 産業観光局一般会計歳出予算の内訳 (6 月補正後)

(給与費約 21 億円、中小企業融資制度預託金 1,000 億円は除く)



* 一般会計予算の規模等

区分	20 年度予算 (肉付補正後)	21 年度当初予算	対前年度比較 (増減率)
京都市一般会計	6,896 億円	6,940 億円	44 億円 (0.6%)
うち産業観光局所管分	699 億円	872 億円	173 億円 (24.7%)

ii) 産業観光局の予算費目別決算数値推移

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
産業観光総務費	3,318,545	3,192,353	3,206,341	3,086,672	3,072,683
商工振興費	1,089,597	1,323,392	1,189,049	1,138,350	1,477,831
中小企業対策費	49,774,078	49,655,868	50,612,173	70,259,888	120,236,507
技術振興費	269,200	248,049	341,930	403,719	481,161
観光費	577,998	575,874	492,866	543,251	651,060
農業費	※1 1,003,085	376,021	476,415	398,764	492,909
林業費	483,318	553,016	493,870	418,382	※2 947,268
産業観光施設整備費	22,632	320,031	312,502	363,143	152,922
農林災害復旧費	37,446	29,473	11,994	15,993	764
一般会計 合計	56,575,899	56,274,077	57,137,140	76,628,162	127,513,105
中央卸売市場第一市場					
中央卸売市場費	1,434,881	1,372,698	1,410,131	1,717,685	1,958,812
市場整備費	—	185,082	32,728	160,027	23,373
公債費	774,883	645,127	635,224	498,165	452,972
予備費	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 ※3	1,000,684	651,312	131,773	—	—
中央卸売市場第二市場					
中央卸売市場・と畜場費	601,993	579,329	636,194	576,963	570,712
公債費	193,884	192,272	191,502	185,649	182,920
予備費	0	0	0	0	0
市場整備費	—	—	41,126	—	31,203
農業集落排水					
農業集落排水事業費	44,585	38,946	19,893	19,695	17,716
公債費	14,189	20,930	24,070	30,798	30,702
予備費	0	0	0	0	0
雇用対策事業 ※4					
ふるさと雇用	—	—	—	—	311,600
緊急雇用	—	—	—	40,000	543,991
特別会計 合計	4,065,099	3,685,696	3,122,641	3,228,982	4,124,001

iii) ii) の主な増減内容

中小企業対策費については新規融資枠の拡充により預託金が増加傾向にあり、平成 21 年度においては、米国発の金融危機の影響により、さらに増加している。

※ 1 農業費の平成 17 年度は、柳花き卸売市場整備により多額となっている。

※ 2 林業費の平成 21 年度は、森林バイオマス^注活用推進事業等の単年度事業や新規事業の増加等により多額となっている。

※ 3 中央卸売市場第一市場の前年度繰上充用金は、収支改善のため減少している。

※ 4 雇用対策事業は、国の経済対策の補助金が交付された結果、新たに増加している。

^注 バイオマス

枯渇性資源ではない現生生物体構成物質起源の産業資源。

国が定めた「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されている。

2. 特別会計について

(1) 京都市及び産業観光局の特別会計

特別会計とは、国又は地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる独立した経理管理が行われる会計のことをいう。地方公共団体における特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる（地方自治法第209条第2項）。

市においては京都市特別会計条例（後掲参照）に基づき、地域水道特別会計、京北地域水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計、中央卸売市場第一市場特別会計、中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計、農業集落排水事業特別会計、雇用対策事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、駐車場事業特別会計、土地取得特別会計、基金特別会計及び市公債特別会計の12会計が定められている。

上記のうち、産業観光局が平成21年度において所管しているのは、中央卸売市場第一市場特別会計、中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計、農業集落排水事業特別会計、雇用対策事業特別会計の4会計である。

【平成21年度における各特別会計の当初予算額】

特別会計名	当初予算額（千円）
中央卸売市場第一市場特別会計	2,863,000
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	825,000
農業集落排水事業特別会計	51,000
雇用対策事業特別会計	744,000

(2) 各特別会計の概要

産業観光局が所管する特別会計のうち、中央卸売市場第一市場特別会計及び中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計については、第3. 監査の結果及び意見でそれぞれ記載している。

i) 農業集落排水事業特別会計について

①農業集落排水事業の概要

農業集落排水事業は農業集落からのし尿、生活雑排水又は雨水を処理する施設を整備する事業である。

農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全及び農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを事業目的としている。

農業集落排水施設は、主として集落を単位とした小規模分散システムであるため、処理水が農業用水等として集落内で反復利用され、地域の水環境の保全に役立つとされている。また施設より発生する汚泥についても、緑農地利用、建設資材利用、熱利用等農地還元を通じて資源のリサイクルを図り、土づくりの面から環境保全型農業に資する形となっている。このため、農業集落排水施設は生態系と調和のとれた、農村環境の保全に適したシステムとされている。

②市における農業集落排水事業特別会計

右京区京北上弓削地区に設置された農業集落排水処理施設の運営と維持管理を行うために、農業集落排水事業特別会計として定め、産業観光局で所管している。

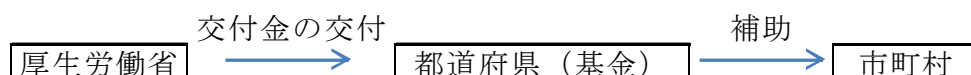
ii) 雇用対策事業特別会計について

厳しい雇用情勢に対応するため、国では平成21年度補正予算において雇用対策関連予算として約2.5兆円の補正予算が組まれている。

このうち、雇用の安定を目的として、地域の求職者の雇用機会創出の取組みを支援する基金として「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を設定し各都道府県に交付している。

市では上記のような国の交付金を活用した「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」を実施し、市民生活の安定、市経済の活性化を図っている。事業の実施に要する財源は全額は一旦国から京都府に交付され、京都府から、補助金として市に交付される。この補助金は、雇用対策事業特別会計で執行管理されている。

(事業費の流れ)



①ふるさと雇用再生特別基金事業

事業規模は3億5,100万円（5月補正後予算）であり、一定期間（1年～3年）の委託事業を実施して雇用機会を創出し、期間終了後においても委託先等での継続雇用を促進することを目的としており、以下の事業が実施されている。

- 京都伝統産業ふれあい館における製作実演・体験教室の開催：2,000万円
- 伝統産業に対する道具類貸与制度の創設：1,000万円
- きものKYOTOアンテナショップ（仮称）の運営：1億円
- 農業サポート人材対策：3,050万円
- 公有林環境整備対策事業：6,790万円
- 森林病虫害被害放置木処理対策：5,400万円
- 北山美林再生対策：4,680万円
- 市内産木材販路拡大事業：1,720万円
- 農山村「第6次産業」化促進事業：460万円

②緊急雇用創出事業

事業規模は3億8,330万円（6月補正後予算）であり、国の交付金を活用し、離職を余儀なくされた派遣労働者やアルバイト、中高年の失業者等を対象に、次の雇用までの短期のつなぎ雇用を行うものであり、以下の主な事業が実施されている。

- 京都市商店街にぎわい創出事業：500万円
- 「SHO・TEN・GAI！！」リーフレット作成：5,000万円
- きものde エコ 京都まちなか観光キャンペーン：4,910万円
- 伝統産業のPR用記念品及び京都伝統産業ふれあい館の展示品等の製作：9,300万円
- 京都伝統産業ふれあい館における製作実演・体験教室の開催：1,200万円
- 伝統工芸品需要開拓調査事業：200万円
- 都市部における工場立地環境等調査事業：1,000万円
- 中小企業融資制度における新制度創設に伴う相談体制の強化：720万円
- 京都市産業支援施策データ統合事業：500万円
- 高度先端医療技術（ナノメディシン）研究開発支援事業：490万円
- ロケ地情報のデータベース化に向けた実地調査：500万円
- 桂川源流域環境保全対策：870万円
- 猿害防止対策事業（西山地区）：260万円
- 農業用水路の環境美化：3,150万円
- 山林の未搬出木竹材利用促進事業：3,710万円
- 山村都市交流の森における散策道等の整備事業：3,030万円

(参考) 京都市特別会計条例

昭和39年3月5日 条例第25号

京都市特別会計条例

地方自治法第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため、設置する。

(1)	地域水道特別会計	京都市地域水道条例第1条第1項の規定により設置される地域水道(京都市京北地域水道の管理に関する条例第1条に規定する京北地域水道(以下「京北地域水道」という。)を除く。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(2)	京北地域水道特別会計	京北地域水道の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(3)	特定環境保全公共下水道特別会計	特定環境保全公共下水道(本市の山間地域における下水を排除し、又は処理し、もって当該地域の生活環境の改善を図るための下水道法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(4)	中央卸売市場第一市場特別会計	中央卸売市場第一市場の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(5)	中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	中央卸売市場第二市場及びと畜場の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(6)	農業集落排水事業特別会計	京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第2条第2号に規定する農業集落排水処理施設の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(7)	雇用対策事業特別会計	本市が行う雇用対策事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(8)	土地区画整理事業特別会計	本市が施行する土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(9)	駐車場事業特別会計	本市が行う駐車場事業(市長が別に定めるものに限る。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(10)	土地取得特別会計	本市が行う土地の先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため
(11)	基金特別会計	基金の円滑な運用とその経理の適正を図るため
(12)	市公債特別会計	市公債事務の円滑な管理とその経理の適正を図るため

(附 則) は割愛する。

3. 外郭団体について

(1) 外郭団体の設立目的

外郭団体は、市政と連携しながら民間の人材、知識、資金等を活用することにより、市民のニーズに即した多様な公的サービスを提供することを目的に設立されたもので、市民サービスの向上や市政運営の効率化に貢献するものと期待されている。

(2) 京都市の外郭団体

市は、出資金及び基本金の25%以上を出資している法人（※）34団体を外郭団体として位置付け、主体的に指導等を行っている。

市の外郭団体の特徴として、財団法人の割合が高く、株式会社の割合が低くなっている。

（※）市からの補助金、委託料その他の支出、人的援助の状況等市と法人との関係から判断して、市が主体的に指導等を行う必要がない法人を除く。

【法人形態別外郭団体数】

法人形態	団体数	全体に占める割合(%)
地方三公社	2	6
一般財団法人	25	73
社会福祉法人	2	6
株式会社	5	15
合計	34	-

(3) 外郭団体数の推移

「京都市外郭団体改革計画」（平成16年7月）、「外郭団体のより抜本的な見直し方策」（平成18年2月）及び「京都未来まちづくりプラン」の「行財政改革・創造プラン」（平成21年2月）に基づき、外郭団体の統廃合等を推進した結果、団体数は年々減少している。

【外郭団体数の推移（各4月1日現在）】

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
48	48	49	49	46	43	40	38	35	34

(4) 産業観光局所管の外郭団体

産業観光局が所管する外郭団体は以下のとおりである。

- 財団法人 花脊森林文化財団
- 財団法人 きょうと京北ふるさと公社
- 財団法人 京都伝統産業交流センター
- 財団法人 京都高度技術研究所 (※)
- 株式会社 京都産業振興センター
- 財団法人 京都市中小企業支援センター (※)

※：財団法人 京都高度技術研究所と財団法人 京都市中小企業支援センターは平成21年10月1日に統合した。

各団体の概要は以下のとおりである（ただし、財団法人京都高度技術研究所及び株式会社京都産業振興センターの概要については第3. 監査の結果及び意見でそれぞれ記載している。）。

i) 財団法人 花脊森林文化財団

本社所在地	京都市左京区花脊八樹町 250 番地
代表者	理事長 内田昌一
設立	平成 4 年 11 月 4 日
基本財産	50,000 千円（うち本市出えん額 50,000 千円、出えん率 100.0%）
事業目的	左京区北部山間地域の豊かな自然文化を活かすことによって、自然と調和した山村文化及び森林文化の継承及び発展を図り、心のふるさとを都市住民に提供して地域と都市住民との交流を行うとともに、農林業を生かした地域の振興を図ること。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林文化の郷としての森林の保全及び整備に関する事業 (2) 山村文化及び森林文化の継承及び発展に関する事業 (3) 地域と都市住民との交流の促進に関する事業 (4) 森林文化の研究に関する事業 (5) 地域産品の生産、流通、広報等地域の振興に関する事業 (6) 京都市の「山村都市交流の森整備」に関連する京都市の施設の管理運営の受託事業 (7) その他前項の目的を達成するために必要な事業

ii) 財団法人 きょうと京北ふるさと公社

所在地	京都市右京区京北上弓削町段上ノ下 2 番地の 1
代表者	理事長 庄康彦
設立	平成 13 年 12 月 25 日
基本財産	30,000 千円 (うち本市出えん額 25,000 千円、出えん率 83.3%)
事業目的	農林業の維持振興や担い手の確保育成を図るとともに、地域の優れた自然環境や特性を活かしながら、都市住民との積極的な交流活動等の推進を図ることにより、美しい農山村景観の保持や人と自然が輝く活力ある農山村社会の形成に資すること。
業務内容	(1) 農地保有合理化に関する事業 (2) 農作業等の受委託に関する事業 (3) 都市農山村交流、農林業等ふるさと産業振興施設等の管理運営に関する事業 (4) 都市住民との農山村の交流や定住促進に関する事業 (5) 担い手農家等の確保育成に関する事業 (6) ふるさと振興等の調査研究に関する事業 (7) 地域特産物の開発研究や販売促進に関する事業 (8) 地域交通に関する事業

iii) 財団法人 京都伝統産業交流センター

所在地	京都市左京区岡崎成勝寺町 9 番地の 1 京都市勧業館内
代表者	理事長 渡邊隆夫
設立	昭和 52 年 3 月 29 日
基本財産	11,000 千円 (うち本市出えん額 5,000 千円、出えん率 45.5%)
事業目的	京都市勧業館常設展示場の管理等を受託し、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与すること。
業務内容	(1) 京都市勧業館常設展示場の管理及び運営の受託 (2) 伝統産業製品の展示及び紹介 (3) 伝統産業に関する資料の収集、保存、供覧及び提供 (4) 伝統産業に関する調査及び研究

iv) 各団体の決算状況

団体名	資本金又は基本財産 (千円)	出資比率又は出えん率 (%)	単年度損益額 (千円)		累積剰余金 (△累積欠損金) (千円)	
			平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
財団法人 花脊森林文化財団	50,000	100.0	△ 601	3,279	895	4,173
財団法人 きょうと京北ふるさと公社	30,000	83.3	△ 26,415	718	18,895	19,613
財団法人 京都伝統産業交流センター	11,000	45.5	△ 3,515	566	10,620	11,186
財団法人 京都高度技術研究所	300,000	33.3	△ 74,248	30,271	△ 124,689	△ 99,219
株式会社 京都産業振興センター	90,000	60.0	35,255	24,313	220,014	244,328

v) 平成21年度における市からの財政支出等

(平成22年3月31日現在)

団体名	市からの財政支出等				
	補助金 (千円)	委託料 (千円)	うち競争性のない随意契約 (千円)		貸付金 (千円)
			うち競争性のない随意契約 (千円)	うち再委託契約 (千円)	
財団法人 花脊森林文化財団	40,825	150,193	145,342	2,100	0
財団法人 きょうと京北ふるさと公社	52,270	44,293	34,393	0	0
財団法人 京都伝統産業交流センター	0	72,400	72,400	25,860	0
財団法人 京都高度技術研究所	398,178	627,151	524,551	115,309	192,000
株式会社 京都産業振興センター	0	50,800	50,800	0	0

団体名	人件費									
	常勤役員		非常勤役員		職員				給与・賞与の平均額 (千円) { (D) + (E) } / (C) (※3)	役員報酬及び有給職員の給与・賞与の合計額 (A) + (B) + (D) + (E)
	有給役員数 (※1)	報酬総額 (千円) (A)	有給役員数	報酬総額 (千円) (B)	有給職員数 (C) (※2)	給与総額 (千円) (D)	賞与総額 (千円) (E)	給与・賞与の合計額 (千円) (D) + (E)		
財団法人 花脊森林文化財団	1	3,844	0	0	6	23,270	5,749	29,019	4,837	32,863
財団法人 きょうと京北ふるさと公社	1	3,360	1	2,336	3	10,898	3,128	14,026	4,675	19,722
財団法人 京都伝統産業交流センター	0	0	0	0	4	9,941	2,027	11,968	2,992	11,968
財団法人 京都高度技術研究所	1	1,320	0	0	36	121,853	135,318	257,171	7,144	258,491
株式会社 京都産業振興センター	1	6,600	0	0	12	45,926	13,838	59,764	4,980	66,364

(※1) 有給役員数については、役員と職員を兼務している場合、役員報酬として支払っている場合は役員に含め、職員給与として支払っている場合は職員に含めている。

(※2) 有給職員は、正職員（本市派遣職員を含む。）を対象とし、非正規職員を含まない。

(※3) 有給職員数は、平成22年3月31日時点の人数であり、平均額は年度途中の職員数の増減を反映したものではない。

第3. 監査の結果及び意見

1. 京都市中小企業融資制度に係る監査の結果及び意見

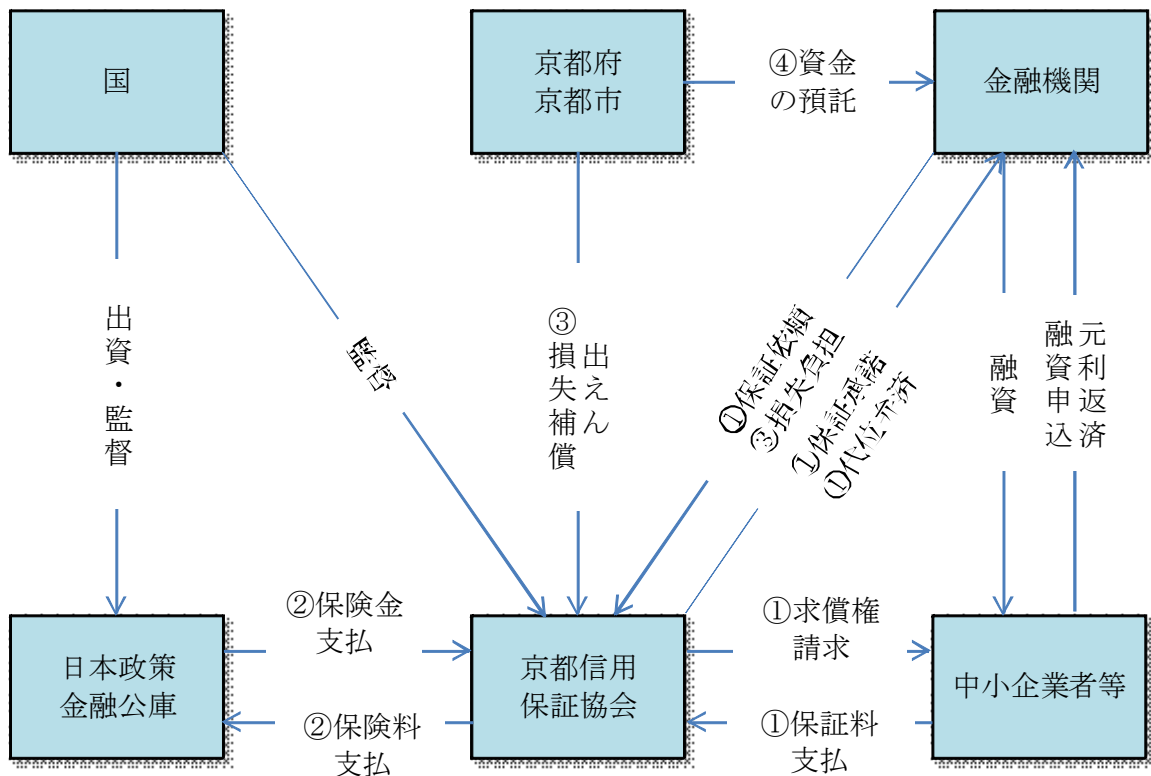
(1) 京都市中小企業融資制度の概要

i) 京都市中小企業融資制度の趣旨

市で実施している中小企業融資制度は、市で実施する様々な中小企業支援事業の施策の一つであり、土地等の担保力や信用力が乏しく金融機関からの借入が容易でない中小企業者等に対して円滑かつ低利に事業資金を供給し、中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって京都経済を活性化させることを目的とするものである。

ii) 京都市中小企業融資制度の仕組み

市の中小企業融資制度は、①信用保証制度、②信用保険制度、③損失補償制度、④預託金制度の4つの制度を基に運営されている。これら4つの制度からなる基本的枠組みを図で示せば、以下のとおりである。



①信用保証制度

信用保証制度とは、中小企業者等が金融機関から融資を受ける際に、京都信用保証協会から借入金に対し保証を受けることで、担保力や信用力の不足を補う制度である。この制度により、金融機関は貸出リスクが低下するため、中小企業者等に対しても積極的に融資を行うことができ、中小企業者等は資金調達を円滑に行うことができる。

中小企業者等が金融機関に融資を申し込むと、金融機関は融資審査を行い、当該信用保証制度の適用適格者であれば、京都信用保証協会に保証を依頼する。京都信用保証協会が審査の結果、保証を承諾すると、中小企業者等、金融機関及び京都信用保証協会は保証契約を締結し、金融機関が中小企業者等に対し融資を行う。中小企業者等は金融機関に対して、借入金の元利返済を行うとともに、京都信用保証協会に対して、保証料を支払う。

中小企業者等が借入金を返済できなくなった場合、京都信用保証協会が中小企業者等に代わって金融機関に代位弁済を行う。その後、京都信用保証協会は中小企業者等に対し、代位弁済による求償権の請求を行い、元利金の全額について回収を図る。京都信用保証協会では、中小企業者等の倒産等によりこの求償権を回収できない場合、損失が発生する。

②信用保険制度

京都信用保証協会の保証のうち一定の要件を備えているものは、株式会社日本政策金融公庫が行う中小企業信用保険法による信用保険が付保される。信用保険制度とは、信用保証協会の信用保証業務に伴う不測の事故に備え、損失補償の措置を講じる制度である。

京都信用保証協会は日本政策金融公庫に対して、保険料の支払いを行う。中小企業者等が借入金を返済できなくなり、京都信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合、日本政策金融公庫は代位弁済した元本金額の 70%又は 80%を保険金として、京都信用保証協会に支払い、京都信用保証協会の損失を補償する。

③損失補償制度

京都信用保証協会は、一部の融資制度について市と損失補償契約を締結しており、保険金の受取及び金融機関の一部負担によっても補償されない損失のうち、一部を京都府及び市から受取る損失補償金によって補償されている。

金融機関は、京都信用保証協会との責任共有制度（負担金方式）に基づき、保険金の受取によって補償されない京都信用保証協会の損失の一部を負担する。その後、京都信用保証協会が

中小企業者等から求償権の回収を行った場合、保険金の受領割合及び損失補償割合に応じて回収額を日本政策金融公庫、京都府及び市に返還する。

④預託金制度

預託金制度とは、京都府及び市が金融機関に対し資金を預託する制度である。

中小企業融資制度を利用する融資（以下、「制度融資」という。）は金融機関が独自にリスクを負って行う融資（以下、「プロパー融資」という。）に比べて融資利率が低く設定されているため、金融機関は制度融資を行うとプロパー融資を行った場合に比べ、利益が減少する。金融機関は預託金を運用し利益を計上することで、制度融資を行うことによって減少した利益を補てんでき、中小企業者等に低利で融資することが可能となる。つまり、預託金は金融機関がプロパー融資で得られたであろう利子を補給すること、すなわち利子補給を目的としている。

また、市では、もう一つの重要な目的として、金融機関が市の中小企業融資制度の趣旨を踏まえて、信用力の乏しい中小企業にも積極的に融資を行うためには、融資のための資金を前もって、金融機関に供給する必要があるとしている。このため、預託金は4月、6月、9月、12月に翌3ヶ月分の融資実行見込額を基に、事前に預託され、事後的に融資残高実績との調整が行われている。なお、当年度に預託した資金は年度末にいったん全額が返済され、翌年度に改めて資金が預託される。

iii) 中小企業融資制度における京都府と京都市との関係

従前は、京都府と市でそれぞれに中小企業金融支援を行っており、制度の重複が生じていた。しかし、平成16年度に府市の制度を一本化し、府市協調で中小企業融資制度を運営している。

iv) 京都市の制度融資の概要

平成 21 年度において、実施されている市の主な制度融資の内容は以下のとおりである。

制度名	対象事業者	融資限度	融資利率	融資期間
小規模企業お うえん融資	小規模企業者・小組合	25 百万円	1.7%又 は 2.1%	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内
あんしん借換 融資	セーフティネット保証 の認定を受けた中小企 業者・組合	有担保 200 百万円 無担保 80 百万円	1.8%又 は 1.9%	運転資金 10 年以内 設備資金 10 年以内
経営支援特別 融資	売上減少等の条件を満 たす中小企業者・組合	有担保 200 百万円 無担保 80 百万円	2.2%	運転資金 7 年以内 設備資金 7 年以内
一般振興融資	中小企業者・組合	有担保 200 百万円 無担保 80 百万円	~2.9%	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内
中小企業再生 支援融資	企業再生を計画してい る中小企業者	200 百万円	金融機関 所定金利	10 年以内

上記 5 制度は以下の表のとおり、平成 21 年度の融資実績の 98%を占めている。また、上記 5 制度はいずれも府市協調で運営されている。表中の金額は京都市域の企業に対するものであり、預託金に関しては、京都市はこの 65%分（一部制度を除く）を負担している。また、損失補償金に関しては、府市が損失補償負担を負わないあんしん借換融資以外の融資制度について市が 65%を負担している。一般振興融資についても、預託金が発生しない契約となっている。

(単位：百万円)

制度名	新規融資額（平成 21 年度）		融資残高（平成 21 年度末）	
	金額	割合	金額	割合
小規模企業お うえん融資	11,818	4%	26,616	5%
あんしん借換 融資	224,454	78%	350,724	72%
経営支援特別 融資	12,946	5%	24,007	5%
一般振興融資	20,314	7%	41,992	9%
中小企業再生 支援融資	11,710	4%	34,690	7%
その他	4,809	2%	10,817	2%
合計	286,054	100%	488,846	100%

v) 新規融資枠、新規融資実行額、融資残高、代位弁済額及び損失補償額の推移

過去5年間の新規融資枠、新規融資実行額、融資残高、代位弁済額及び損失補償額の推移は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

	補正前新規 融資枠	補正後新規 融資枠	新規融資実 行額	融資残高	代位 弁済額	損失 補償額
平成17年度	80,000	80,000	97,977	261,896	4,867	172
平成18年度	80,000	80,000	101,332	266,414	4,841	179
平成19年度	80,000	80,000	118,131	279,759	6,301	199
平成20年度	80,000	130,000	350,868	415,854	8,268	308
平成21年度	150,000	210,000	286,054	488,846	10,123	244

※新規融資枠は予算数値、その他は実績数値である。

※新規融資枠は市負担分のみであり、これとは別に京都府が負担する融資枠がある。新規融資実行額、融資残高及び代位弁済額は府市協調の融資制度の総額であり、損失補償額は市負担額である。

平成20年9月のリーマン・ブラザーズ破綻に端を発する世界金融危機が生じたことにより、平成20年度及び平成21年度において、新規融資実行額、融資残高及び代位弁済額が急増している。この増加は、主に国の不況対策緊急融資制度を利用した「あんしん借換融資」の伸びによる増加である。当該制度については国が京都信用保証協会に対して損失補償を行い、市は損失補償を行わないため、市の平成21年度の損失補償額は減少している。

vi) 預託金額の算定方法

市は毎年度、制度融資の取扱金融機関との間で預託条件に関する覚書を交わし、当該覚書に基づき資金を預託している。

当該覚書によると、預託金額は次の算式により求められる。

預託金額=各融資制度の平均貸付残高÷融資倍率

融資倍率=基準金利÷(基準金利-各融資制度の貸付金利)

※協調融資制度に係る預託金額は、京都府及び市でそれぞれ35%及び65%ずつ負担する。

この算式は、制度融資の優遇金利により貸出を行うことによって失った金融機関の利益（各融資制度の平均貸付残高×（基準金利－各融資制度の貸付金利））を、預託金から生じる運用益（預託金額×基準金利）で補てんするという考え方に基づいている。

なお、基準金利とは、金融機関が信用力の高い企業に長期資金を融資する際に用いられる金利をいう。

vii) 損失補償額の算定方法

市は毎年度、京都信用保証協会との間で損失補償契約を締結している。当該契約によれば、損失補償金額は以下の算式により求められる。

$$\text{損失補償金額} = \text{算定基礎額} \times \text{損失補償割合}$$

$$\text{算定基礎額} = (\text{代位弁済額} - \text{保険金受取額} - \text{既回収額}) \times 0.8$$

※府市の損失補償割合は契約により以下のように定められている。

制度名	損失補償割合
小規模企業おうえん融資	80%
あんしん借換融資（国が100%補償）	0%
経営支援特別融資	65%
一般振興融資	25%

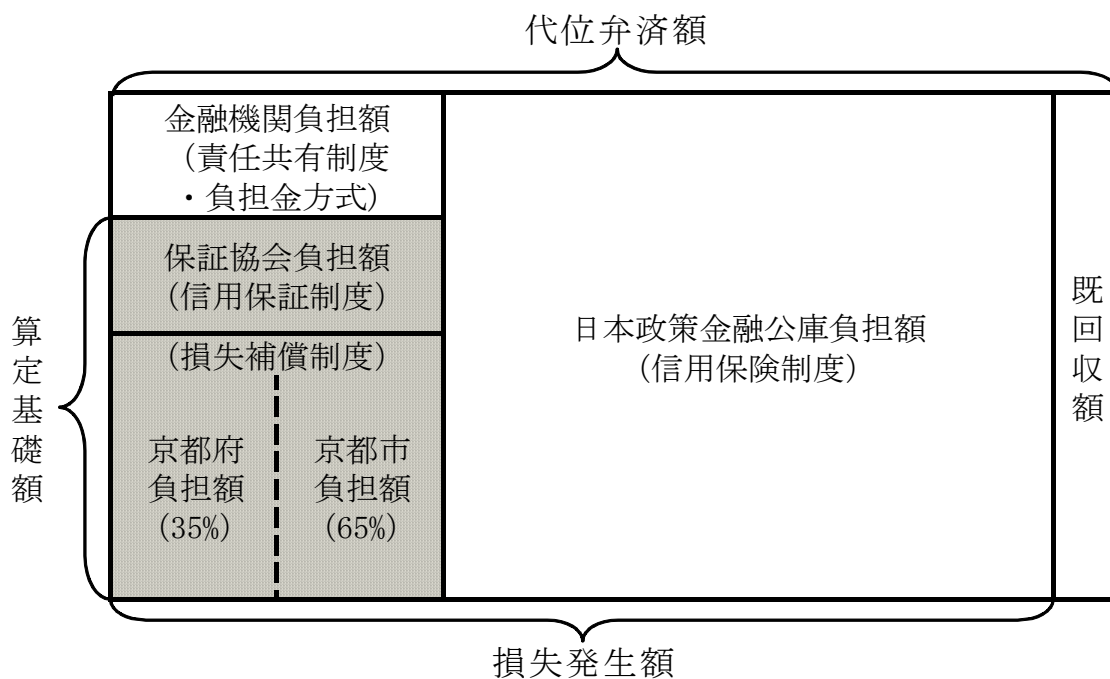
※算定基礎額の算定に際し、0.8倍するのは責任共有制度に基づき、金融機関が損失の一部を負担する場合である。

※損失補償金額は一部の制度を除き、京都市内企業の代位弁済に対しては、京都府、京都市でそれぞれ35%、65%ずつ負担する。

※保険金受取額とは、信用保証協会が信用保険制度によって日本政策金融公庫から受取る保険金である。

※既回収額とは、代位弁済後、信用保証協会が借入人及びその連帯保証人から回収した求償権の額である。

代位弁済による損失は、結果として各関係者が下図のように負担することとなる。



(2) 契約の不備について (結果)

i) 中小企業融資制度の取扱に関する契約について

市と金融機関の間では、「中小企業融資制度に係る預託条件に関する覚書」が交わされている。この覚書では、預託金の算定対象となる融資制度や預託金額の算定方法が取り決められているため、金融機関が融資制度を取り扱うことや取り扱うことのできる融資制度の種類といった基本的事項を、類推することができる。

しかし、制度の全体像を示したうえで、それぞれの責任関係が明確になるよう、市と各金融機関との間で、別途、融資制度の取扱に関する基本事項の契約を締結する必要がある。

ii) 覚書における預託金支払時期の記載について

預託金は、優遇金利により金融機関が失う利益の補てんのための原資という性格の他に、中小企業者等への資金供給の原資としての性格も有していると考えられる。

このため、実際の融資実行に先立ち、4月1日に4～6月の融資実行見込額に基づき資金を預託する。同様に、6月末、9月末、12月末に、それぞれ7～9月、10～12月、1～3月における融資実行見込額に応じた資金を預託している。

しかしながら、金融機関との預託条件に関する覚書においては、預託金の支払時期に関する記載がなされていない。覚書において、支払時期を明確に記載する必要がある。

iii) 京都府との協調融資制度にかかる契約の締結について

京都府と市は、府市協調で中小企業融資制度を運用している。このため、京都府及び市並びに京都信用保証協会の三者間で、損失補償金の費用按分に関する覚書を交わし、負担割合を定めている。

しかし、預託条件に関しては、市と金融機関との間で、覚書が交わされ、「必要な預託金は、京都府と協調して行うものとする。」と規定されているのみであり、負担割合についての定めが記載されていない。また、京都府と市との間で別途負担割合に関する覚書も交わされていない。

京都府と市との責任を明確にするために、預託金の負担割合についても契約あるいは覚書で定める必要がある。

(3) 京都府との協調融資制度の負担割合の在り方について（意見）

市は中小企業融資制度を京都府と協調して運営している。このため、金融機関への預託金及び京都信用保証協会への損失補償金の支払を、京都府と市でそれぞれ35%、65%の割合で負担している（一部制度を除く）。この負担割合は平成16年度に府市協調で中小企業融資制度を発足させるにあたって定めたものであり、京都府の京都市内企業への保証債務残高と市の京都市内企業への保証債務残高との割合を基にしている。この保証債務残高は平成10年度から平成13年度までの保証債務残高の平均値を用いている。

負担割合は平成16年度以降、見直しがなされていないが、算定の根拠となった平成10年度から平成13年度までの保証債務は、すでにその大半が回収されており、経済情勢も大幅に変化していることから、今後、京都府と負担割合の在り方について協議を図っていくことが望まれる。

(4) 預託金の会計処理について（意見）

中小企業融資制度に伴う預託金は、金融機関との「中小企業融資制度に係る預託条件に関する覚書」に基づき、年度末に各金融機関からいったん市に全額返還され、翌年度当初に改めて算定された額を預託することになっている。ところがこの資金決済は、年度末の預託金の返還が旧会計年度の出納整理期間中である4月1日に行われるため、新会計年度に預託される額との差額で行われている。この会計処理は、返還金は旧会計年度の諸収入（中小企業金融対策預託金元利収入）として全額収入に計上され、新会計年度の預託金は、中小企業対策費（貸付金）として支出に計上されている。このような会計処理を採用するのは、同一年度において、預託金支出（貸付金）と預託金元金収入の収支を同額にするためと考えられる。それならば、資金決済も差額ではなく、会計処理のとおりいったん全額返還を受け、新たに預託する決済の方法が望ましい。

(5) 基準金利算定の根拠について（意見）

市の中小企業金融支援制度において、預託金算定のための基準金利は、各制度融資取扱金融機関毎融資残高の短期プライムレートの加重平均値に通常0.5%を加えて算定されている。短期プライムレートとは、金融機関が信用力の高い企業に短期資金を融資する際に用いられる金利のことである。短期プライムレートに0.5%を加えることで、長期資金を融資する際の金利とみなして、これを基準金利としている。平成21年度においては短期プライムレートの加重平均値が2.4%であったため、基準金利は2.9%と算定されている。

基準金利については、機械的に短期プライムレートに0.5%を加算するのではなく、現状の社会情勢も加味し、経済合理的で説明可能な率を加算することが望ましい。

(6) 預託金額の算定に伴う機会損失の発生について（意見）

i) 預託金と機会損失の関係について

預託金は、年初ないし年度中に預託され、年度末にその全額が返済される。また、預託金は決済性預金に預け入れられるため、金融機関が破たんしたとしてもその全額が保全される。このため、市に全く負担が生じていないように見えるが、実際には資金を預託することにより、市には負担が生じている。資金の預託額が大きくなるほど市の負担も増加していく。一定の負担は中小企業融資制度の目的達成のために必要であるが、適正水準を超えて資金の預託が行われた場合、機会損失が発生することとなる。

機会損失とは、最善の決定をしなかったために得ることのできなかった利益のことである。中小企業融資制度にあてはめると、資金を最適な水準よりも過大に預託した場合に、当該資金を運用していれば得られたであろう運用益（又は、資金調達が不要となり支払わずにすんだであろう利息費用）が、市の機会損失にあたる。なお、市に機会損失が発生している場合は、その逆に、金融機関には追加的な利益を得る機会が生じている。

預託金額は、融資制度毎に、基準金利、貸付金利、平均貸付残高の3つの要素により算定されるが、平均貸付残高の算定が厳密に行われていないため、預託金額が過大に算定され、市に機会損失が発生している。

ii) 平均貸付残高の算定方法について

預託金に、利子補給の性格の他に、金融機関から中小企業者等への資金供給の原資としての意味合いももたせ、金融機関の融資に先立ち預託している。市の場合は、4月・6月・9月・12月にそれぞれ4～6月・7～9月・10～12月・1～3月の新規融資実行見込額に応じて事前預託がなされる。

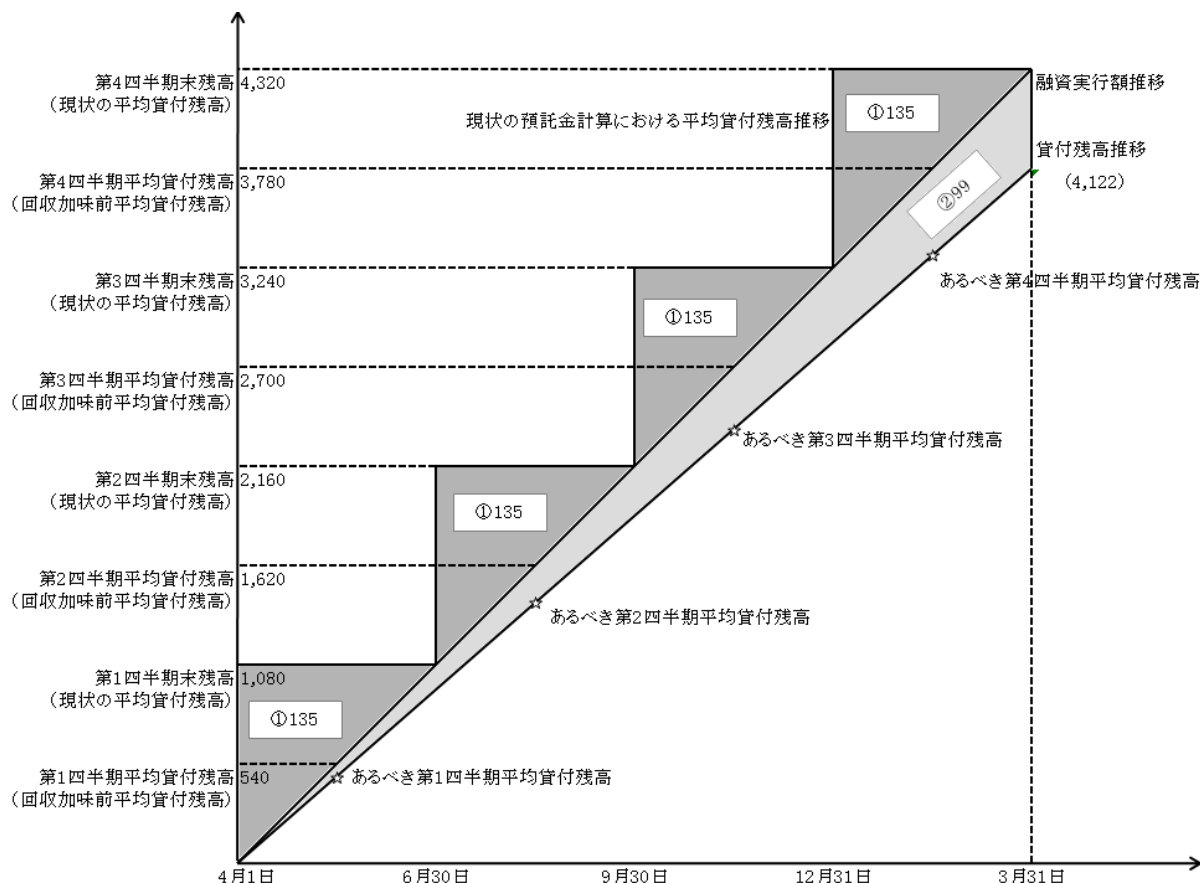
そこで、平均貸付残高は、過年度における融資実行済分と当年度における新規融資実行見込分とに分けて算定される。

過年度における融資実行済分に係る平均貸付残高は、年度当初の確定残高と回収スケジュールに基づく年度末見込残高との単純平均残高としている。

一方、当年度における新規融資実行見込分に係る平均貸付残高は、各四半期の新規融資実行見込額となっている。これは、各四半期初での融資実行見込額を各四半期の平均貸付残高とみ

なしていることと、年度中の回収を考慮していない、という2点において平均貸付残高を過大に計算していることとなる。

下図は当年度における新規融資実行額と新規融資の貸付残高推移、現状の預託金計算における平均貸付残高の推移を表したものである。



新規融資は平均的に実行されると仮定したため、この図では、新規融資実行額は斜め45度の直線で推移している（実際には、第3四半期から第4四半期にかけて、多額の融資実行が行われる傾向にある。）。新規融資については、年度中に回収が行われることから、貸付金の残高は融資実行額推移の直線よりも傾きの緩やかな直線で推移する。一方、預託金計算上では、各四半期初での当該四半期の融資実行見込額を平均貸付残高とみなしているため、預託金計算における平均貸付残高は階段状に推移している。

①各四半期の平均貸付残高の算定方法について

利子補給を行うとの考え方に基づけば、3ヶ月間の貸付金相当額の資金を預託すれば足る。しかし、現状では四半期初時点で当該四半期における融資実行額を見込んで、その総額に基づ

き預託しているため、貸付金の平均残高ではなく、四半期末残高に基づき預託金が計算されている。このため、期末残高と平均残高の差額だけ貸出金残高が過大となっており、結果として預託金が過大となっている（実際には融資が実行されていないにも関わらず、図の三角形①相当の融資が実行されているとみなしている）。

②平均貸付残高算定における年度中回収額の考慮について

当年度の新規融資については、融資が実行されるとともに、当年度中に回収も行われていく。回収済みの融資に対しては、利子補給は必要ないことから、預託金計算上の平均貸付残高に含めるべきではない。しかし、現状の預託金計算では、年度中の回収を考慮していないため、平均貸付残高が過大となっており、結果として預託金が過大となっている（融資回収済みにも関わらず、図の三角形②相当の融資が実行されているとみなしている。）。

③平均貸付残高の考え方について

月々の貸付金額を360（1年間の新規融資実行額を4,320）、月々の回収金額を3（貸付金の回収期間を10年（平成21年度の融資残年数実績）とし、回収条件を毎月均等額回収と仮定）とする。

あくまで仮定に基づく推定計算ではあるが、このとき、①各四半期首での融資実行見込額を各四半期の平均貸付残高とみなすことによる平均貸付残高に対する影響額は540（ $(1,080 \times 3/12 \div 2) \times 4$ ）であり、②年度中回収を考慮しないことによる平均貸付残高に対する影響額は99（ $(4,320 - 4,122) \times 12/12 \div 2$ ）となる。

このように平均貸付残高を過大に計算することにより、資金が過大に預託され、機会損失が発生することとなる。このため、今後は各四半期における回収加味後の平均貸付残高（図中の貸付残高推移の線上の星印）をもとに、預託金計算を行う必要がある。

(7) 市議会等への説明責任、部局内での検証方法の充実について（結果）

上記のように、平均貸付残高が過大に算定され、結果として資金の過大預託及び機会損失が生じている。このようなリスクを低減させるためにも、今後、以下の通り検証を十分に行うことが望ましい。

i) 市議会等への説明責任について

預託金制度は、預託金の運用益で優遇金利での融資により金融機関が失った利益を補てんすること、すなわち利子補給と中小企業への融資原資供給という2つの目的を有する制度である。このうち前者の目的を達成するためであれば、金融機関に対してその利子相当額を渡し切り資金で補てんすることによっても可能である。平成21年度における85,335百万円（平均残高）の預託金は、基準金利が2.9%のため、計算上は、2,474百万円の利子補給に相当する。しかしながら、下記のとおり一般に公表される予算説明資料では、補正予算で大幅に増額されていても、2,474百万円の渡し切り資金に相当する旨の十分な説明がされていない。

事務事業名	中小企業金融支援事業		
予算額	80,102,085千円	新規継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	局配分枠
担当課	商工部産業振興課		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市では、「あんしん借換融資」、「小規模おうえん融資」等の「京の企業いきいき金融支援」を府と共同で推進し、多くの企業にご利用いただいている。昨今の金融不安により、景気が後退する中、中小企業者の緊急的な資金繰を支援するため、短期資金を創設する。また、企業経営の円滑な承継を支援するため、経営承継資金を創設し、地域経済の活力維持を図る。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 「経済変動・雇用対策融資」（短期資金）の創設 中小企業者の一次的、緊急的な資金需要、雇用維持のためのつなぎ資金需要に対応する短期資金を創設することにより、資金繰の安定化を図る。</p> <p>2 「創業・経営承継支援融資」の創設 経営承継に必要な資金需要に対応するため、府市協調の「創業支援融資」に経営承継支援枠を設け、再編し、企業経営の円滑な承継を図り、新たに経営者となった方を支援する。</p> <p>3 「経営安定特別支援制度」の継続 平成21年3月末までとしている融資期間の長期化特例制度である「原油価格高騰対策等特別支援制度」を名称変更の上、平成22年3月まで継続する。</p> <p>4 「経営支援特別融資」の拡充</p>			

国の緊急保証制度の対象とならない中小企業者を支援するため、売上減少のみであった利用要件に「利益減少」要件を追加し、対象企業を拡充する。

5 「制度融資金利の引下げ」

金融情勢の動向を踏まえ、平成21年4月から制度融資の金利を0.2～0.1%引下げ

[参考（他都市の状況・事業効果など）] いずれも府市協調で実施

※平成21年度京都市予算案事業概要から抜粋

市議会等が、預託金が事実上の利子補給に相当すること、預託金という性質上、資金が1年間拘束されてしまう流動性リスクがあること、資金が無利息で拘束されることによる機会損失リスクがあることを認識した上で、予算の検討を行えるように、担当部局は、市議会等に対して十分な説明を行う必要がある。

ii) 部局内での検証不足について

預託金額の算定は、制度毎・金融機関毎の、平均貸付残高の算定、融資倍率の算定が必要となり、その算定過程は複雑である。しかしながら、平成21年度において119,813百万円もの資金が預託されているにも関わらず、預託金額を算定している産業観光局商工部産業政策課では、当該算定手順のマニュアル化がなされていないなど、部局内での検証が十分に行われるような体制になっていない。

担当者以外のものであっても、預託金の算定過程を検証できるように、算定手順マニュアルやチェック表を整備する必要がある。また、決裁手続においても、容易に内容の検証を行えるような説明資料を添付し、各承認者は十分な検証を行う必要がある。

(8) 金融機関、京都信用保証協会に対するモニタリングについて（意見）

それぞれの中小企業者等につき制度融資を行うべきかどうかの判断は、金融機関における融資審査及び京都信用保証協会における保証承諾審査にて行われる。市は金融機関に対する資金の預託及び京都信用保証協会に対する損失補償を行うのみであり、この判断には関与しない。

このため、市がモニタリングを行わないとすると、信用保険制度や損失補償制度により、損失の大部分が補償される金融機関や京都信用保証協会では、貸倒が懸念される場合であっても、融資を実行しようとする誘因と機会が生まれる可能性がある。

これを防ぐため、市は、制度融資全体というマクロ的観点から、制度毎・金融機関毎の代位弁済率を継続的にチェックしており、代位弁済率が一定の割合を超えた場合は、金融機関や京都信用保証協会に対してその原因の調査を行うこととしている。なお、実際に代位弁済率が一定の割合を超えたことはないとのことである。

しかし、個々の融資案件の審査が適切に行われているかというミクロ的観点でのモニタリングは行われていない。

下表は、京都信用保証協会から送付される損失補償金請求書のうち、融資実行日から1年以内に代位弁済に至り、損失補償金請求がなされたものを集計したものである。

代位弁済 までの期間	平成 20 年		平成 21 年	
	件数	代位弁済額	件数	代位弁済額
2ヶ月	3件	16百万円	-件	-百万円
3ヶ月	2件	27百万円	-件	-百万円
4ヶ月	6件	118百万円	4件	64百万円
5ヶ月	7件	165百万円	3件	75百万円
6ヶ月	9件	60百万円	10件	131百万円
7ヶ月	17件	115百万円	9件	167百万円
8ヶ月	9件	61百万円	4件	33百万円
9ヶ月	16件	100百万円	6件	32百万円
10ヶ月	13件	109百万円	9件	88百万円
11ヶ月	17件	215百万円	6件	81百万円
合計	99件	990百万円	51件	675百万円
総代位弁済 (市負担分のみ)	549件	4,119百万円	442件	4,046百万円

平成20年、平成21年において、このような1年以内に代位弁済に至るケースの代位弁済の件数は、総代位弁済件数（市が負担しないものを除く）のうち、それぞれ18.0%、11.5%と大きな割合を占めている（平成20年の割合が高いことは、リーマン・ブラザーズ破綻に端

を発する世界金融危機の影響も一因である)。もともと市の制度融資は、信用力の低い中小零細企業に対する支援策である点を斟酌しても、審査から間もなく資金繰りに窮し、代位弁済に至っている以上、金融機関や京都信用保証協会での一部の審査が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。

市においては、制度融資全体における代位弁済率について、その推移を怠りなく注視するとともに、早期に代位弁済に陥った融資の有無も確認する必要がある。早期に代位弁済に陥った融資については、審査が適切に行われていたかどうかを事後的に検証するために、個別にその内容を金融機関や京都信用保証協会に照会する必要がある。また、審査の精度を高めるために、市の損失負担割合を引き下げ、京都信用保証協会に相応の負担を求めることも検討が必要である。

(9) 事務事業評価によるモニタリング（結果）

市では、個別の事務事業の必要性や効果、効率性等を評価することによって、行政資源の有効配分や経営努力の目標設定等具体的な改善、見直し等を行うための判断に資する情報を提供すること等を目的に、事務事業評価を実施している。

中小企業金融支援事業についても、事務事業評価がなされているが、その評価指標は新規融資実行額の目標達成率（実績値÷目標値（当初予算段階で設定した新規融資見込））となっており、増加することが良いとされる指標となっている。景気の下降局面では、セーフティネットとしての中小企業金融支援事業の需要が高まり、実績値が目標値を上回る傾向にあり、景気の上昇局面では逆に実績値が目標値を下回る傾向にある。また、必ずしも融資実行が多ければよいわけではなく、必要以上に融資を行えば、市場から退出すべき競争力のない企業を延命させ、将来の倒産に伴う損失を市民に負わせることとなる。

このように経済情勢等を前提として判断を要する事業に対して、実情にそぐわない画一的な指標を用いたモニタリングは実効性に乏しい。例えば、融資目標の達成率だけでなく、代位弁済率を併せて評価指標とする等、二律背反な関係にある二つの指標を基に、事業のバランスを図ることも考えられる。事業の実情、事業の目的に即した指標の決定とモニタリング体制の構築が必要である。

(10) 預託金予算の損失補償金予算への流用について（結果）

京都信用保証協会への損失補償金は決算が当初予算を大幅に超過することが多い。損失補償金の金額は、経済情勢に大きく左右されることから、年度当初にその金額を正確に見積り、当初予算に全て反映させることは困難なためである。当初の見積り以上に損失補償金が発生し、予算が不足した場合、適時に補正予算を組むことは不可能であるため、預託金予算を流用することで、損失補償金支出を行っている。なお、平成21年度は当初予算100百万円に対して、決算では244百万円となっており、144百万円の予算超過額については、財政課との協議を踏まえ、流用を行っている。

市の予算は款・項・目・節の4つのレベルで作成されている。款（産業観光費等のレベル）及び項（中小企業対策費等のレベル）は地方自治法第220条第2項により予算流用は禁止されているため、補正予算を組む必要がある。しかし、目（金融対策費等のレベル）や節（預託金や損失補償金のレベル）の間は、京都市予算規則第17条により、補正予算を組むことなく、部局の長は流用することが認められている。

ただし、平成16年4月1日付で「予算の流用及び移用に当たっての留意事項について（通知）」が理財局長（現行理財局長）から出され、原則に反する流用・移用（予算を同じ節の範囲内において融通することをいう）がやむを得ず必要となるなど異例と考えられる場合の事項を特定して、行財政局に事前協議するよう要請している。

産業観光局では、預託金予算の損失補償金予算への流用が異例事項に該当するとの判断により、行財政局と事前協議を行っているとのことであり、この流用は市の規定上は問題ない。

しかし、将来の返還を予定する歳出である預託金予算を将来の返還を予定しない歳出の損失補償金予算に流用すると、当初予定されていた歳入（預託金として予算執行したならば年度末に生じたであろう歳入）が失われることとなる。このため、預託金予算の損失補償金予算への流用は、当初予算の趣旨を大幅に変更する異例な流用である。

このような異例事項に該当する流用について、行財政局との事前協議では不十分であり、例えば行財政局長の決裁を得て流用を行うこととし、産業観光局は異例な流用をできる限り少なくするような予算措置方法を検討すべきである。また、このような流用は重要な事項と考えられるため市議会等に対して積極的な説明責任をはたすべきである。

※なお、預託金予算、損失補償金予算の正式名称は、それぞれ「貸付金（中小企業金融対策預託金）」、「補償補填及び賠償金（京都信用保証協会補填金）」である。

（1 1）中小企業融資制度の運用に関する全体的な管理体制について（意見）

上記のように、計算上は平成 21 年度において 85,335 百万円（平均残高）の資金が預託・拘束され、2,474 百万円もの利子補給に相当する負担があるにも関わらず、全体的な管理体制の整備が充分になされていない。

これは、中小企業融資制度が金融の知識を要する複雑な仕組みであること、4 つの制度が一体として運営されており、その全体像の把握が困難であること、京都市の実負担額が実際の支出を伴わない利子補給相当額であること等により、中小企業融資制度の管理が特殊な知識を必要とする業務であるためと考えられる。

中小企業融資制度に対して、市が負うリスク（過大預託による機会損失、将来の損失補償の発生可能性、予算流用により歳入が失われること）を十分に理解している金融専門家等による中小企業融資制度のモニタリングを行えば、資金調達余力の乏しい中小企業への円滑な資金供給という制度趣旨を損なわずに、市の財政負担を減らすことが可能になると考えられる。

2. 委託契約に係る監査の結果及び意見

(1) 委託契約の概要

i) 定義

「委託」とは、市がその事務事業を直接実施するのではなく、行政責任を果たす上で必要な監督権限等を留保した上で、民間企業その他の団体又は個人に実施を委ねるものである。これは、相手方が事務事業を遂行することに責任を負うものであって、市が行政責任を免れるものではない。

ii) 委託契約の相手先の選定方法と主な法令・規則等

① 一般競争入札

入札に関する広告をし、入札への参加を希望する不特定多数で競争を行い、最も発注者側に有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方法である。一般競争入札は最も公平な業者選定方法であり、地方自治法第 234 条第 2 項では一般競争入札によって業者を選定することを原則としている。

② 指名競争入札

特定多数の入札参加資格者の中から、資力、信用その他適当と認める者を先行・指名し、その者で競争を行い、地方公共団体に最も有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方法である。地方自治法施行令第 167 条において、指名競争入札ができる場合を下記のとおり定めている。

イ) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

ロ) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

ハ) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

なお、指名業者の選定は契約依頼部局（発注課）から独立した行財政局財政部契約課において行われる。

③ 随意契約

地方公共団体が、契約の相手方を選定するとき、競争入札の方法によることなく任意に特定の者を選考し、契約を締結する方法である。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号か

ら第9号において、随意契約を適用できる場合を以下のとおり定めている。

- イ) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。（*1）
- ロ) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ハ) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- ニ) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
- ホ) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

へ) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

ト) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

チ) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

リ) 落札者が契約を締結しないとき。

(* 1) 市で定める額

契約の種類	金額の範囲
1. 工事又は製造の請負	1,300,000 円
2. 財産の買入れ	800,000 円
3. 物件の借入れ	400,000 円
4. 財産の売払い	300,000 円
5. 物件の貸付け	300,000 円
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000 円

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札の参加者の資格（第2条～第4条の2）

第2節 公告及び競争（第5条～第16条）

第3節 落札者の決定等（第17条～第19条）

第3章 指名競争入札（第20条～第25条）

第4章 随意契約（第26条～第28条）

第5章 特定調達契約に関する特例（第28条の2～第28条の11）

第6章 競争入札等運用委員会（第28条の12）

第7章 契約の締結（第29条～第38条）

第8章 契約の履行（第39条～第57条）

第9章 契約の解除（第58条～第60条）

第10章 雑則（第61条～第64条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（以下「法」という。）、地方自治法施行令（以下「令」という。）その他別に定めがあるもののほか、本市の契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札の参加者の資格

（一般競争入札参加者の資格の告示）

第2条 市長は、令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加するものに必要な資格を定めたときは、告示するものとする。

2 前項の規定による告示は、京都市条例の公布等に関する条例第6条において準用する同条例第2条第2項に定めるところによるほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（一部抜粋）

理財局長決定 平成15年10月23日

全部改正 平成17年3月31日

改正 平成18年11月30日，平成20年2月29日

1 京都市における物品等の調達（工事に係る測量，設計等の委託を含む。）において、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項各号に掲げる随意契約を行うことができる場合の基準は、次のとおりとする。

2 このガイドラインは、平成20年3月1日から実施する。

随意契約を行うことができる場合の基準	運用上の留意点
<p>1 少額の契約をするとき（令167条の2第1項第1号）。</p> <p>2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（令167条の2第1項第2号）。</p> <p>(1) 特定の1者しか履行できないもの</p> <p>ア 特定の1者でなければ供給することができない物件の買入れ又は製造の請負に係る契約</p>	<p>・京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第26条に規定する額以下の額の契約であって、かつ京都市局長等専決規程等に規定する契約に関する専決の額以下であること。</p> <p>・物件の買入れの場合は、買入れようとする物件を特定する合理的な理由があること。</p> <p>・工業製品等の既製品の購入の場合、製造者だけではなく販売代理店等も含めた販売ルートが1者に限定されていることを確認すること。</p> <p>・製造の請負の場合は、製造に要する技術その他の製造に必要な能力を有する者が1者に限られていることを確認すること。</p> <p>・美術品その他の代替品がない物品を購入する場合であっても、版画など同等品が流通している場合は対象外となること。</p> <p>・製造能力が他社に比べ優れているに過ぎない場合は、契約相手の選定手続として、プロポーザル，コンペなど比較優位であることを立証する手続をとること。</p>

④ 指定管理者制度

平成 15 年 9 月に施行された改正地方自治法により、公の施設の管理運営について、地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度が導入された（地方自治法第 244 条の 2）。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として導入されたものである。

市では指定管理者制度への対応方針について平成 16 年 3 月に「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」を策定している。

iii) 契約事務の流れ

① 入札契約

入札契約事務の流れ	必要資料
<p>発注課における施行決定（起案・決定） ↓ 発注課から契約課への契約依頼 ↓ 入札 ↓ 契約相手先の選定 ↓ 契約締結 ↓ 事業計画 ↓ 事業実施（事業着手→事業完了） ↓ 検査事務 ↓ 引き渡し ↓ 支払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決定書（決裁） ・ 契約依頼書 ・ 入札執行結果詳細（入札執行結果表） ・ 委託契約書 ・ 事業計画書、着手届 ・ 完了届 ・ 実績報告書 ・ 支出命令書

② 随意契約

随意契約事務の流れ	必要資料
<p>業務委託執行の決裁 ↓ 委託契約締結 ↓ 変更があれば（変更交付申請→交付決定） ↓ 変更契約締結 ↓ しゅん工検査 ↓ 実績報告 ↓ 支払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決定書（決裁） ・ 委託契約書 ・ 決定書（決裁） ・ 変更契約書 ・ 検査報告書 ・ 完了届 ・ 実績報告書

③ 指定管理者制度

指定管理者指定の標準的な手順	必要資料
<p>●設置条例の制定又は改正議案の提案 ↓ ▼選定委員会が選定方法，選定基準，募集要項の内容を検討 ▼市へ検討結果を報告 ↓ ●選定方法，選定基準，募集要項を決定 ↓ ●募集要項の公表（※非公募の場合を除く） ↓ ■申請書等を市に提出 ↓ ●審査書類の点検 ↓ ▼選定委員会における審査 ▼市へ審査結果を報告 ↓ ●指定候補者の決定 ↓ ●指定候補者，審査内容の公表，申請団体への通知 ↓ ●■仮協定書の締結 ↓ ●指定管理者指定に関する議案を議会へ提案 ↓ ●指定管理者指定の告示，指定書の交付（※議案の議決が得られた場合） ↓ ●債務負担行為設定議案，予算案を議会へ提案 ↓ ●本協定書の締結（※議案の議決が得られた場合） ↓ ■管理業務の開始 ●市は，管理運営状況のモニタリングを開始，必要に応じて業務改善を指導 ↓ ■事業報告書を市に提出</p>	<p>●募集要項 ■申請書等 ●選考結果通知書 ●■仮協定書 ●指定管理者指定書 ※市から指定管理者へ指定議案の議決を通知することにより，仮協定が本協定となる。 ■事業報告書</p>

●＝市の動き

▼＝選定委員会（京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第15条）の動き

■＝申請者（指定管理者）の動き

iv) 産業観光局の委託料の推移

産業観光局の過去5年の委託料（決算額）の推移は以下のとおりである。

なお、決算額の合計について、平成20年度から平成21年度にかけて1,010百万円増加（81%増）しているが、これは国からの交付による雇用対策事業（特別会計予算額：744百万円、第2.京都市産業観光局の概要 2.特別会計について参照）や産業振興費（一般会計予算額：100百万円の増加）や林業振興費（一般会計予算額：91百万円の増加）などによる増加である。

<産業観光局 委託料 決算額推移>

（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計	745,911	712,518	583,676	711,663	1,074,828
特別会計	356,265	339,232	383,351	532,321	1,179,475
合計	1,102,176	1,051,750	967,027	1,243,984	2,254,303

また、産業観光局の過去3年の課別委託料の推移（予算現額及び決算額）は以下のとおりである。

< 課別委託料推移 >

(単位：千円)

課名	平成19年度		平成20年度		平成21年度		決算額の増減 (b) - (a)	※
	予算現額	決算額	予算現額	決算額 (a)	予算現額	決算額 (b)		
産業総務課 (※1)	-	-	-	-	84,722	78,623	78,623	
産業政策課 (※1)	-	-	-	-	29,197	27,818	27,818	
商業振興課	10,264	10,263	32,866	21,610	93,731	92,715	71,105	A
伝統産業課	78,598	77,825	167,121	165,376	468,970	420,982	255,606	A
中央卸売市場第一市場	418,784	283,502	434,197	391,308	304,525	235,712	-155,596	D
中央卸売市場第二市場	93,892	93,891	97,481	95,271	103,914	99,937	4,666	
計量検査所	2,334	2,283	1,585	1,090	1,289	1,096	6	
産業振興室 (※1)	-	-	-	-	294,007	287,978	287,978	
産業技術研究所	62,042	54,498	31,479	30,124	34,466	33,406	3,282	
観光企画課	98,142	83,010	185,763	157,526	222,710	219,501	61,975	B
観光振興課	66,550	66,198	74,351	74,351	101,801	99,559	25,208	C
農業計画課 (※2)	1,574	1,536	1,839	1,708	6,119	6,110	4,402	
農業振興整備課	21,407	20,706	18,891	18,584	181,337	179,677	161,093	A
林業振興課	100,472	99,055	98,655	95,935	519,177	471,189	375,254	A
経済企画課 (※1)	112,628	88,743	108,510	103,125	-	-	-103,125	
産業振興課 (※1)	35,404	26,232	24,864	19,242	-	-	-19,242	
産学連携推進課 (※1)	66,996	59,285	83,662	68,734	-	-	-68,734	
計	1,169,087	967,027	1,361,264	1,243,984	2,445,965	2,254,303	1,010,319	

(※1) 組織改変による新規発生、消滅（経済企画課、産業振興課、産学連携推進課は、それぞれ、産業総務課、産業振興室、産業政策課へ改変）

(※2) 平成22年度から、農政企画課

平成20年度から平成21年度の決算増減額の主な内容は以下のとおりである。

A：雇用対策事業による増加

B：宇多野ユースホステルの平成20年7月のリニューアルオープンに伴うユースホステル運営費の増加

C：観光事業費の増加

D：平成20年度は平安京跡埋蔵文化財調査委託料136,693千円が計上されていた

(2) 個別に監査手続を行った委託契約

産業観光局の平成 21 年度委託契約について、金額的重要性等の観点で任意に抽出した 20 件につき、関連資料の閲覧及び所管課へのヒアリングを実施した。

なお、監査手続の対象とした 20 件は、産業観光局所管の委託料全体の 55.3%を占めている。

No.	所管課	委託内容	委託先	委託金額 (千円)	結果及び意見の該当頁
1	林業振興課	美しい京の山並み再生事業	京都府森林組合連合会	75,600	—
2	林業振興課	公有林環境整備対策	(財)花脊森林文化財団	70,987	P. 59
3	林業振興課	北山美林再生対策	京都北山丸太生産協同組合 京北銘木生産協同組合	56,800	P. 60
4	林業振興課	山村都市交流の森における散策道等の整備	(財)花脊森林文化財団	48,900	—
5	林業振興課	森林病害虫被害放置木処理対策	京北森林組合	40,912	—
6	農業振興整備課	京の旬野菜「時待ち食」キャンペーンの実施	京の旬野菜協会	50,900	P. 64
7	農業振興整備課	農業用水路の環境美化	京都府土地改良事業団体連合会京都支部	31,500	—
8	農業振興整備課	農業サポート人材対策	こと京都(株)他 4 団体	30,500	—
9	伝統産業課	伝統産業の PR 用記念品及び京都伝統産業ふれあい館の展示品の作成事業	西陣織工業組合他 18 団体	89,998	P. 65
10	伝統産業課	きもの KYOTO アンテナショップ運営事業委託	(財)京都高度技術研究所	60,600	—
11	伝統産業課	「きもの de エコ京都まちなか観光キャンペーン」事業 運営管理業務委託	(株)日商社	48,900	—
12	商業振興課	「SHO・TEN・GAI!!!」ガイドブック作成事業業務委託	京都新聞企画事業(株)	49,694	—
13	産業総務課	京都市東京事務所「京都館」管理運営委託	(株)京都産業振興センター	50,300	P. 174
14	産業振興室	京都高度技術研究所建物維持管理に関する業務委託	(財)京都高度技術研究所	103,662	P. 158
15	産業振興室	京都高度技術研究所ビルに係る環境整備事業基本計画策定及び整備業務委託	(株)大阪ガストータルファシリティーズ	77,000	P. 62
16	観光振興課	京都市観光案内所運営費	(社)京都市観光協会	38,666	P. 66
17	観光企画課	宇多野ユースホステル管理運営	(財)京都ユース・ホステル協会	107,568	P. 67
18	中央卸売市場第一市場	中央卸売市場第一市場 警備(ガードマン)業務委託	都総合管理(株)	122,850	P. 70
19	中央卸売市場第二市場	中央卸売市場第二市場 電気機械建物附属設備等保守管理他業務	協栄ビル管理(株)	46,725	P. 71
20	中央卸売市場第一市場	中央卸売市場第一市場 電気・機械建物等附属設備保守委託	(株)大興設備開発	41,527	—
合計				1,243,589	

なお、以下の対象案件は第3. 監査の結果及び意見 の以下の記載箇所に示したところに手続きの結果を記載している。

No.	名称	記載箇所
13	京都市東京事務所「京都館」管理運営委託	株式会社京都産業振興センターに係る監査の結果及び意見
14	京都高度技術研究所建物維持管理に関する業務委託	財団法人 京都高度技術研究所に係る監査の結果及び意見

(3) 積算誤りについて (結果)

委託料名	No. 2 公有林環境整備対策	課	林業振興課
委託内容	山村都市交流の森内の森林区域及び市有林内の松くい虫，カシノナガキクイムシによる伐倒処理及び予防作業実施業務		
契約方法	随意契約		
随意契約事由	本業務を実施するためには，森林の持つ様々な公益的機能を継続的に発揮させる事業の取組みに実績があり，継続的な雇用が可能な団体であることが前提となる。さらに，雇用した労働者に対する指導力を有し，将来的に森林整備に必要な知識や技術を身に付けさせることができる能力を有する団体でなければ事業を実施できないため。		
契約相手先	(財) 花脊森林文化財団		
契約変更した場合の内容、金額	作業が円滑に進んでいたが資材費が当初計画時よりも不足したため、その充当分として、金額を 67,900 千円から 70,987 千円に増額変更している。		
契約期間	始期 平成 21 年 5 月	終期	平成 22 年 3 月
契約実績 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	-	-	70,987

委託契約の抽出案件に対する監査手続を実施している中で、作業内容が同様で地域違いの松くい虫対策の契約（委託契約抽出案件 No. 2 と No. 5）があった。それらの積算方法を比較すると、No. 5 の松くい虫対策積算の単価表に記載の単価は 4,638 円/m³であるのに対し、No. 2 の松くい虫対策積算の単価表に記載の単価は 6,127 円/m³と諸経費分多額であったため、その理由を聴取したところ、No. 2 の積算では、別途諸経費の積算がされているにも関わらず、松くい虫対策の単価に諸経費が含まれており、諸経費分の総額 270 千円が二重に積算されていたことが判明した。

これを受けて、当該委託料の過大積算につき財団法人花脊森林文化財団へ報告したところ、同財団では予定間伐エリア以上の間伐処理をしており、それを考慮すると過大ではないとのことから、精算はしないという結果となった。本来であれば精算を行い、市が予定間伐エリア以上の間伐処理を追加委託しているならば契約変更の手続きを取るべきである。

また、積算が誤っていたことに変わりはないため、以後、正確な積算を行うとともに積算のチェック体制を強化する必要がある。

(4) 適切な決裁について (結果)

i) 北山美林再生対策

委託料名	No. 3 北山美林再生対策		課	林業振興課
委託内容	①京都市北区中川、杉坂真弓、大森、小野、雲ヶ畑、鷹峯地域及び右京区高雄地域北山林業地域における、枝打ち、間伐、及び支障木の処理等 ②北山林業地域の優良な美林風景の保全のため、放置状況にある北山丸太林の間伐、枝打ち等の森林整備			
契約方法	随意契約			
随意契約事由	①森林の持つ様々な公益的機能を継続的に発揮させる事業の取組みに実績があり、継続的な雇用が可能な団体であることが前提となる。さらに、雇用した労働者に対する指導力を有し、将来的に森林整備に必要な知識や技術を身に付けさせることができる能力を有する団体でなければ事業を実施できないため。 ②北山丸太の枝打ち作業という高度の知識及び技術等に長けている相手方と契約する必要があるため。			
契約相手先	①京都北山丸太生産協同組合 ②京北銘木生産協同組合			
契約変更した場合の内容、金額	①整備面積を上回る要望があり、28,080千円から34,080千円へ増額変更している。 ②事業区内で新たに除間伐支障木伐採すべき樹木が確認されたため、18,720千円から22,720千円へ増額変更している。			
契約期間	始期	平成 21 年 5 月	終期	平成 22 年 3 月
契約実績 (千円)	平成 19 年度		平成 20 年度	平成 21 年度
		-		-
				56,800

②の北山林業地域の間伐、枝打ち等の森林整備について事業区内で新たに除間伐支障木伐採すべき樹木が確認されたため、金額が18,720千円から22,720千円に変更された。その際の変更決裁が部長決裁で行われていたが、計理事務に関する専決規程によると物品契約関係の20,000千円超の決裁は局長決裁が必要であり、局長決裁されるべき変更決裁であった。

もともとの金額が部長決裁案件であったため失念していたとのことであるが、規程の逸脱は市民の利益に反する委託料の支払いにつながりかねないため計理事務に関する専決規程に従った適切な決裁が必要である。

(計理事務に関する専決規程)

専決事項 / 専決者		局長, 観光政策鑑	商工部長 (庶務担当部長)	産業総務課長 (庶務課長)
物品契約関係	調達契約	—	—	500 千円以下
	調達契約 (財政担当局長が別に定める随意契約に限る)	80,000 千円未満	20,000 千円以下	5,000 千円以下
	調達決定・支出決定	80,000 千円未満	20,000 千円以下	5,000 千円以下
	単価契約済みの物品等の調達契約	—	—	—

ii) 京都高度技術研究所ビルに係る環境整備事業基本計画策定及び整備業務委託

委託料名	No.15 京都高度技術研究所ビルに係る環境整備事業基本計画策定及び整備業務委託	課	産業振興室
委託内容	①京都高度技術研究所ビルの環境整備事業基本計画の策定 ②環境整備業務		
契約方法	随意契約		
随意契約事由	<p>本事業は、京都高度技術研究所ビル（以下、「アステムビル」という。）に研究開発型企業を始めとする本市産業振興に資する企業の入居を促進し、市内中小ベンチャー企業の育成・支援を図るものである。</p> <p>アステムビルは、京都市リサーチパーク地区（以下、「KRP地区」という。）という立地の特殊性から本市が設計、工事施行や工事監理等を行わず、京都市リサーチパーク株式会社（以下、「KRP（株）」という。）から完成物件を購入したものである。</p> <p>また、アステムビルは、市、KRP（株）と産業支援機関で構成された建物設計スタッフ会議等を通じて、作業環境全体のグランドデザインの中で、スペース配分、設備計画、什器・備品計画を統合したシステム設計を行うことで、財団法人京都高度技術研究所の事業目的に合致するよう、研究所員の活動を支援する当時最新の設備が設置されており、さらに、コ・ジェネレーションによるエネルギー供給が行われ、KRP（株）の都市管理センターにより24時間集中管理されている等通常とは異なる特殊な施設である。</p> <p>今回の改修工事は研究開発型企業の利用に供するという通常の公共施設にはない特殊な目的のためであり、また、主な改修内容はフロア区画の変更（大区画から小区画に改修する）に伴う電気設備、空調設備の工事である。</p> <p>以上のことから、用途が特殊である点及び今回の主な整備内容である電気、空調設備が通常とは異なった建築物であることから、このような整備目的を実現し、改修工事を履行できる業者に依頼する必要があるため。</p> <p>（契約の相手方の選定理由）</p> <p>アステムビルの空きスペース（延床面積：1,222.4㎡）を研究開発型企業の事業所や研究所、産業支援機関等に積極的に賃貸するために、KRP地区を整備、運営し、オフィスやラボを約250社にレンタルしている実績があるKRP（株）と普通財産の貸付及び転貸に係る契約を締結した。</p> <p>随意契約理由のとおり、本事業は、アステムビルの特殊性から、電気や空調の分割工事に当たり、施設構造や管理方法を熟知し、なおかつ、アステムの産業支援機関としての機能を最大限生かすためにも、テナント環境整備事業基本計画、監理、改修等が一体的に遂行され、研究開発型企業の事業所や研究所といったテナントが入居できる環境の整備する業務遂行能力が必要である。</p> <p>株式会社大阪ガストータルファシリティーズは、KRP（株）のグループ会社として、KRP地区における建物・設備の改修や維持管理を実施しており、ニーズにあった環境整備事業遂行能力もあると考えられるため、選定したものである。</p>		
契約相手先	(株)大阪ガストータルファシリティーズ		

契約変更した場合の内容、金額	工事部分につき、平成 22 年 1 月に 16 百万円増額変更している。			
契約期間	始期	平成 21 年 9 月 1 日	終期	平成 22 年 3 月 31 日
契約実績 (千円)	平成 19 年度		平成 20 年度	
	-		-	
				平成 21 年度
				77,000

当該事業は市が株式会社大阪ガスTOTALファシリティーズと委託契約を締結し、そのうち工事部分を株式会社大阪ガスTOTALファシリティーズが公成建設株式会社へ再委託をしている。その再委託に関して株式会社大阪ガスTOTALファシリティーズから提出された「指名見積合せ結果及び契約の内容報告」では予定価格 60,000 千円、実際見積価格は 51,000 千円となっているが、工事請負契約は平成 21 年 10 月 19 日に 49,000 千円で締結し、その後平成 22 年 1 月 13 日に 16,000 千円増額されている。

ところが、市が行った再委託承諾は平成 21 年 10 月 19 日時点で既に増額後の 65,000 千円で決裁されており、指名見積との整合性がとれていなかった。本来は当初発注金額で再委託承諾決裁をとり、1 月時点で追加部分の決裁を取るべきものであったが、追加工事見積まで決まった 1 月の段階で 10 月分決裁として遡及決裁を行っているものである。

適正に事業を執行するためには、提出物の精査をはじめ委託先の厳正な履行確認をすべきであり、このような事態が今後生じないよう、管理体制の見直し、関係者への周知徹底を早急に行うべきである。

(5) 随意契約事由について（意見）

委託料名	No.6 京の旬野菜「時待ち食」キャンペーン	課	農業振興整備課
委託内容	緊急雇用創出事業（国の補助事業）として実施 ①京の旬野菜「時待ち食」キャンペーンの実施 ②京の旬野菜「時待ち食」直売所の設置 ③京の旬野菜「時待ち食」の啓発活動		
契約方法	随意契約		
随意契約事由	市内農業の発展に資する取組みとして、旬野菜の生産及び消費等を促進し、さらに雇用した労働者に対し実施内容を適切に指導することの団体でなければならないため。		
契約相手先	京の旬野菜協会		
契約変更した場合の内容、金額	変更なし		
契約期間	始期 平成 21 年 10 月	終期	平成 22 年 3 月
契約実績 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	-	-	50,900

(1) 委託契約の概要で説明した通り、委託契約は原則として一般競争入札によって業者を選定することとされている。このため、市は随意契約を行うことができる場合の基準として「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」を定めている。

当該委託契約の選定方法は随意契約となっているが、決定書（決裁）に随意契約理由等は明記されているものの、決裁に際してガイドラインの該当項目が記載されていない。ガイドラインの該当項目を記載することによって、各承認者の審査にあたり随意契約の適正性の確認が容易になるとともに効率性の向上にもつながるため、記載することが必要である。

(6) 契約書チェック体制の不備について（結果）

委託名	No.9 伝統産業のPR用記念品及び京都伝統産業ふれあい館の展示品の作成事業	課	伝統産業課
委託内容	雇用を促進するため、伝統産業のPR用記念品及び京都伝統産業ふれあい館の展示品の作成事業を地元伝統産業の業種別団体に委託し、伝統産業に従事する職人の雇用促進を図る事業		
契約方法	随意契約		
随意契約事由	「伝統産業のPR用記念品及び京都伝統産業ふれあい館の展示品の作成」事業は、伝統産業の職人の雇用創出を目的に、伝統工芸品の制作を行うものである。事業の実施を委託するにあたり、事業の目的、内容に照らして、それに対する技術、経験等を有する相手方を選択することが必要であること、かつ、当製品が一定以上の品質を備えていることが必要であるが、伝統産業製品が価格設定によって提供可能な品質が異なるものであることから、競争入札に適しないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとしている。		
契約相手先	西陣織工業組合 他 18 団体		
契約変更した場合の内容、金額	変更なし		
契約期間	始期 平成 21 年 4 月 1 日	終期 平成 22 年 3 月 31 日	
契約実績 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	-	-	89,998

個別の契約書を通査したところ、西陣織工業組合との契約書に印紙が貼られていなかった（6月21日分）（11月2日分）。また、京都陶磁器協同組合連合会（11月30日分）、京都木工芸協同組合（11月30日）及び京表具協同組合連合会（11月30日分）にもない状況であった。

収入印紙の添付義務は一義的に契約相手側にあるとはいえ、契約書を取り交わす手順の中で、市側でも法形式上の有効性をチェックしているはずであり、上記のとおり複数の契約書に瑕疵がある場合にはチェック機能によって発見、修正されるはずである。

契約関係の法形式チェック体制を見直すべきである。

(7) 契約額の積算方法、実績チェックについて (結果)

委託料名	No.16 京都市観光案内所運営費	課	観光振興課
委託内容	京都市観光案内所の運営業務		
契約方法	随意契約		
随意契約事由	広域的で、的確で、しかもタイムリーな観光情報を把握した上で、訪れる観光客の目線に立った観光情報の提供をする公の観光案内所としての目的を達成するため、京都市観光案内所運営業務の委託先としては公益法人でかつ多種多様な組織・情報を有する京都市観光協会を除いて他にはなく、競争入札には適しないため。		
契約相手先	(社) 京都市観光協会		
契約変更した場合の内容、金額	京都市総合観光案内所の開設にともない当初より閉鎖の時期が早くなったため、40,404千円から38,666千円へ減額変更している。		
契約期間	始期 平成21年4月	終期	平成22年3月
契約実績 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	41,904	41,904	38,666

当該契約の当初委託料40,404千円の積算内容を閲覧すると、見積書の内訳があるのみで人件費・物件費について、どのような委託業務にどれほどの人員・経費がかかるかといった詳細な積算がされていない。また、見積書上、値引き13,000千円が計上されているため、数字の根拠は予算額であり委託料の適切な積算が行われていないことが推察される。

さらに、(社)京都市観光協会より“平成21年度京都市観光案内所決算書”において収益38,666千円、費用51,165千円(人件費等37,082千円、委託費等11,327千円等)が報告されている。当該費用額には市の委託業務である京都市観光案内業務に係る人件費等の諸経費だけではなく、観光協会の自主事業であるチケット販売等に係る諸経費が区分されずに計上されている。すなわち、委託料38,666千円に対応する決算額が明確に判明する形で記載されていない。従って、委託業務に要する委託料に見合うコストに関して、精緻な実績チェックが出来ていない状況にあると考えられる。

委託業務に要する費用を明確に区分して計上した資料を提出させて、前年度実績について詳細なチェックを行い、当該実績に基づく積算により、予算化を図っていく必要がある。

なお、京都総合観光案内所の開設(平成22年3月16日)により、当該委託業務は廃止されている。

(8) 指定管理者制度の競争性確保と実績精算に関する取り決めについて（意見）

委託料名	No.17 宇多野ユースホステル管理運営	課	観光企画課
委託内容	宇多野ユースホステルの管理運営事務		
契約方法	指定管理者制度		
随意契約事由	該当事項なし		
契約相手先	(財) 京都ユース・ホステル協会		
契約変更した場合の内容、金額	変更なし		
契約期間	始期 平成 19 年 12 月	終期	平成 23 年 3 月
契約実績 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	11,533	82,900	107,568

i) 指定管理者制度の競争性確保について

平成 19 年度から始まる 4 年間の宇多野ユースホステル管理運営にあたって、公募により指定管理者を募集したにも関わらず、それまでの指定管理者の (財) 京都ユース・ホステル協会のみ応募であった。1 者しか応募していない状況は、公募により期待される競争性のある指定管理者の選定が行われていないことを示している。

応募が 1 者にとどまった理由として、ユースホステルは単なる宿泊施設ではなく青少年の育成事業や国際交流事業、地域との連携にも力を入れることも事業内容としているため、この点が他の事業者の応募の障壁となったと観光企画課では考えている。

しかし、今後指定管理者の募集を行う際には、さらに広報の充実を図り、複数の候補者による競争性のある選定を目指すべきである。また、現状は指定管理者制度の使用料方式が採用されているが、指定管理者の創意工夫を十分に引き出し、経営努力による経費の縮減や利用者数の増加を目指すという指定管理者制度の趣旨からすれば、利用料金制度の採用を検討する余地がある。

(参考)

京都市公の施設の指定管理者制度 運用基本指針 第2 指定管理者制度の運用についての本市の考え方 2 制度の運用に当たっての留意事項(2) 指定管理者の自主的経営努力の促進より抜粋

<参考>料金制度の比較

料金方式について、一般的には次のような比較が考えられる。

比較項目		使用料方式	使用料の一部還元方式 ※1	利用料金制度
指定管理者へのインセンティブ効果		なし	あり	あり
料金	収納先	市	市	指定管理者
	設定の主体	市	市	指定管理者 (条例の範囲内で設定)
	設定の柔軟性	低い	低い	高い
本市への影響	指定管理者の経営努力による収入への影響	あり	あり	なし
	会計事務	煩雑	煩雑	簡易
課税の有無	消費税の賦課	なし	なし	あり
	事業所税の賦課	なし	なし	可能性あり
その他	従前から大きな収益を上げている施設への導入	適	適	不適※2
	減免の適用が多い施設への導入	適	適	不適

※1 使用料収入のうち、指定管理者の努力による増収効果の一定割合を指定管理者に還元する方式

※2 指定管理者の経営努力の有無に関係なく利益が出るため、指定管理者へのインセンティブ効果は低くなる。

ii) 実績精算に関する取り決めについて

(財) 京都ユース・ホステル協会と取り交わされた「京都市宇多野ユースホステルの管理に係る協定書」に記載の想定収入額（平成21年度は107,568千円）は標準稼働率55%を基に計算されている。また、インセンティブとして「55%を上回った場合一定割合に相当する額を支払う（第4条の2）」と定められている。一方で産業観光局内部の決裁書類である決定書によると「稼働率が想定に達しない場合は必要に応じ減額変更を行う」と事後精算に関する取り

決めが行われているが、本来は決定書をもとに減額行為となる事後精算について協定書で定める事項であると考えられる。

平成 21 年度の稼働率は 53.7%であったが、減額処理はしていないとのことであった。55%からどの程度乖離すれば精算するかの範囲設定がなく、なぜ減額の必要がないと判断したかについても書面が残されていない。返金の利益を逸失する恐れもあるため、判断基準を明確にし、しかるべき判断がなされた事実を書面に残すべきである。

なお、事後精算について、運営に要する経費は稼働率だけで増減するものではなく、気象条件や経費節減努力によっても変動するものであることから、今後は、より指定管理者の経営努力を促すためにも、利用料金制度等のインセンティブが発揮される仕組みを検討すべきである。

(9) 入札の実効性について (意見)

委託料名	No.18 中央卸売市場第一市場警備業務	課	中央卸売市場第一市場
委託内容	右京区嵯峨中央卸売市場第一市場警備業務 ①立哨警備 ②巡回警備 ③警備室駐在		
契約方法	指名競争入札		
随意契約事由	該当事項なし		
契約相手先	都総合管理(株) (平成20年度までは、ワールド警備保障(株))		
契約変更した場合の内容、金額	変更なし		
契約期間	始期 平成21年4月	終期	平成22年3月
契約実績 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	119,910	121,800	122,850

中央卸売市場第一市場 (警備業務委託契約)

入札結果

(金額単位：千円、税抜き額 率：%表示未満四捨五入)

入札業者	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
予定価格	114,000	100	115,044	100	115,044	100	117,141	100	117,464	100	117,300	100
落札者	A社		A社		A社		A社		B社		B社	
A社	111,975	98	113,000	98	114,200	99	116,000	99	取消	—	—	—
B社	132,000	116	132,000	115	115,000	100	117,100	100	117,000	100	117,000	100
C社	130,000	114	129,000	112	115,000	100	117,040	100	117,100	100	117,300	100
D社	辞退	—	辞退	—	辞退	—	辞退	—	辞退	—	—	—
E社	358,013	314	416,466	362	辞退	—	辞退	—	辞退	—	辞退	—
F社	149,904	132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
G社	158,297	139	258,564	225	無効	—	辞退	—	辞退	—	辞退	—
H社	162,000	142	162,000	141	115,044	100	辞退	—	—	—	—	—
I社	—	—	—	—	—	—	—	—	117,300	100	117,300	100
J社	—	—	—	—	—	—	—	—	117,464	100	117,300	100
指名社数	8社		7社		7社		7社		7社		6社	
入札社数	7社		6社		4社		3社		4社		4社	

(注) 平成17年度及び平成18年度は、予定価格が公表されていない。

委託料名	No.19 中央卸売市場第二市場電気機械建物付属設備等保守管理業務	課	中央卸売市場第二市場
委託内容	① 一般保全業務 ② 運転監視業務 ③ 始業点検・日常点検、保守 ④ 発電設備・消火設備の点検、保守 ⑤ 電気、ガス、水道メーターの検針 ⑥ 簡便修理 ⑦ 事故災害の応急措置		
契約方法	指名競争入札（指名先 8社）		
随意契約事由	該当事項なし		
契約相手先	協栄ビル管理（株） （平成19年度から平成22年度まで同一の契約相手先）		
契約変更した場合の内容、金額	変更なし		
契約期間	始期 平成21年4月	終期	平成22年3月
契約実績（千円）	平成19年度 45,150	平成20年度 46,987	平成21年度 46,725

中央卸売市場第二市場（電気機械建物付属設備保守管理業務委託契約）

入札結果

（金額単位：千円、税抜き額 率：％表示未満四捨五入）

入札業者	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
予定価格			54,810	100	48,000	100	47,800	100	45,481	100	46,109	100
落札者	A社		A社		A社		A社		A社		A社	
A社	54,000		48,000	88	43,000	90	44,750	94	44,500	98	44,750	97
B社	—		63,000	115	47,990	100	47,800	100	45,481	100	—	—
C社	—		63,500	116	47,880	100	47,790	100	—	—	46,109	100
D社	—		62,700	114	取消	—	47,800	100	45,480	100	辞退	—
E社	—		60,000	110	48,000	100	—	—	45,480	100	46,109	100
F社	—		63,000	115	47,800	100	47,780	100	—	—	46,109	100
G社	—		62,500	114	—	—	47,770	100	45,481	100	46,109	100
H社	—		—	—	48,000	100	—	—	45,481	100	—	—
I社	—		—	—	47,800	100	47,800	100	45,480	100	46,109	100
J社	—		—	—	—	—	47,800	100	45,480	100	46,100	100
指名社数			7社		7社		8社		8社		8社	
入札社数			7社		7社		8社		8社		7社	

（注）平成17年度はA社と特命随意契約を行っている。

平成18年度は、予定価格が公表されていない。

市における指名競争入札制度においては、原則として予定価格が事前に公表されることになっている。上記二契約の場合、入札業者のほとんどが予定価格（又は超える価格）で入札しており、落札率が高くなっている。上記契約の場合はさらに、同一業者が継続して落札しており、結果として競争原理が働いていたのか疑問が残る。

市が入札結果に対して、調査確認を行う場合は、著しい低価格での入札、談合情報が寄せられた場合としており、上記二契約は、低価格入札ではなく談合情報もなかったため、調査確認対象とはなっていない。ただし、役務サービスの請負のように人件費割合の高い契約については、試行的に低入札価格調査が実施され、また、第二市場電気設備等定期保守点検業務委託のように、技術力を要する観点から入札参加条件に実績要件を課して、履行能力を確認する方法も採られている。

落札率が高いことだけをもって、直ちに、競争入札の実効性が疑われるわけではないが、より指名競争入札の実効性を高めるため、予定価格の基になる積算の精度の向上を図るとともにこの事例のように同一業者が継続して落札している場合には、調査確認の対象とする等、対象範囲を広くするなどの検討を行う必要がある。

3. 補助金等に係る監査の結果及び意見

(1) 補助金等の概要

i) 定義

監査対象とした補助金等は、『地方財務実務提要』では以下のように定義されている。

負担金とは、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その経費の全部又は一部の金額を負担するもの、また、一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担するものをいう。

補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものをいう。

交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として、一方的に支出するものをいう。

補助金とは、事業、研究の育成等、公益上必要があると認められる事業等に対して、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。この点において、負担金も同様に公益性のあるものに対する給付である。しかし、補助金は反対給付を求めないのに対し、負担金、交付金は一定の利益を受けることを要件としている点で両者は異なる。

このように、負担金、補助金、交付金は、それぞれ性質を異にする支出ではあるが、予算歳出科目上は 19 節「負担金、補助金及び交付金」として同一の科目によって支出され、実際の区分は明瞭でない場合が多い。

補助金についてはさらに、以下のように性質を異にした分類ができる。

(A) 事業費補助 特定あるいは不特定の団体に対し、その事業に対して補助金を交付するもの

(B) 運営費補助 特定団体の運営費に対して補助金を交付するもの（上記 (A) 事業費補助のうち、特定団体の特定事業に対して補助がなされるものであるが、あくまで補助対象が団体の運営費であるか、あるいは事業であるかによって区別ができる。）

(C) 個人への補助 市の施策実現のために、一定の要件を具備する者に対して補助金を交付するもの

なお、産業観光局の平成 21 年度支出においては、上記のうち、補助金及び負担金は該当があるが、交付金に該当するものはない。

(委託料と補助金等との相違)

委託料と補助金等とは、歳出科目において補助金等が 19 節であるのに対し委託料は 13 節であり、科目が異なる。ただし、補助金等としての支出と委託料としての支出との線引きはあいまいな部分があるため、ここで、補助金等と委託料の関係を整理することとする。

補助金等と委託料の相違点は、市の行うべき事業範囲と、事業主体によって説明ができる。

まず、市が行うべき事業について、市が完全に事業主体となる場合には「直営」で、完全に第三者が事業主体になる場合には「委託」で行うことになる。なお、市が一定割合で関与している場合に支払われるものが「負担金」である。これに対し、本来は市が行うべき事業でないものは「補助金・交付金」であると考えられる。

しかし、市の事業範囲自体が、時代・自治体の財政的規模・政策等によって変わるものであるから、絶対的には補助金等と委託料とを区別することができない。ただし、たとえば現在の市が行うべき事業範囲を個別的に検証することは可能であると考えられる。

ii) 補助金に係る主な法令・規則等

補助金については、地方自治法第 232 条の 2 の下に、自治体全体にかかる補助金に関する条例、規則等で基本的事項が定められ、さらに各補助金交付要綱等によって補助対象、補助要件等個別詳細な事項が規定されており、交付の手続きを明確にすることによって自治体の公金の支出が杜撰になるのを防いでいるのが通常である。市においても、「京都市補助金等の交付等に関する条例」によって基本的事項を定め、各補助要綱にて個別詳細を規定するという体系となっている。

他方で、負担金については地方自治法及び市としての統一規程は存在しない。

以下、補助金の根拠規程について具体的に説明する。

①地方自治法

補助金については、下記のように、地方自治法上の根拠規定がある。

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

他方で、負担金及び交付金については、その支出に関する地方自治法上の根拠規定はない。

②京都市補助金等の交付等に関する条例

市においては、平成 22 年度より施行された「京都市補助金等の交付等に関する条例」（以下、「市補助金交付条例」という。）の中で「補助金等」の定義を以下のように定めている（第 2 条）他に、補助金等交付手続についての規定を設けている。交付手続の内容については後述することとする。

(1)補助金等 特定の事務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。

なお、市補助金交付条例の制定の背景は京都新聞掲載の記事によれば、以下のとおりである。

『2009 年 2 月、保育園連盟が市補助金の剰余分を市に返還せず、約 6 億 7 千万円を保育士の人件費など目的外に流用していたことが発覚。これを受け、京都市は補助金を厳格に交付するための条例を新たに制定。補助金の目的外使用禁止や交付状況の公開などを規定する。多くの自治体では独自に補助金を支出する場合、要綱で定めているが、条例で規定を明確化するのは政令市で初めてという。条例案骨子によると、交付の申請・決定や補助事業の遂行、補助金の返還など五つの項目で構成され、補助金の交付状況を年 1 回公開することや、社会・経済情勢の変化に応じて定期的に補助金の限度額などを見直す。また、交付を受ける団体などが目的外使用など市の規定に反した場合、市が補助金の返還を求めたり、加算金や延滞金を課すことができるようにする。』

補助金等の交付手続均質化によって品質管理の向上に取り組むべしと市は判断し、市補助金交付条例を制定するにいたった。

③各事業補助金交付規則及び各補助金交付要綱

産業観光局の補助金等に係る規則の体系としては、市補助金交付条例の下に、各事業補助金交付規則及び各補助金交付要綱を定めているというかたちになっている。各事業補助金交付規則及び各補助金交付要綱は並列的な位置づけと捉えられる。

さらに補助金交付要綱には、個別事業補助金交付要綱としてそれぞれの補助事業について交付要綱を定めているものと、京都市産業振興事業補助金交付要綱（昭和 46 年制定）があ

る。京都市産業振興事業補助金交付要綱は以下のように産業振興にかかる補助事業を包括的に定める形式となっており、平成 22 年度の京都市補助金条例が施行されるまでは、産業観光局においては個別交付要綱を根拠として交付される補助金と包括的要綱を根拠とする補助金とが混在する状態にあった。

第 2 条 補助金は、本市商工業及び農林水産業その他産業に従事する者が組織する団体であって、次の各号の一に概要する団体に対して、交付する。

第 3 条 補助金は、次の各号に掲げる事業であって、市長が本市産業の振興のため、特に必要と認めるものについて交付する。

- (1) 講習、研修等団体構成員の資質の向上に関する事業
- (2) 見本市、展示会等商品の紹介、市場開拓に関する事業
- (3) 商品、意匠、技術等の開発、改善等に関する事業
- (4) 福利厚生及び労務改善に関する事業
- (5) 経営の情報、調査、相談、広報及び啓発に関する事業
- (6) その他産業振興に関する事業

一般に、交付要綱の作成目的が、補助対象事業、補助額等の詳細事項を明確にして、あいまいな目的等に基づく公金の支出が発生するリスクを低減させることにあることからすれば、京都市産業振興事業補助金交付要綱の包括的な準則による交付がなされていたことは、そのようなリスクが長期間放置されてきたといえる。この背景としては、京都市産業振興事業補助金交付要綱の制定時には補助金等支出の種類や件数も限られていたことからそれぞれの支出に関して十分な深度の審査が可能であり、それによって当該リスク低減できていたが、近年では、経済環境の変化に伴い、多様な場面での、かつ多数の補助金等交付が求められるようになり、効率的かつ効果的な審査を担保するための仕組みとして、個々の限定的な規定を定めることが必要となっている。ただし、平成 22 年度の市補助金交付条例施行により、個別的要綱の作成が義務付けられることとなっていることから、この問題点は解消されている。

iii) 補助金等の交付事務の流れ

補助金の交付手続については、従来産業観光局では、交付手続を明らかにした内部規定や通達等は存在していなかったものの、以下の表のような手続方法が各所管課で運用されてきたとのことである。

補助金交付事務の流れ	必要資料
①補助金等の対象決定、予算化 ↓	・決定書（決裁）
②補助申請の募集 ↓	・補助金交付申請書 ・事業計画書
③補助対象・予定額の決定、通知 ↓	・決定書 ・交付通知書
④補助申請者の実績報告とその審査 ↓	・完了通知書 ・実績報告書 ・検査報告書
⑤補助金等の執行 ↓	・交付額決定通知書 ・支出命令書
⑥補助効果の測定と翌期へのフィードバック	

市全般において、概ね上述と同様の手続きが慣例として行われていたようであるが、品質管理の向上及び不明確な支出がなされるリスクの低減のための手続きの均質化を目的として、平成 22 年度の市補助金交付条例において、以下のような条例化がなされている。

①補助金等の対象決定、予算化

新規の補助事業であれば局内の施策に基づき補助金等の対象事業や交付概要等について、担当課での精査（補助対象者との協議等を含む）を行い、補助金等毎に交付の目的、補助事業等、補助金等の交付の対象者及び補助金等の額の算定方法についてあらかじめ設定する（第 6 条の 2）。具体的には個別の交付要綱を定める。

継続事業の場合には前年度の補助金等の効果測定を行った上で充実・継続・廃止・縮小等の見直しを行う（第 7 条）。

②補助申請の募集

補助金等事業の決定を受けて、補助金等交付申請者に対して事業計画の募集を行い（第 8 条）、事業計画の提出（第 9 条）後、補助要件に合致するものであれば補助金等の交付内定を行う（第 10 条）。

③補助対象・予定額の決定、通知

交付内定後、補助金等交付申請書が提出されると、交付決定・通知が行われる（第 12 条）。

④補助申請者の実績報告とその審査

補助事業が実施されると、必要に応じて事業遂行状況の報告がなされ、適宜中間検査が行われる。補助事業が完了すれば年度末に実績報告書が提出され（第 18 条）、補助要綱等に遵守しているか確定検査が行われる（第 19 条）。

⑤補助金等の執行

審査の結果、問題がなければ補助金等の金額の確定の後確定通知がなされて、補助金等の交付請求に基づき交付される（第 21 条）。

⑥補助効果の測定と翌年度へのフィードバック

補助金等の執行後において、補助事業の効果の測定が行われ、測定結果が翌年度の補助事業の内容にフィードバックされる。

なお、国等補助金を財源として補助金等の支出を行う場合には、上述の手続きに市から国等への申請・報告手続きが加わる。

iv) 産業観光局の補助金等執行状況の推移

産業観光局の過去 3 年における補助金等の執行状況及び補助金等決算額と歳出決算額との関係は以下のとおりである。

<課別補助金等推移>

(単位：千円)

課名	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		決算増減額 (b)-(a)	※
	予算現額	決算額	予算現額	決算額(a)	予算現額	決算額(b)		
産業総務課	-	-	-	-	561	561	561	※1
産業政策課	-	-	-	-	38,200	38,200	38,200	※1
商業振興課	81,621	79,327	79,043	77,697	86,953	79,700	2,003	
伝統産業課	80,503	77,343	86,836	81,705	170,663	168,424	86,719	A
中央卸売市場 第一市場	41,519	41,515	41,519	41,515	41,519	41,495	-20	
中央卸売市場 第二市場	141,010	131,466	89,010	89,010	89,010	89,010	-	
計量検査所	20	20	20	18	20	18	-	
産業振興室	-	-	-	-	880,000	752,157	752,157	※1
産業技術研究所	1,740	1,736	2,740	2,573	1,730	1,716	-857	
観光企画課	68,803	64,861	67,438	63,770	119,887	119,258	55,488	B
観光振興課	238,723	229,876	212,226	196,432	217,165	213,452	17,020	C
農業計画課 (※2)	82,811	82,110	69,001	67,595	63,921	62,673	-4,922	
農業振興整備 課	245,518	244,322	199,370	176,486	193,130	181,827	5,341	
林業振興課	338,607	337,228	361,580	271,721	747,890	675,482	403,761	D
経済企画課	6,373	6,333	4,546	591	-	-	-591	※1
産業振興課	1,599,065	1,519,933	734,874	584,542	-	-	-584,542	※1
産学連携推進 課	110,662	90,050	119,978	107,816	-	-	-107,816	※1
計	3,036,975	2,906,120	2,068,181	1,761,471	2,650,649	2,423,973	662,502	

(※1) 組織変更による新規発生、消滅（経済企画課、産業振興課、産学連携推進課は、それぞれ、産業総務課、産業振興室、産業政策課へ変更）

(※2) 平成 22 年度から、農政企画課

平成 20 年度から平成 21 年度の決算増減額の主な内容は以下のとおりである。

- A : 伝統産業振興費の増加
- B : 産業観光施設営繕費等の増加
- C : 観光事業費の増加
- D : 林業振興費の増加

(2) 個別に監査手続きを行った補助金等

産業観光局の平成 21 年度補助金等支出のうち、金額的重要性及び長期継続支出か否かの観点で任意に抽出した 20 件につき、関連資料の閲覧及び所管課へのヒアリングを実施した。

なお、監査手続きの対象とした 20 件は、産業観光局所管の補助金等全体の 60.0%を占めている。

No.	所管課	名 称	交 付 先	交付金額 (千円)	結果及び意見の該当頁
1	林業振興課	森林バイオマス資源活用推進事業	森の力京都㈱	250,000	P. 83
2	産業振興室	京都市企業立地促進制度補助金	補助金交付決定指定事業者 19 社	219,142	P. 86
3	産業振興室	(財)京都市中小企業支援センター補助金	(財)京都市中小企業支援センター	102,361	P. 160
4	産業振興室	(財)京都高度技術研究所補助金	(財)京都高度技術研究所	98,043	P. 160
5	林業振興課	北山杉の里整備	京都北山丸太生産協同組合	87,500	—
6	中央卸売市場 第二市場	と畜場対策補助金	京都食肉市場㈱	85,000	P. 141
7	林業振興課	森の力活性・利用対策 ～地球温暖化防止森林吸収源対策～	京都市森林組合他	50,631	—
8	林業振興課	森林総合整備事業	京都市森林組合	50,486	—
9	産業振興室	京都まちあるきナビゲーションシステム開発補助金	(財)京都高度技術研究所	50,000	—
10	林業振興課	森林整備地域活動支援交付金事業	(社)京都府森と緑の公社他	49,468	—
11	観光企画課	京都総合観光案内所運営協議会分担金	京都総合観光案内所運営協議会他	49,382	—
12	観光振興課	京都花灯路推進協議会平成 21 年度分担金	京都花灯路推進協議会	48,000	—
13	産業振興室	京都市地域プラットフォーム事業補助金	(財)京都高度技術研究所	46,484	—
14	産業振興室	知的クラスター創成事業 (第Ⅱ期) 補助金	(財)京都高度技術研究所	41,500	—
15	伝統産業課	京都市和装産業活性化推進事業に対する負担金	京都市和装産業活性化推進協議会	41,000	—
16	林業振興課	丹波広域基幹林道建設事業負担金	京都府	40,833	—
17	中央卸売市場 第一市場	京都市中央市場衛生自治会補助金	京都市中央市場衛生自治会	40,000	P. 108
18	産業振興室	京都市新事業創出型事業施設活用推進補助金	ALGAN(㈱)他 46 社	35,968	—
19	観光企画課	(社)京都市観光協会補助金	(社)京都市観光協会	34,095	—
20	林業振興課	森林総合整備事業	京北森林組合他	33,292	—
合計				1,453,185	

なお、以下の対象案件は第3. 監査の結果及び意見 の以下の記載箇所に示したところに手続きの結果を記載している。

No.	名称	記載箇所
3	(財)京都市中小企業支援センター補助金	財団法人 京都高度技術研究所に係る監査の結果及び意見
4	(財)京都高度技術研究所補助金	財団法人 京都高度技術研究所に係る監査の結果及び意見
6	と畜場対策補助金	中央卸売市場第二市場に係る監査の結果及び意見
17	京都市中央市場衛生自治会補助金	中央卸売市場第一市場に係る監査の結果及び意見

(3) 事業計画のモニタリングについて（意見）

補助金名	N0.1 森林バイオマス資源活用推進事業		課	林業振興課
課施策との関係 交付目的	地域林業家から未利用となっている間伐材等を収集し、これを原料として燃料用ペレットを製造し、民間に普及啓発・供給することで、化石燃料からバイオマス燃料への転換を図ることによる二酸化炭素の削減とともに、間伐材の新用途を拡大することによって従来より不十分な状態にあった間伐を活性化し、持続的な森林経営の強化を図ることを目的とする。			
補助対象者	国庫補助事業制度への申請内容を遂行可能であり、かつ、公益性及び京北地域関係者の民意を尊重することができる民間団体			
補助対象事業	ペレット製造施設の整備			
補助対象経費・補助率（補助額算定根拠）	ペレット製造施設の設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量試験費その他必要な経費			
国庫補助制度	平成 20 年度環境保全型地域づくり推進支援事業			
根拠規定	森林バイオマス資源活用事業交付金の交付に係る協定			
終期設定の有無	単年度補助			
平成 21 年度支出先	森の力京都(株)			
補助期間	始期	平成 21 年度	終期	平成 21 年度
補助実績金額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
	-	-	250,000	

市は、低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減などへの取組みを行う環境モデル都市として、平成 21 年に内閣官房より指定を受けている。そして具体的に、環境省の事業である「平成 20 年度環境保全型地域づくり推進支援事業」で補助決定がなされた森林バイオマスエネルギー資源活用事業を含む 2 つの事業へ取組んでいる。「平成 20 年度環境保全型地域づくり推進支援事業」は、環境モデル都市が実施する未利用エネルギーの活用等の低炭素型都市づくりにつながる先進的な事業に対して、必要とする施設や設備の整備を集中的に支援するものである。市として数ある選択肢の中から当該事業を選定したのは、以下の背景があるためである。市は、市域の 4 分の 3 が森林であり、そのうち 98% が私有林である。林業経営の衰退に対する市の施策として、環境整備の観点からの森林整備事業、特に間伐の促進が従来より課題となっていた。他方でバイオマス資源活用促進事業の入口対策として間伐材の安定供給に関する整備が必要となることから、当該事業の実施が間伐の活性化にもつながるといえる。

ストーブ及びボイラーの燃料として、間伐材を使った木質ペレットの製造事業に関しては、経済性の観点から民間での実施が前提にあるが、事業主体となる民間会社の選定に当たっては、

京北地域の幅広い関係者が参画する「京都木質ペレット製造施設建設準備委員会」を設立し、原材料の調達や建設用地の確保、資金計画の策定、起業意欲の有無等について多角的な検討が重ねられた。その結果、既存の企業では適切な会社が存在しないため新しく会社を設立することが決定され、同委員会で選任された5名が「森の力京都株式会社」を設立した。

ペレットストーブ及びペレットボイラーの平成21年度普及実績及び今後の普及計画は下表のとおりである。普及事業の内容としては、公的機関での設置によるPR事業及び民間におけるストーブ・ボイラー設置費用の助成である。

年度	平成21年度 (実績)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①行政施設+民間への設置によるペレット需要量(t)【国補助財源での事業分】	42	562	1,082	1,082	1,082	1,082
ストーブ設置累計台数	42	62	82	82	82	82
ボイラー設置累計基数	0	2	4	4	4	4
②民間への普及設置によるペレット需要量(t)	0	0	250	750	1,250	2,000
ストーブ設置累計台数	0	0	0	0	0	0
ボイラー設置累計基数	0	0	1	3	5	8
①+②(t)	42	562	1,332	1,832	2,332	3,082

平成22年上半期までの実績は、ストーブ設置累計台数は42台、ペレットの生産量は9tであった。

なお、森林バイオマス資源活用推進事業に関する平成22年度の予算措置状況は下表のとおりであり、森の力京都株式会社に対してなんらかの形で助成が行われているといった事実はない。

事業名称	予算科目	金額 (単位：千円)	事業概要
地域グリーンニューディール基金	補助金	49,000	公共・民間へのペレットストーブ・ボイラー導入補助
山林の未搬出木竹材利用促進事業(重点分野雇用創出事業)	委託料	28,000	ペレットストーブ・ボイラー普及事業に係る人件費補助

市はバイオマス資源活用推進事業のうち出口施策として位置づけられるペレットストーブ及びペレットボイラーの普及に関して補助を行っているものの、ペレット需要量が計画通りに伸びない場合、ペレット供給会社である森の力京都株式会社の資金繰り等の経営状況に影響が生じる可能性がある。つまり、森の力京都株式会社という民間会社に依存するという事業の在り方は不安定と考えられる。これに対し、京都市から森の力京都株式会社への直接的な支援、助成は予定されていない。

出口戦略を間接的に支える地域グリーンニューディール基金等の補助金は平成 23 年度で、一旦打ち切りとなり、その後はペレットの需要量を増加させる市が主体となった事業は計画されていない。この点市の環境施策の中で議論を重ね、かかわり方を決定していく方針とのことであるが、森の力京都株式会社に依存するという事業のあり方は不安定であると考えられるため、当該事業計画の遂行状況について十分にモニタリングする必要がある。

(4) 補助目的の達成について（意見）

補助金名	No.2 京都市企業立地促進制度補助金		課	産業振興室
課施策との関係 交付目的	京都市スーパーテクノシティ構想を基に平成 20 年に公表されている「新・京都市企業誘致推進指針」では、市内企業の活性化・産業基盤の強化・経済発展の促進・就業の場の拡大とそれに伴う税収の増加を目的とし、平成 20 年度から平成 22 年度の期間取組むべき 5 つの企業誘致推進方策をうちたてている。そのひとつに、「企業立地促進制度等の充実」があり、①ものづくり企業②先端分野産業③中小・ベンチャー企業をそれぞれ対象として企業立地の助成事業充実化を図る。			
補助対象者	①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む者 ②京都市スーパーテクノシティ構想に掲げる新規成長分野の事業を営む者又は 21 世紀の京都市の基幹産業となり得る先端産業分野の事業を営む者（京都市企業立地促進制度（特定地域等施策）補助金交付要綱第 2 条） ③中小企業者で、次のいずれかに該当する者（京都市ベンチャー企業育成支援補助金交付要綱第 2 条） ア 京都市ベンチャー企業目利き委員会 A ランク認定企業 イ バリュークリエーション ^{注1} 審査委員会オスカー認定企業 ウ 本市が所管・設置するインキュベート施設 ^{注2} に入居又は入居していたことがあり、一定の条件を満たす者			
補助対象事業	市内（各補助制度によって定められた対象地域）での工場、研究所、事業所等の新增設等			
補助対象経費・補助率（補助額算定根拠）	①対象事業に伴い取得した固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額 2 年分等 ②対象事業に伴い取得した固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額 5 年分等 ③対象事業に伴い取得した固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額 2 年分等			
国庫補助制度	該当なし			
根拠規定	①京都市企業立地促進制度（全市一般施策）補助金交付要綱 ②京都市企業立地促進制度（特定地域等施策）補助金交付要綱 ③京都市ベンチャー企業育成支援補助金交付要綱			
終期設定の有無	無			
平成 21 年度支出先	19 件			
補助期間	始期	平成 14 年度	終期	-
補助実績金額 (千円)	平成 19 年度		平成 20 年度	
	174, 862		223, 052	
			平成 21 年度	
			219, 142	

注1 バリュークリエーション

市では中小企業者が新たな事業展開や新商品の開発、第二創業などを通じて経営革新を図り、自社の企業価値を高めようとする事業計画を募集し計画の実現性を高める支援を行う制度を設けており、これを企業価値創出（バリュークリエーション）支援制度と呼称している。

注2 インキュベート施設

創業者や創業間もない中小企業者をインフラの面からサポートする目的で作られた施設。市内には京大桂ベンチャープラザ、クリエイションコア御車等が存在する。

本制度のうち、上記補助対象者③に該当する者について、「京都市ベンチャー企業目利き委員会」は、財団法人京都高度技術研究所理事長を含む産学公の有識者で構成されており、平成9年10月より年2回（平成19年以前は年3回）の頻度で技術・アイデア等の3項目を評価し、成立可能性が高い事業に最高Aランクの認定を付している。平成22年9月時点では、計77事業に対してAランク認定が出されている。この「Aランク認定企業」のほか、バリュークリエーション審査会「オスカー認定企業」等、一定の将来性を審査し、認定した企業に対する支援策の一つが、当該補助事業である。

しかし、当該補助事業は交付要綱上、企業が行う事業についての拘束規定がないため、例えば、ベンチャー目利き委員会が認定した事業や企業としての発展に不可欠な事業とは全く異なる事業で事業所設置を行う場合にも助成の対象となりうることから、補助事業の趣旨にそぐわない企業に助成を行う可能性も残されている。つまり、本補助事業は成長が見込まれる事業プランを有した新事業創出や企業価値向上への意欲がある有望企業の成長を支援し、無作為に補助を行った場合よりも市経済への寄与の確率を高めることをねらいとしているが、仮に対象企業が「企業価値向上の有望企業」であるとの根拠となった「成長が見込まれる事業」とは全く無関係な事業にシフトしてしまうと、そのようなねらいから外れてしまい、補助金の目的を十分に達成し得ない可能性が生じるのである。

従って、補助金の目的が達成されるよう、認定企業に対し適切なフォローアップを継続的に行うべきである。

4. 中央卸売市場第一市場特別会計に係る監査の結果及び意見

(1) 中央卸売市場の概要

i) 中央卸売市場の定義

中央卸売市場とは、生鮮食料品等の流通や消費上、特に重要な都市及びその周辺の地域への生鮮食料品等を円滑に流通させるため、生鮮食料品等の卸売の中心になるとともに、開設区域外の広範な範囲までも生鮮食料品等の流通を改善していくことを目的として、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設する公設の卸売市場をいう。

ii) 中央卸売市場の役割

中央卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない生鮮食料品（野菜、果実、生鮮水産物、加工水産物、食肉）等を、日本国内はもとより諸外国からも集荷して適正な価格を付し、速やかに分荷し、市民の台所へ送る役割を担う公設の市場である。生鮮食料品は他の商品と異なり、次のような特徴がある。

- ① 生産地が日本全国や外国に散らばり、消費地から遠く隔たっているものも多い。
- ② 腐敗しやすく貯蔵に向かないものが多く、迅速な取引が要求される。
- ③ 天候、生産、出荷状況等によって価格の変動が大きい。
- ④ 流通の両端には、多数の生産者と多数の消費者とが存在する。
- ⑤ 多品目、多品質で規格化が難しいものが多く、消費者の好みも多種多様で、購入単位も小さい。

このように、生鮮食料品はその流通の巧拙が生産者や消費者に強く影響するという特殊な商品であるため、農林水産大臣が指定する中央卸売市場開設区域に、地方公共団体が中央卸売市場を開設し、管理運営している。

中央卸売市場は整備された施設、取引機構と法律・条例等による取引ルールによって、次のような機能を担っている。

- ① 大量の生鮮食料品の能率的、衛生的な集荷、分荷
- ② 適正価格の形成
- ③ 明確な信用決済
- ④ 需給に係る情報の収集及び伝達

そして、これらの機能が働くことによって、中央卸売市場は、消費者には適種、適品を適正な価格で供給して市民生活の安定と向上を図り、また生産者には継続的で安定的な販売ルートを確認するという重要な役割を果たしている。

一方で、近年、生鮮食料品等の流通をめぐる環境は大きく変化しつつある。供給面においては、生産者及び出荷団体の組織化・大型化の進展に伴う市場選別の動きが強まり、流通の面では、専門小売店の減少と量販店の増加等、小売業態の変化がいつそう進行するとともに、貯蔵性・規格性を有する品目や輸入品の市場外流通にみられるように流通経路が多元化している。さらに消費の面においては、食料消費の多様化と消費量の伸びの鈍化が現れている。

このようにわが国の卸売市場制度は、生産・供給面、消費・需要面等生鮮食料品の卸売市場流通を支える基礎条件の質的变化や競争環境の変化により、市場運営において数々の課題を抱えている。こうした生鮮食料品の流通をめぐる諸事情の変化も踏まえ、国においては平成11年に卸売市場法（昭和46年制定）を改正し、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化と公正かつ効率的な売買取引の確保等を図るための措置が講じられたところである。市においても、取引の多様化や流通の効率化等に対応するため、業務条例等の整備を行った。

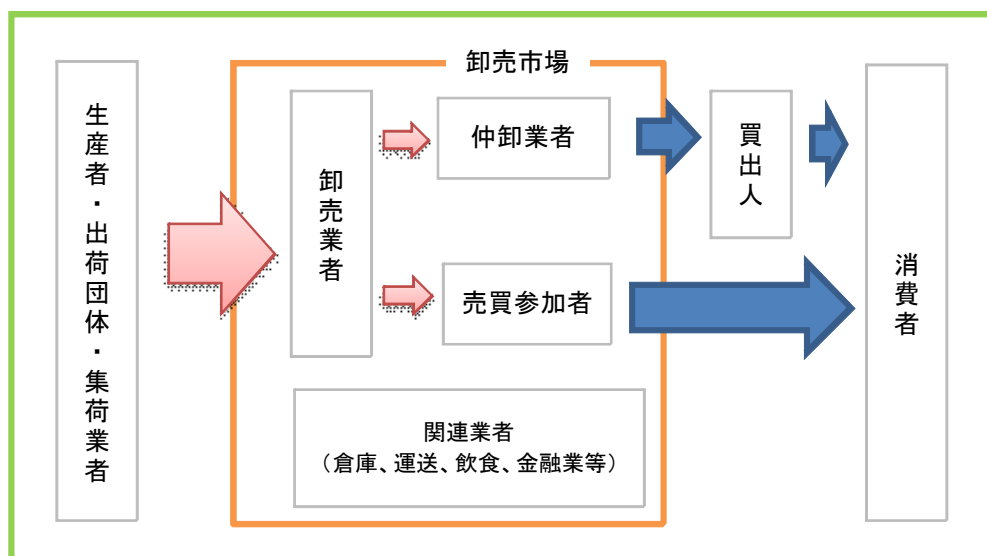
なお、市では中央卸売市場第一市場において青果・水産物を、中央卸売市場第二市場において食肉（牛及び豚）を取扱っている。

iii) 開設者及び開設区域

中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市やその周辺の地域に生鮮食料品等の流通を円滑にする必要があると認められる区域で、農林水産大臣が指定する区域をいう。また、中央卸売市場を開設できるのは、次のような地方公共団体であり、その管理・運営に当たっては農林水産大臣の指導監督を受けている。

- ① 都道府県
- ② 人口が20万人以上の都市
- ③ ①や②が加入する一部事務組合又は広域連合

iv) 流通経路



①卸売業者

農林水産大臣の許可を受けて多種多様な生鮮食料品等を全国各地や外国から継続的に集荷し、仲卸業者や売買参加者に販売することを業務としている。卸売業者は、原則として委託方法で集荷し、せり売り若しくは入札又は相対の方法で販売する。また、その果たす役割の重要性から、営業状態、資産内容等について農林水産大臣、開設者の指導監督を受ける。

②仲卸業者

中央卸売市場内に店舗を持ち、卸売業者から買い受けた物品を細かい単位に仕分け・調整して、小売商、大口需要者等に販売することを業務としている。仲卸業者は、専門的な立場から消費者に代わって品物を評価し、市場における価格形成に重要な役割を果たしている。

最近では生鮮食料品の流通が全国的な規模で大量に行われており、多種多量の生鮮食料品が集められる中央卸売市場では仲卸業者の役割が大変重要となっている。仲卸業者がその業務を行うには品目の部類毎に開設者の許可を要し、その業務について開設者の監督を受ける。

③売買参加者

開設者の承認を受けて卸売業者の行う卸売に直接参加して物品を買い受ける権利を有する小売商、大口需要者であり、仲卸業者とともに卸売業者の卸売の相手方となるものである。

④買出人

市場で買入れを行う業者等で、小売業者、量販店（スーパーマーケット、百貨店等）、加工業者、飲食業者、大口消費者等である。

(2) 中央卸売市場第一市場特別会計の概要

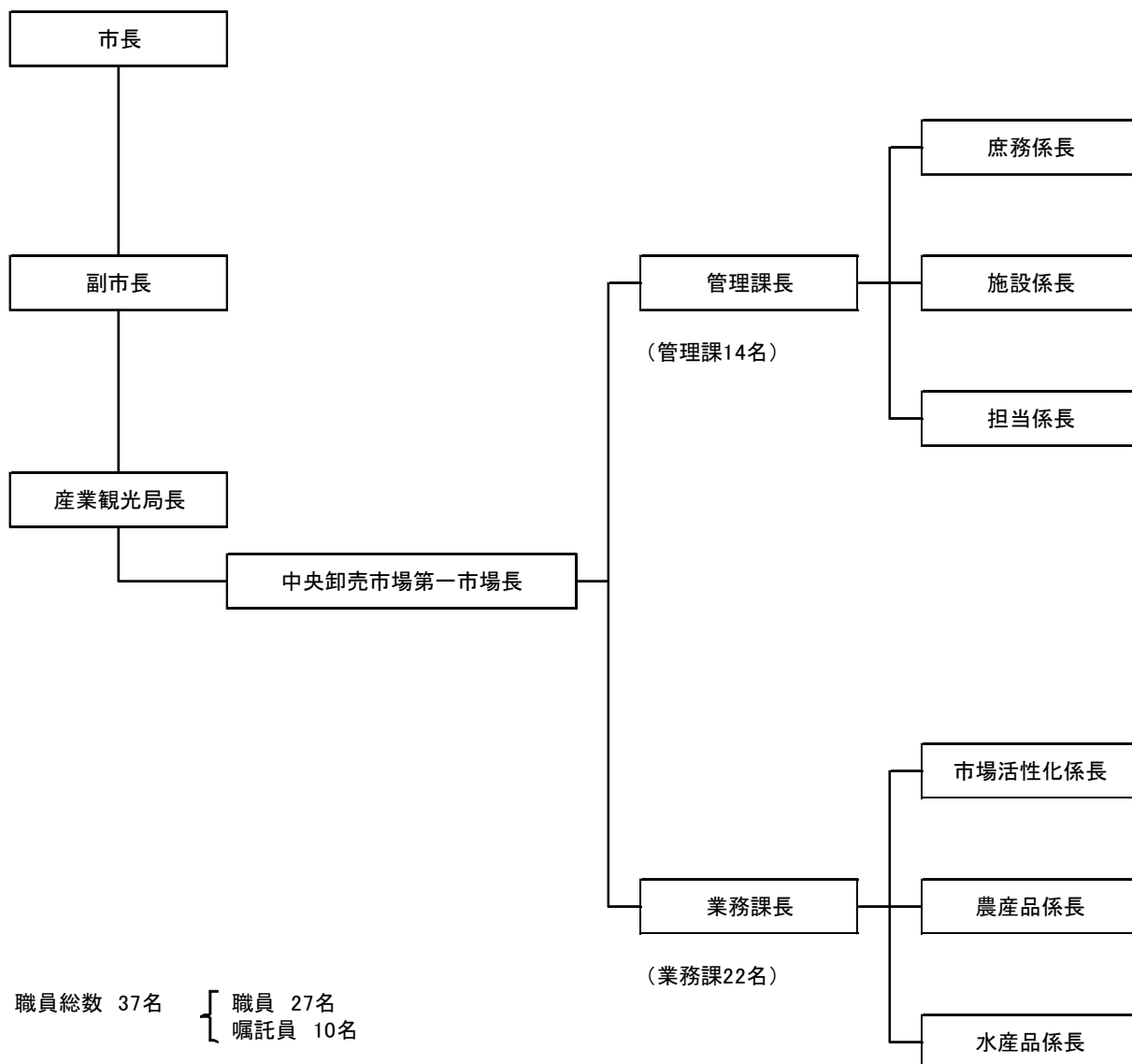
i) 中央卸売市場第一市場の沿革

京都における市場の歴史は古く、平安時代の「東西市」に端を発するとされ、その後、時代とともに市場の形は様々に変化している。現在の中央卸売市場第一市場（以下、「第一市場」という。）は、大正12年3月に公布された中央卸売市場法に基づき、全国で初めての中央卸売市場として整備されたものである。昭和2年12月11日に鮮魚部、塩干魚部及び乾物部が開市し、昭和3年1月16日に青果部を開市した。開設当時は鉄道輸送が主流であり、鉄道引き込み線を備えたプラットホーム型の市場として、その後全国各地で建設される卸売市場のモデルともなった。

第二次世界大戦による統制経済政策によって価格形成機能が奪われ、卸売市場は集分荷配給の場となったが、昭和22年の果実の配給統制廃止を皮切りに、生鮮食料品の統制は相次いで撤廃され、仲買制度も復活し、従来の市場機能が果たされるようになった。

ii) 組織図及び職員配置状況 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

第一市場の組織図及び職員の配置状況は、以下のとおりである。



iii) 予算額・決算額の推移

第一市場特別会計の平成19年度から平成21年度までの予算額・決算額の推移は、以下のとおりである。

【歳入】

(単位：千円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
使用料及び手数料	2,067,833	1,890,219	1,921,407	1,861,980	1,899,500	1,813,358
府支出金	-	-	7,000	-	6,593	-
財産収入	28	19	28	30	28	21
繰入金	216,122	216,122	195,521	186,350	196,052	186,218
繰越金	1	-	181,000	325,395	353,754	413,480
諸収入	421,016	410,891	404,044	415,603	407,073	401,603
市債	111,000	18,000	13,000	-	-	-
合計	2,816,000	2,535,251	2,722,000	2,789,358	2,863,000	2,814,680

第一市場の歳入の内訳は、卸売会社等関連事業者から支払われる使用料及び手数料が主となっている。また、一般会計から予算の範囲内において、現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督業務に従事する市職員の人件費、ごみ処理対策に要する費用（ごみ処理費の2分の1及び周辺道路清掃費）分を繰入れている。なお、諸収入の中には、場内業者から徴収する光熱水費が計上されている。

【歳出】

(単位：千円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
中央卸売市場費 (うち一般会計繰出金)	1,899,000 (-)	1,410,130 (-)	1,990,076 (216,000)	1,717,684 (216,000)	2,366,940 (468,000)	1,958,812 (468,000)
市場整備費	119,000	32,728	228,775	160,027	40,740	23,373
公債費	664,000	635,224	502,149	498,165	454,320	452,972
予備費	1,000	-	1,000	-	1,000	-
繰上充入金	133,000	131,773	-	-	-	-
合計	2,816,000	2,209,856	2,722,000	2,375,877	2,863,000	2,435,157
翌年度繰越金	-	325,395	-	413,480	-	379,523

第一市場の歳出の内訳は、中央卸売市場費が主となっている。中央卸売市場費の主な内訳は、施設整備の際に一般会計から繰入れた分を戻している一般会計繰出金や、第一市場の光熱水費（ただし、場内業者から使用分を徴収しており、歳入に計上している。）、さらには工事請負費や委託料である。平成20年度に市場整備費が増加しているのは、青果配送加工センターの調査費及び関連施設撤去費等が計上されているからである。また、平成19年度に計上されて

いる繰上充用金とは、平成 18 年度歳入が歳出に対して不足し、平成 19 年度の歳入を繰上げて、平成 18 年度に充てたため、平成 19 年度の歳出で処理したものである。

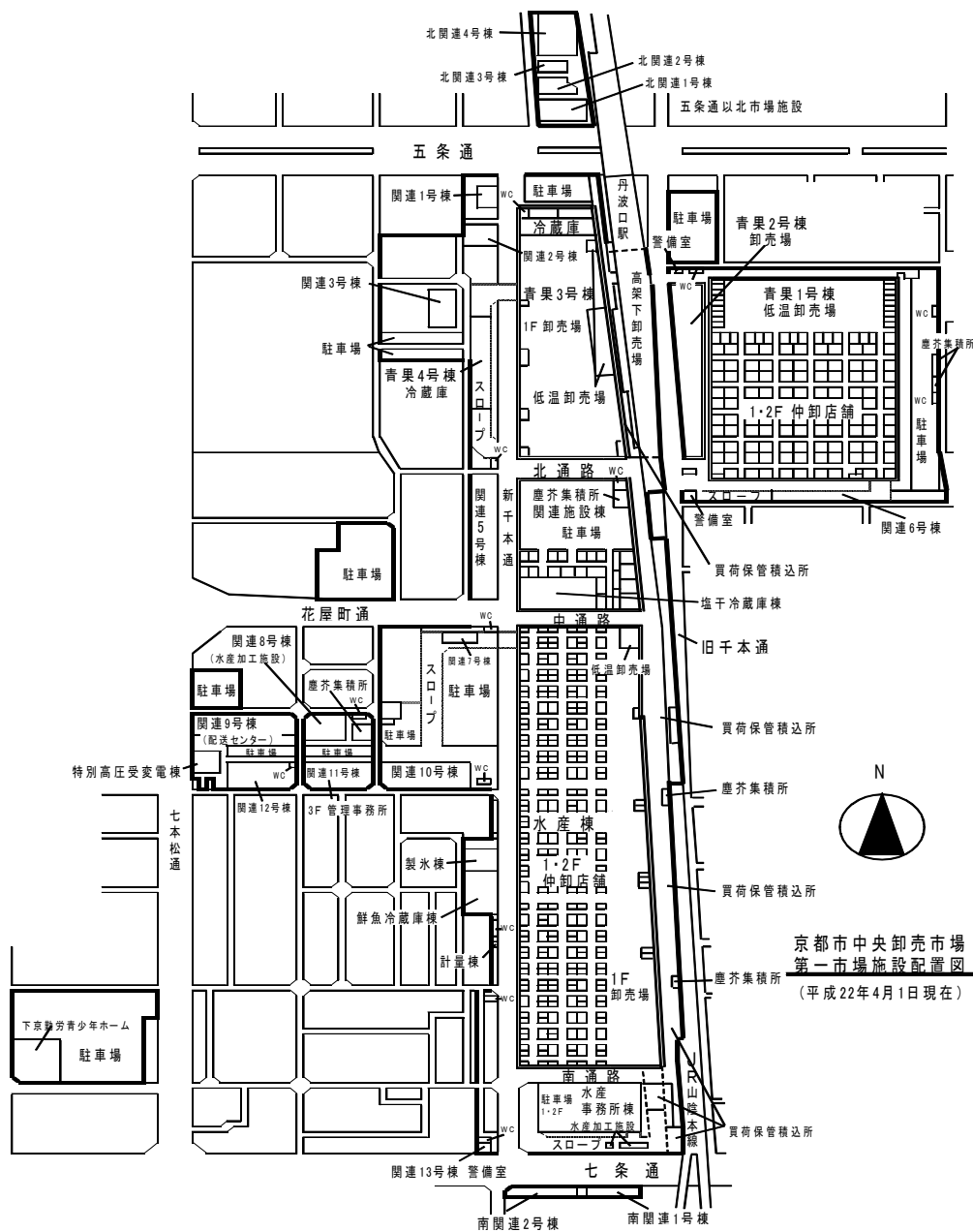
第一市場の予算は、使用料の改定、職員の削減等経費の削減に取り組んだ結果、平成 20 年度からは単年度でも繰越金を計上している。

iv) 施設の規模

第一市場の主要施設（土地及び建物）はほとんど市の所有となっており、その施設図は以下のとおりである。

【京都市中央卸売市場 第一市場施設配置図】

(平成 22 年 4 月 1 日現在)



また、第一市場の主要施設面積は以下のとおりである。

(単位：㎡)

総敷地面積		147,192
主要施設名		面積（床面積）
卸売場及び仲卸売場	青果	26,359
	水産	27,176
駐車場		89,222
買荷保管積込所		6,441
冷蔵庫		10,637
倉庫		2,068
業者事務所		29,746
関連事業者店舗		14,025
管理事務所他		3,526

v) 第一市場の関係事業者等

第一市場の関係事業者等は以下のとおりである。

①卸売業者

開設当初は、鮮魚部、塩干魚部、川魚部及び青果部に各1社の4社体制であり、第二次世界大戦中は統制会社となった。戦後の統制廃止後、昭和23年には、蔬菜・果実部10社、生鮮海産物部10社、加工海産物部4社、淡水産物部2社が乱立したが、廃業、合併等の淘汰が進み、昭和44年に現在の青果部及び水産物部に各2社の体制となった。

取扱商品については、青果は野菜、果実、近郷野菜等、水産物は鮮魚、冷凍品及び塩干加工品等である。

②仲卸業者

仲卸業者は、中央卸売市場内に店舗を持ち、卸売業者から買い受けた物品を小単位に仕分け、調整し、小売業者、大口需要者等に販売することを業務としている。第一市場の開設時の仲買人は、戦時の統制政策によってその存在意義を失い、廃業又は卸売業者もしくは小売業者への転身を余儀なくされた。統制撤廃後は、仲買制度の復活によって、業務を再開し、仲卸業者として、市場の大きな役割を担ってきている。しかしながら、仲卸業者数は年々減少しており、平成8年度には青果部に119業者、水産物部に217業者あったが、平成21年度末現在では、青果部に84業者、水産物部に135業者となっている。

③関連事業者

関連事業者は、買出人を中心とする市場利用者を対象に、市場の取扱品目以外の補完的品目の卸売、食料品及び日用品等の物品販売、倉庫業、運送業、飲食業、金融業等を行っている。かつては、「附属営業人」という名称であったが、市場内での地位向上が図られたことを機に、昭和 55 年 3 月に「関連事業者」と名称変更された。関連事業者は、仲卸業者と同様に減少しており、平成 8 年度末に 148 業者であったが、平成 21 年度末現在では、103 業者となっている。また、平成 8 年度から平成 21 年度末現在までに 51 業者が廃業したが、この間、新規開業も 6 業者ある。

④買出人

市場で買い入れを行う業者等で、小売業者、量販店（スーパーマーケット、百貨店等）、加工業者、飲食業者、大口消費者等があり、第一市場の買出人は、3,000 人から 4,000 人である。

vi) 第一市場の現状

①第一市場の取扱に関する状況

第一市場の取扱数量及び取扱金額は以下のとおりである。

【取扱数量】

(単位：t)

部別	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
青果	299,045	297,539	293,921	289,554	285,122
水産物	76,741	68,367	63,369	61,056	56,157
加工食料品	9,791	8,814	8,606	8,273	7,911
合計	385,577	374,720	365,896	358,883	349,190
割合(※)	100%	97.18%	94.90%	93.08%	90.56%

(※) 平成 17 年度の数量を 100%とする。

【取扱金額】

(単位：百万円)

部別	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
青果	67,715	70,954	69,987	67,953	65,039
水産物	61,912	58,628	55,451	52,777	47,205
加工食料品	5,395	4,971	4,851	4,808	4,470
合計	135,022	134,554	130,289	125,539	116,715
割合(※)	100%	99.65%	96.49%	92.98%	86.44%

(※) 平成 17 年度の金額を 100%とする。

動向をみると、平成 17 年からいずれの数値においてもおおむね減少傾向にあり、特に取扱金額の減少が顕著である。これは商店街の衰退に伴う小売専門店の減少や大規模量販店の進出による影響が大きいと考えられる。

また、全国的な卸売市場を経由する割合の推移は以下のとおりである。

【卸売市場経由率の推移】

年度	青果	水産物
平成 15 年度	69.2%	63.2%
平成 16 年度	66.1%	62.9%
平成 17 年度	64.5%	61.3%
平成 18 年度	64.6%	62.1%
平成 19 年度	61.7%	60.0%

(注) 卸売市場経由率とは、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場（水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量を除く）を経由したものの数量割合（花きについては金額割合）の推計値。

全国的に生産者の直販、通信販売、輸入品の需要増加等から、市場外流通が拡大し、卸売市場経由率は平成5年には青果79.8%、水産物70.2%の水準であったが、平成19年度には青果61.7%、水産物60.0%へと低下傾向にある。

②市内への供給状況

市による供給圏調査結果等から、市民への供給率を推計すると、第一市場は、市民の需要に対し、野菜73.9%、果実45.9%、水産物38.3%の食材を供給している。

【第一市場の市内供給率】

	需要量 (t)	取扱数量 (t)	市内搬出量 (t)	市内搬出割合 (%)	市内供給率 (%)
野菜	190,375	229,484	140,674	61.3	73.9
果実	79,702	60,070	35,922	59.8	45.1
水産物	78,674	61,056	30,100	49.3	38.3

(注) 市内搬出割合は、市内搬出量を取扱数量で除したものである。

市内供給率は、市内搬出量を需要量で除したものである。

vii) 第一市場の現状に対する市の取組み

近年の少子高齢化や核家族化による食生活の変化、「食の安全、安心」及び「食育^注」への国民の関心の高まり、生鮮食料品の輸入拡大、市場外流通の増大等によって卸売市場に求められる機能や役割が変化してきている。また、市場間競争の激化、物流システムの高度化等卸売市場を取り巻く状況も大きく変化してきている。第一市場においては、前記のとおり生鮮食料品等の取扱数量及び取扱金額が減少傾向にあり、市場内で営業する仲卸業者及び関連業者も減少している。この状況は全国的にも同様の傾向であり、今後もこの減少傾向がさらに進む可能性がある。

そのため市では、京都市基本計画において中央卸売市場の活性化を掲げ、その取組みを推進してきた。また、平成 16 年 10 月には、京都市中央卸売市場第一市場運営協議会から、市場の活性化を目的とした、「21 世紀の京都市中央卸売市場のあり方—京都市中央卸売市場第一市場基本構想—」（以下、「在り方」という。）が提言された。京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）は、この在り方をうけて、現状等の調査及び検証を行い、今後の本市場の方向性を明確にするとともに、市場の活性化を実現させるための重点戦略及びその推進に向けた施設整備を具体化するため平成 19 年 3 月に策定された。

viii) 第一市場の課題

前記のとおり、市では在り方からマスタープランに至るまで市場の課題を認識している。その中で、在り方の検討を受けてマスタープランで明示されている第一市場の課題について以下に抜粋する。

①市場運営に関する課題

1) 取扱数量及び取扱金額の減少並びに市場間競争の激化への対応

全国的に中央卸売市場における取扱数量及び取扱金額は減少傾向にある。背景には人口の減少等の社会的な環境変化及び市場外流通の増加等があり、この傾向は今後も続くものと考えられる。

^注 食育

食育基本法では、食育とは「「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てること」であるとしている。

特に京阪神には多くの中央卸売市場があり、近年の道路整備等による移動時間の短縮によって、今後もさらに卸売市場間の競争が激化していくことが予想される。そのため、競争力強化に向けた市場運営が必要である。

2) 仲卸業者及び関連事業者の経営健全化

市場間競争の激化、小売構造の変化等によって経営環境が厳しくなる中、全国的にも仲卸業者及び関連業者は減少傾向にある。第一市場においても同様の状況にあり、市場の機能を維持するためには、仲卸業者及び関連事業者の経営の改善に取り組んでいく必要がある。

②市場施設に関する課題

1) 品質管理及び衛生管理への対応並びに加工施設の整備

第一市場の施設は、生産者や消費者の信頼を得るために、品質管理及び衛生管理への対応のさらなる強化が必要な状況にある。

また、量販店等は今後ますます加工食品の仕入れを増加させることが予想されるため、品質管理及び衛生管理を徹底した加工施設の整備が必要となっている。

2) トラック輸送による物流への対応

第一市場の敷地は、南北に細長い形状を呈し、トラック輸送の唯一の基幹通路である新千本通りは、商品の搬出入のために車両が集中している状況にある。効率的な物流機能を確保していくためには、物流動線の見直しや配送機能の強化を図る必要がある。

3) 駐車場の利便性向上

第一市場では駐車場は必要規模の整備がなされているものの、その場所が点在している。特に買出人駐車場は、取引先を確保するためにもその利便性を考慮して優先的に配置することが必要である。また、屋上に配置されている駐車場では、荷物を移動するためのエレベーター等の設備が不足している。そのため、車両を売場近くに移動させて荷物を積むことになり、そのことが場内動線にも影響を及ぼしている。この課題を解消するためには、屋上の駐車場の利便性を向上させる必要がある。

4) 施設及び設備の老朽化への対応

第一市場においては、新耐震基準が規定された昭和56年の建築基準法改正以前に建設された建物が多数現存している。そのため、耐震性の調査と併せて安全性と機能性の確保に向けた補修及び補強を進めていく必要がある。また、設備面においても老朽化等による機能低下が生じているため、改良及び修繕を進める必要がある。

5) 防犯対策及び周辺地域との共生

第一市場は住宅が密集する市街地の中にあり、また市場への出入り口が多数存在している。その結果、一般市民の出入り及び車両の通過が多く、物流動線が混乱しており、交通安全や防犯の観点からも動線の改善が必要となっている。また、市場周辺道路上での路上駐車問題、騒音等の問題等、周辺住民の生活環境保全への対応に努める必要がある。

6) 近隣施設との連携

第一市場周辺には京都リサーチパークや梅小路公園が立地しており、これらの施設との相互の連携による各施設のPR並びに集客性の拡大及び周辺地域への活性化を目指した取組みが求められている。

③第一市場の方向性及び重点戦略

マスタープランでは、「市民の食生活を豊かにかつ安定的に支える食材の集配拠点」、「食文化、食育の拠点」及び「地域活性化の拠点」の3つを視点に、さらなる市場間の競争に対応し、これまで支えてきた京都の食文化を今後も維持、発展させるとともに、市民の食に対する安全・安心へのニーズに応え、地域との連携による活性化を図っていく必要があるとしている。これを踏まえ、マスタープランでは以下の重点戦略が策定されている。

1) 市場運営機能の向上

イ) 管理運営体制の充実

市はこれまで、第一市場の施設の整備及び維持管理並びに法令に基づく指導監督を中心的に担ってきた。しかし、卸売市場を取り巻く状況は、市場間競争の激化、流通環境の変化の他、「食育」や「食の安全・安心」への国民の関心の高まり等、大きく変化してきている。そのため、これらの対応に向け、食育の推進、品質管理及び防犯、災害対策の強化等、管理運営体制

の充実を図っていく。その推進に当たっては、市場業界との連携を強化し、併せて民間活力の活用を検討していく。

ロ) 場内業者の積極的な市場運営への参画

場内業者は市場運営機能の向上を図るため、積極的な問題提起及び提案機能の発揮が期待される。また、品質管理や食の安全・安心について規定した農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）やポジティブリスト制度^{注1}等に関する研修等へ積極的な参加も期待される。

ハ) 物流機能の効率化及び情報化の推進

卸売市場においては、物品の搬入から仕分け、そして搬出までの流れが効率的であることが重要である。しかし、現状では敷地の制約から、効率的な物流動線の確保が難しい状況にある。このため施設の配置の見直し及び利用度の低い施設の有効活用等を図るとともに、場内交通のルール作り及び配送機能の強化に努める。また、場内業者の作業負担の軽減、営業等の取引に必要な業務への労力のシフト等に向けて物流の効率化とともに情報化を図る必要がある。そのため、取引の電子化、トレーサビリティ^{注2}、冷蔵庫等の入出庫管理等物流管理の情報化を推進していく。

注1 ポジティブリスト制度

食品中に残留する農薬等について、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度。農薬等は原則禁止を前提に、使用を認めるものについてリスト化する（ポジティブリスト）方式が採られている。輸入食品の増大や食品中への農薬等の残留に関する消費者不安の高まり等から、平成15年（2003年）食品衛生法が改正され、基準が設定されていない農薬等が一定量以上残留する食品の販売等が禁止されることになった。

注2 トレーサビリティ

コーデックス委員会（平成16年（2004年））によれば、「生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること」と定義される。いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを各事業者が個々に記録しておくことにより、食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようにしておくこと。あくまで食品の移動を追跡するための仕組みであり、食品の安全管理を直接的に行うものではない。

二) 新たな取引規制への対応

平成16年に改正された卸売市場法により、直荷取引（仲卸業者が直接産地から買付を行うこと）の拡充、第三者販売（卸売業者から仲卸業者以外に販売を行うこと）の拡充、商物一致の規制緩和（電子商取引により、市場に商品がなくても卸売できるようになったこと）等効率的な流通システムの確立に向けた卸売市場の取引規制の弾力化が図られるとともに、取引のルールの見直しが行われた。このような中、場内業者は、法令や各業者が合意の上定めた取引等のルールを守るとともに、社会的ニーズに対応できるように効率的な取引を推進することが期待される。

2) 食の安全確保による安心の提供

イ) 産地情報の収集及び伝達

生鮮食料品の流通に当たっては、生育情報等の産地情報が、品質管理の観点からも重要であるため、場内業者は、積極的に情報の収集に取り組むとともに、小売業者、加工業者等と連携し、消費者まで正確な情報が届けられる体制の確保に取り組むことが期待される。

ロ) 品質管理及び衛生管理機能の向上

第一市場が今後とも迅速に安全で安心な食品を安定的に供給し、市民の食生活を支えるためには、社会のニーズでもある品質管理及び衛生管理機能の向上を図る必要がある。そのため、コールドチェーン^注化への対応に向け、保冷施設の整備、卸売場及び荷置き場の低温化の他、衛生的な加工処理を行うための設備、塵芥集積所等のさらなる整備を行っていく。

さらに、食品品質管理委員会を中心に品質管理、衛生管理のルール作り及びその遵守等のソフト面の対応を強化していく。

3) 京の食文化及び食育の拠点としての市場

イ) 特色ある商品の確保

^注 コールドチェーン

生鮮食料品等について、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系をいう。

卸売市場間競争のさらなる激化が予想される中で、卸売業者及び仲卸業者は、両者の積極的な連携を図り、出荷者からの情報や消費者ニーズを的確に把握することにより、新たな商品の発掘及び積極的な商品開発を推進し、第一市場全体として特色ある商品を確保する取組みを推進していくことが期待される。

ロ) 京都の食文化の普及及び啓発並びに食育の推進

第一市場が京都の食文化に果たしてきた役割は大きく、市民の食生活を支える小売業への販売の他、料亭をはじめとした飲食店、宿泊施設等の業務需要に対し特色ある食材を提供してきた。今後もこの機能を維持し、市民及び観光客を迎え入れる宿泊施設等の台所として、京都の食文化の普及及び啓発に努めていく。

これらの取組みに加えて、市民への食に関する情報の発信、生産者と消費者をつなげる活動等を強化し、食育の拠点としての機能を高めていく。

4) 地域活性化に向けた周辺地域との共生及び市民参加による市場活性化

イ) 周辺地域との共生

第一市場は、周辺の市街化の影響もあり、路上駐車、騒音、臭い等生活環境面においての課題が生じている。そのため、トラック等の待機場及び防音壁の設置、アイドリングストップの徹底に向けたトラック電源設備の整備並びに塵芥集積所の機能強化を行う。

ロ) 市民参加による市場活性化

今後、第一市場の活性化を図るに当たっては、市民のニーズを把握するとともに、市民に理解される市場運営を目指していく必要がある。とりわけ、「食の拠点機能充実事業」は、第一市場が市民と接することを目的とする重要な取組みである。この取組みは、市民に対し、第一市場の役割及びその機能、場内業者が長年培ってきたプロの知識及び技術並びに地域独自の食材や調理法等、食に関する様々な情報を発信する役割を果たしている。

また、場内業者には、第一市場事業を通じて市民のニーズを把握する機会が得られるとともに、市民の目が直接注がれることによる、業務改善への意識の向上が期待される。第一市場事業の活動を市場業界のみならず、産地、小売店、飲食店等とも連携して、市民参加による市場の活性化に今後とも取り組んでいく。

5) 場内業者の経営健全化

イ) 京都市による場内業者への助言及び提言機能の強化

市は、市場運営に関わる様々な情報を収集・分析し、これを基に、場内業者に対して業務及び経営の改善の指導及び助言並びに取引及び品質管理に関する研修を実施する等、助言及び提言機能を強化していく。

ロ) 場内業者の経営改善

卸売市場全体の活性化を図るためには、場内業者が経営基盤の強化並びに経営の健全化及び安定化に取り組むとともに、戦略的な事業展開を行いながら、卸売市場全体における取引及び販売の機能を強化し、取扱数量や取扱金額の向上に努めていく必要がある。

そのため、卸売市場法改正による規制緩和等を踏まえ、社会的ニーズや消費者ニーズに対応できるよう、各事業者が協同組合等とも協力して、積極的に情報収集や創意工夫を凝らし、経営革新に努めるとともに、業務効率化や流通コストの削減、他社や異業種間における連携、交流等による経営の強化を図っていく。

特に、仲卸業者については、加工処理や配送業務にかかる経費が経営の負担となっていることから、これらの経費の削減を図るため、加工処理業務や配送業務の共同化等による効率化に取り組んでいくことが期待される。また、場内業者自らの経営改善だけでなく、市としても、経営セミナーや経営指導を充実する。

(3) 使用料の回収未済について（意見）

市が関連事業者等から徴収する市場施設の使用料は年一回請求しており、支払いが遅延しているものは個別に管理している。監査の結果、1年超の遅延をしているものは以下のとおりであった。

【使用料回収未済状況】

（単位：千円）

年度	件数	金額
平成 19 年度	1 件	370
平成 18 年度以前	8 件	19,478
合計	9 件	19,847

上記案件については、今後とも回収活動を継続する必要がある。なお、関連事業者等の経営状況については、市の職員が市場を見て回ることに適時ヒアリング等の対応をしており、平成 19 年度以降は使用料の長期回収未済は発生していない。

しかし、関連事業者等は厳しい経営状況のものも多く、今後さらなる滞留案件が発生しないように、与信管理を行うとともに、今後とも関連事業者等の経営状況についても注視及び指導する必要がある。

(4) 自治会を通じた清掃委託料の妥当性について（意見）

補助金名	No. 17 京都市中央市場衛生自治会補助金	課	中央卸売市場第一市場
課施策との関係 交付目的	場内業者が自主的に組織する衛生自治会の活動に開設者として市が支援することにより、日常相互の連携等共汗の下で場内の衛生環境の維持促進を図る。		
補助対象者	京都市中央市場衛生自治会		
補助対象事業	市場の事業補助		
補助対象経費・補助率（補助額算定根拠）	自治会の運営費		
国庫補助制度	該当なし		
根拠規定	京都市中央市場衛生自治会補助金交付要綱		
終期設定の有無	無		
平成 21 年度支出先	京都市中央市場衛生自治会		
補助期間	始期	-	終期 なし
補助実績金額 (千円)	平成 19 年度		平成 20 年度
	40,000		40,000
			平成 21 年度
			40,000

自治会運営方式は市に特徴的な制度であり、市場の清掃、ゴミの運搬、分別の管理等、清掃作業にかかる費用を市場関係者で構成する自治会が負担しており、市はその一部を補助金という形で負担している。平成 21 年度決算では、清掃作業に関する支出総額は 99,930 千円であり、市が 4 割程度にあたる 40,000 千円を負担している。

補助金は本来、補助対象事業及び補助額を明確にして支払われる必要があるが、当該補助金は、その算定根拠が明確とはなっていない。この点、自治会を通さず市自らが外部委託する方法も考えられるが、当該方式を採用することについて現段階で直ちに移行するのは困難であるとのことである。そうであれば、将来的に市場の清掃などの費用をだれが負担するかを明確にし、補助額を見直す必要があると考えられる。

(5) 第一市場への関わり方について（意見）

i) 市場の活性化について

現在、市場の卸売会社は青果部及び水産物部に各2社ずつとなっている。青果部及び水産物部の卸売会社数は条例で各2社までと定められている。

青果部は卸売金額の9割近い額を1社が占めている。このような状況が長期に継続すると、競争性が阻害され、また、集荷できる産地が限定されてしまう等、消費者のニーズが十分に反映されない状況が生じる可能性がある。当該状況を直ちに是正する必要があるとまでは言えないものの、市は市場活性化のためのモニタリング、指導機能を適切に発揮するべきである。

ii) 仲卸業者の指導について

市場の機能を維持していくためには、仲卸業者及び関連事業者の参画が必要不可欠である。

2) 仲卸業者及び関連事業者の経営健全化（101頁）に記載の通り、仲卸業者及び関連事業者は厳しい経営を強いられており、市は、今後とも経営指導を行うとともに、必要に応じて外部の専門家に経営指導を依頼する等、仲卸業者及び関連事業者が市場に参画できるように指導する必要がある。さらに、経営の苦しい業者に対しては支援制度を拡充する等、場合によっては、個々の業者の力を結集するための仲卸業者の統廃合を市の指導のもと実施する必要がある。

(6) 第一市場の整備計画について（意見）

中央卸売市場整備計画（平成 22 年 10 月最終改定農林水産省）において、第一市場は「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置づけられている。これを踏まえ、市では第 8 次中央卸売市場整備計画（平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間の計画）を策定し、下記のような事業量及びその施設の必要性を考慮した整備計画を立案・実行していることは一定の評価ができる。

年度	概要
18	構内地屋根新設工事（新千本通）
19	水産配送加工センター新設工事 （温度管理機能を備えた配送センター機能、加工施設及び保冷室）
21	青果配送加工センター新設工事 （温度管理機能を備えた配送センター機能及び加工施設）
22	青果 1 号棟整備事業（東駐車場屋根掛け、モートル用エレベーターの設置及び冷蔵庫の改良増築（モートル充電室の活用）） 丹波口駅前駐車場及び五条南駐車場の防音設備の設置及び屋根新設工事

しかし、実際に第一市場を視察すると、建物設備等の老朽化は極めて著しい。第一市場は施設が完成してから相当の年月がたっており、上記計画にあるような部分的な増改築でなく、耐震基準を満たした安全性の高い施設への全面的な改築を早急に実施する必要がある。

ただし、第一市場は周辺に住宅が密集する市街地に立地しているため、操業を止めての全面改修は難しく、施設の改修にはかなりの時間とコストがかかる。よって、まず、第一市場の位置づけを明確にする必要がある。すなわち、第一市場を残す方向で検討する場合、施設の整備主体を市とするのか、関係事業者等とするのかについて検討することも必要である。その結果、第一市場を今後とも市の流通の核として考え、市が市場施設を維持する必要があると判断した場合には、現状に手をこまねくのではなく、早急に市場の移転も含め、施設の改修・近代化に向けた取組みに着手する必要がある。施設整備の遅延が生じれば、負担が大きくなる可能性があるため、計画性をもった施設整備を実施する必要がある。また、主体を関係事業者と考えるのであれば、施設改修の必要性を理解してもらうよう努力する必要がある、早急に着手できるよう市として指導する必要がある。

5. 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計に係る監査の結果及び意見

(1) 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の概要

i) 中央卸売市場第二市場・と畜場の沿革

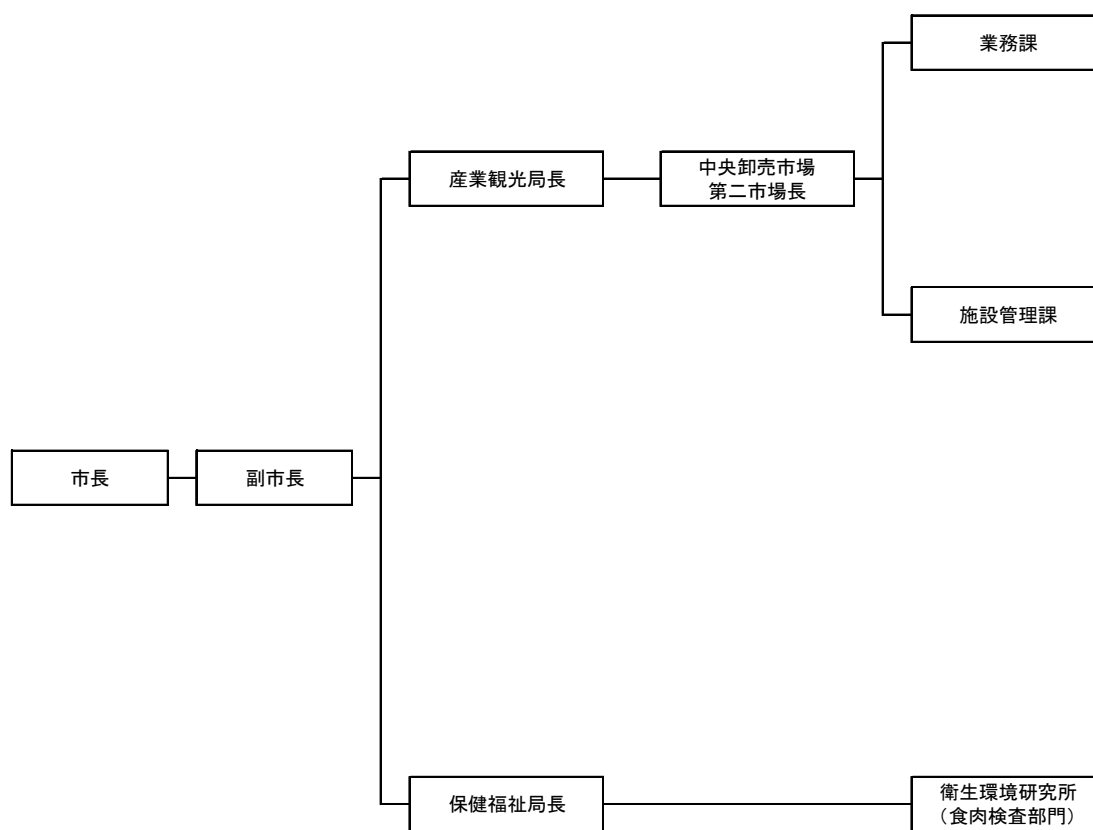
中央卸売市場第二市場・と畜場（以下、「第二市場」という。）は、市にある食肉専門の中央卸売市場である。また、明治42年7月1日に「屠場法」に基づく市の直営施設として、南区九条仏現寺町に開設された「京都市立と畜場」を前身としている。そして、昭和44年10月、①卸売業者の許可制②競争的な取引方式（せり売りの原則、委託集荷の原則、商物一致の原則）③開設者による取引の監視④地方公共団体が開設すること等を定めた中央卸売市場法（現卸売市場法）に基づき、と畜場を併設した食肉専門の中央卸売市場として全国で9番目に開設された。さらに、同年12月に、現在の南区吉祥院石原東之口2番地にと畜場併設の「京都市中央卸売市場第二市場」として開場された。平成21年で、「京都市立と畜場」開設から100年、「中央卸売市場第二市場開設」から40年目を迎えている。

現在、食肉の中央卸売市場を開設しているのは、市の他、仙台市、さいたま市、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市の計10団体である（平成22年3月現在）。

ii) 組織図及び職員の状況

第二市場に所属する職員（保健福祉局、衛生環境研究所を除く）は、部長級1名（事務）、課長級2名（事務1・技術1）、課長補佐・係長級2名（事務1・技術1）、係員9名（事務5・技術3・技能労務1）、嘱託1名（衛生管理責任者）の合計15名である（平成22年3月現在）。職員の数は、平成11年まで合計30名体制を実施していたが、業務委託等により段階的に人員を削減している。

組織図（平成 22 年 4 月改正後）



iii) 予算額・決算額の推移

第二市場特別会計の平成 19 年度から 21 年度までの予算額・決算額の推移は以下のとおりである。

【歳入】

(単位：千円)

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
使用料及び手数料	71,904	75,294	73,315	74,403	74,185	74,609
府支出金	-	-	-	-	8,233	5,564
財産収入	1	2	1	2	1	1
繰入金	713,056	740,361	718,089	676,510	730,125	692,871
繰越金	1	-	1	-	1	-
諸収入	13,038	12,185	12,594	11,695	12,455	11,789
市債	-	40,979	-	-	-	-
合計	798,000	868,822	804,000	762,612	825,000	784,834

第二市場の歳入のほとんどは一般会計からの繰入金で構成されており、卸売会社等の受益者からの使用料及び手数料は年度歳入全体の1割程度である。使用料は卸売業者市場使用料、と畜場使用料、施設使用料から構成され、第二市場の運営を賄うものである。平成21年度の内訳は、卸売業者市場使用料が14,575千円、と畜場使用料が24,404千円、施設使用料が35,627千円となっている。また、手数料は、売買参加者承認・せり人登録更新費用であり、平成21年度では2千円となっている。

平成19年度の市債40,979千円は、井水から市水への給水管敷設替及び冷水設備設置工事を行うため、起債したことによる。

【歳出】

(単位：千円)

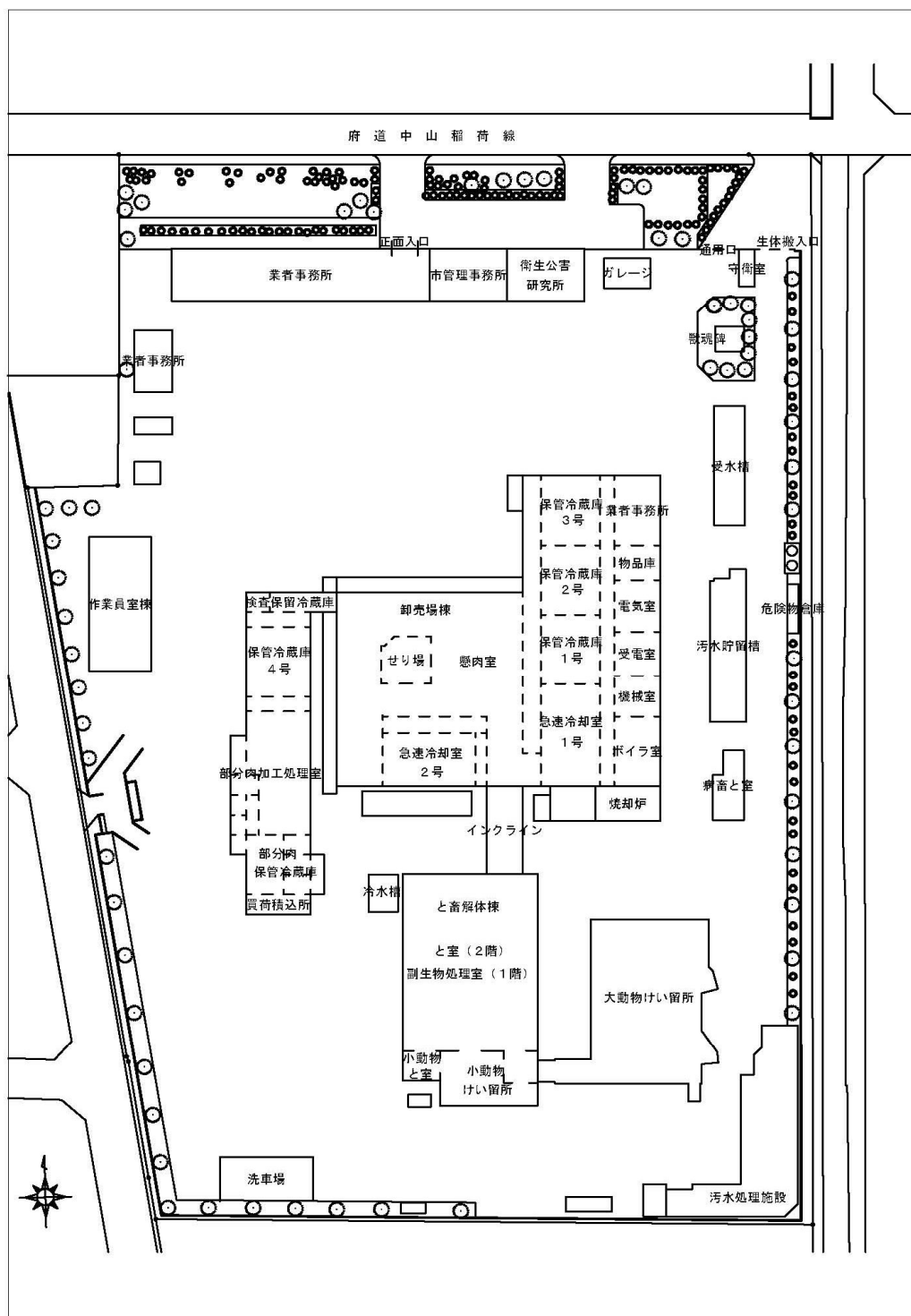
区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
中央卸売市場・と畜場費	605,912	636,193	617,181	576,963	619,878	570,711
市場整備費	-	41,126	-	-	21,700	31,202
公債費	191,588	191,502	186,319	185,648	182,922	182,920
予備費	500	-	500	-	500	-
合計	798,000	868,822	804,000	762,612	825,000	784,834

中央卸売市場・と畜場費の主なものは、光熱水費、市場で働く職員の給料や職員手当等、施設整備の保守管理にかかる委託費等である。本来これらの歳出は、出荷者、卸売会社、副生物組合等の受益者が、適正に負担することが望ましいが、特に牛・豚の入荷を安定的に確保するため、出荷者が負担すると室使用料（光熱水費を含む）及びと畜解体料については、近隣市場と均衡した額に設定されている。また、副生物卸協同組合が負担すべき光熱水費については、病原性大腸菌O-157やBSE（牛海綿状脳症）等の発生もあったことから、開設以来、定額のまま据え置かれてきた。

なお、平成22年4月に徴収料金を改定し、前年度予算比において、使用料は約1.13倍、光熱水費は約3.02倍の増収となっている。また、平成19年度の市場整備費は、歳入に記載した給水管敷設替及び冷水設備設置工事にかかった費用である。

iv) 施設の規模

第二市場の主要施設（土地、建物及び設備）は全て市の所有となっており、その施設図は以下のとおりである。



また、その面積は以下のとおりである。

(単位：㎡)

名称		面積
市場施設	土地	18,921
	建物	4,766
と畜場施設	土地	10,548
	建物	6,704
	土地合計	29,469
	建物合計	11,470

市場施設のうち、主要なものは以下のとおりである。

(単位：㎡)

名称	面積
卸売場	630
枝肉保管冷蔵庫 (4 室)	1,010
内臓・部分肉保管冷蔵庫 (4 室)	151
部分肉加工処理室	260
買荷積込所	251
業者事務所・店舗	1,014
市管理事務所、その他	1,450
合計	4,766

また、と畜場施設のうち、主なものは、以下のとおりである。

(単位：㎡)

名称	面積
と室 (脊髄吸引装置 1 基)	1,188
副生物処理室	865
急速冷却室	615
枝肉保留冷蔵庫	20
懸肉室	510
けい留所 (大動物 707 ㎡、小動物 169 ㎡)	876
病畜と室 (内 冷蔵庫 2 室 9 ㎡)	72
生体検査室	10
衛生環境研究所 (食肉検査部門)	305
汚水処理施設	516
機械室、その他	1,619
焼却場 (焼却炉 1 基、排ガス処理設備)	108
合計	6,704

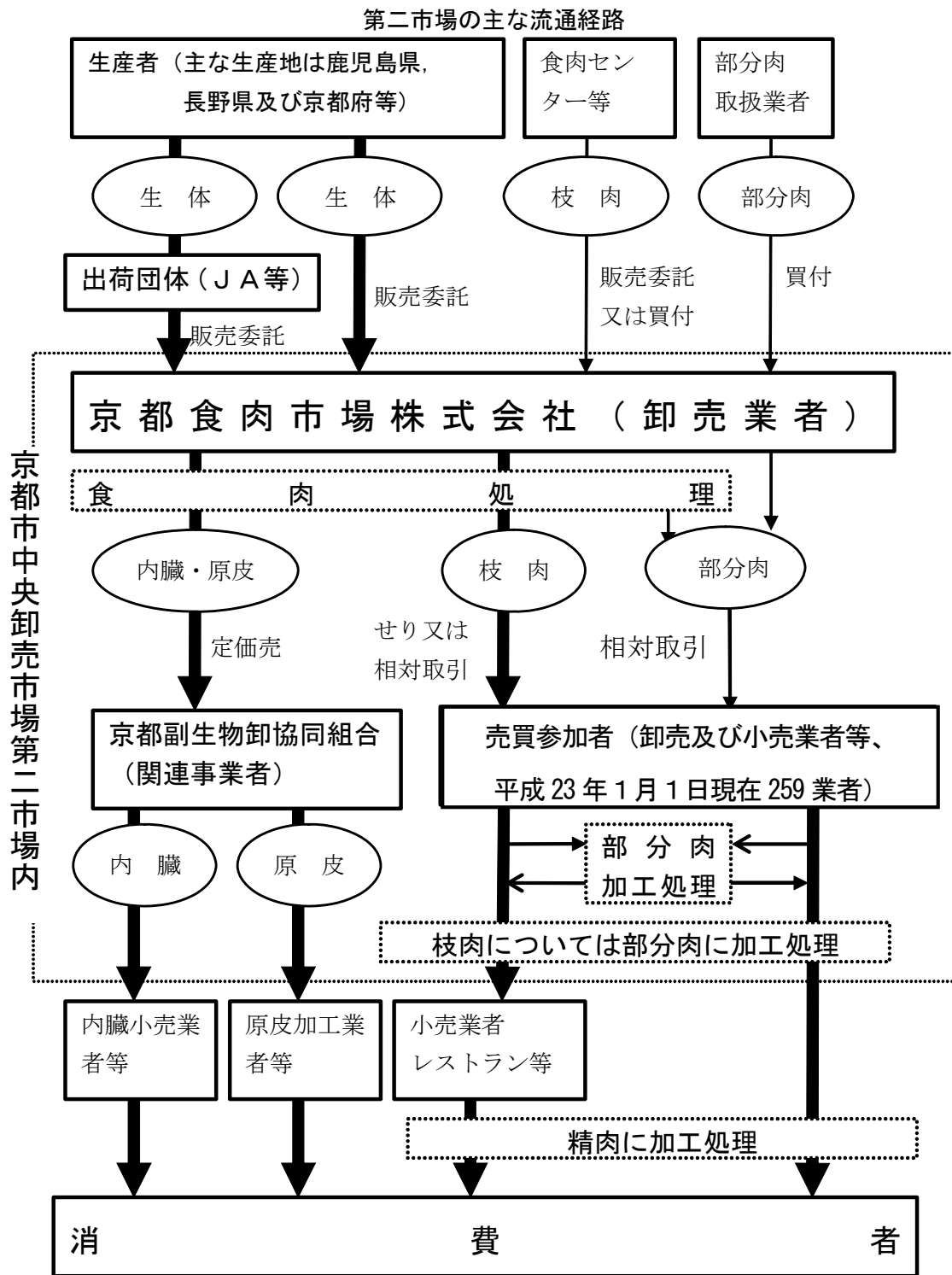
v) 第二市場の関係事業者及び主な流通経路

平成 23 年 1 月 1 日現在、市場の関係事業者は、卸売業者が 1 社（京都食肉市場株式会社）、買受人として売買参加者が 259 業者（登録者数）、買受人団体が 1 団体（京都食肉買参事業協同組合）、第一種関連事業者が 2 団体（京都副生物卸協同組合、株式会社中畜運輸）、第二種関連事業者が銀行 1 行（京都銀行）、格付機関が 1 団体（社団法人日本食肉格付協会）となっている。

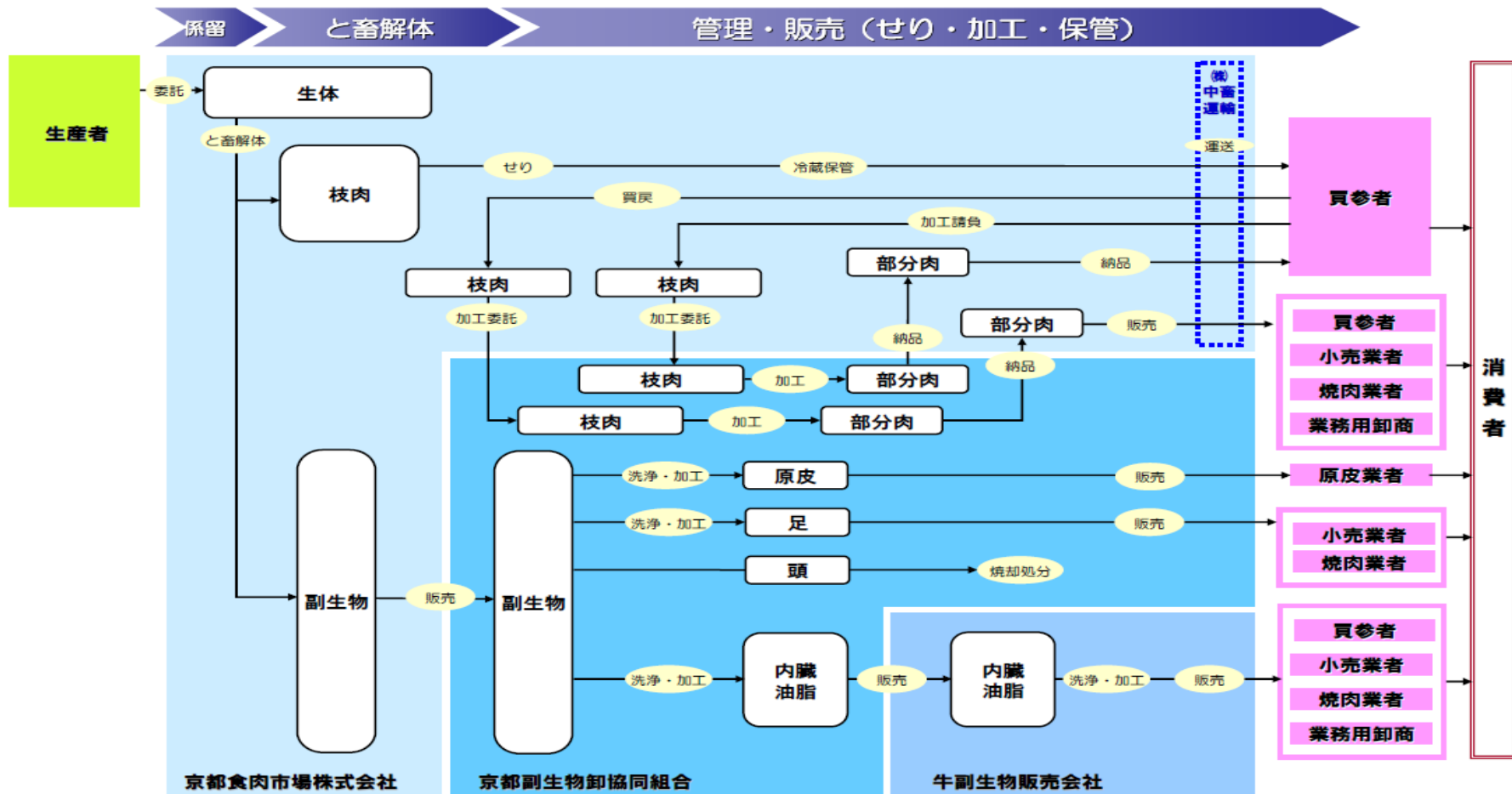
また、第二市場では、牛・豚の集荷、と畜解体、せり等一連の業務は卸売業者（京都食肉市場株式会社）が行っている。市では市場の開設者の立場から、これらの取引等が法律（卸売市場法等）や条例（京都市中央卸売市場業務条例）等に則して適正に行われているか等の卸売業者及び関連事業者への指導監督、市場及びと畜場の施設や機械設備類等の維持管理等を行っている。

なお、と畜料の負担は生産者であり、その収入は京都食肉市場株式会社に入ることとなっている。また、京都食肉市場株式会社は、市からと畜対策補助金の支給を受けている。

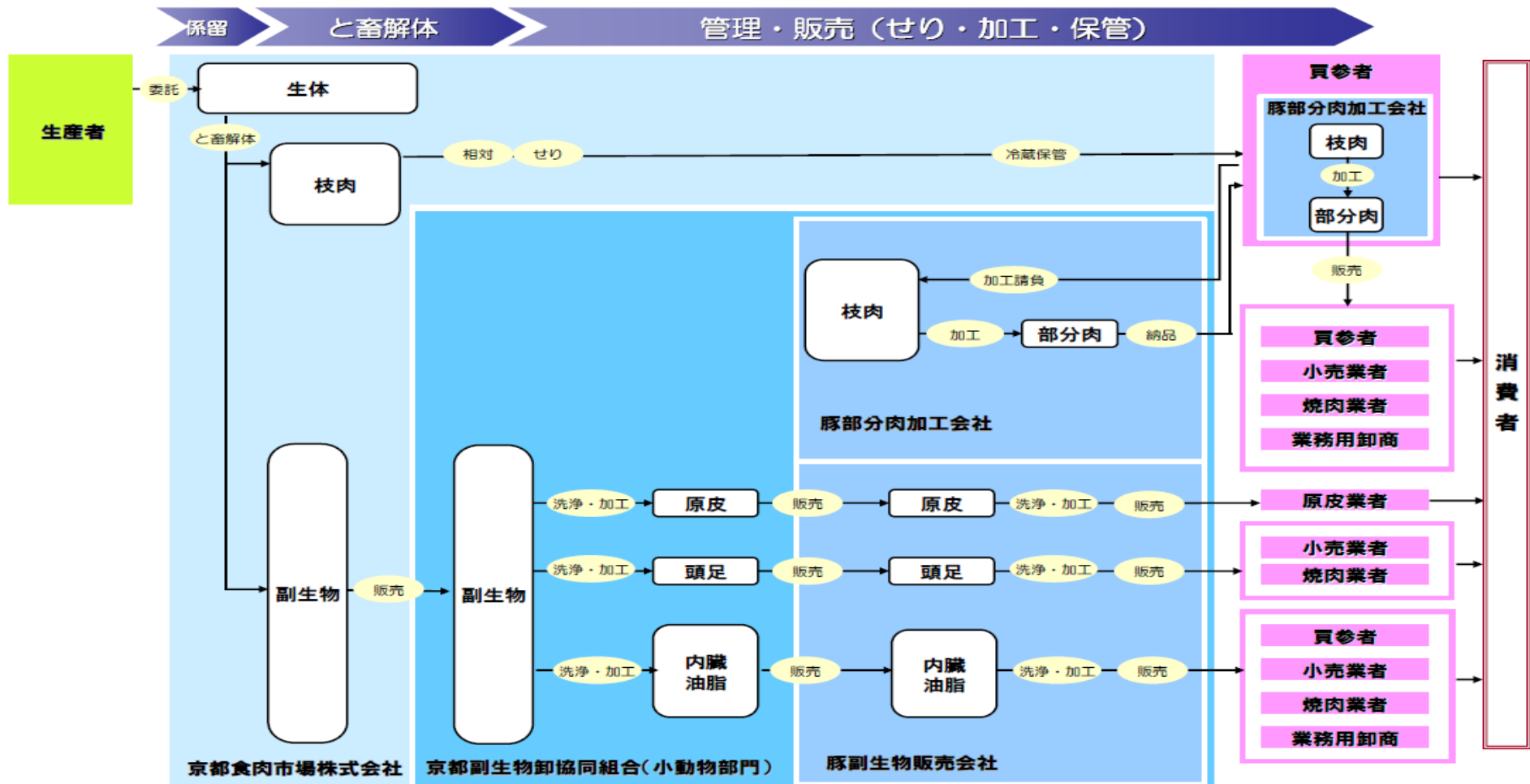
市場の主な流通経路及び牛・豚の集荷から販売までの業務フローは、以下のとおりである。



【現在の牛の取扱商品の流れ】



【現在の豚の取扱商品の流れ】



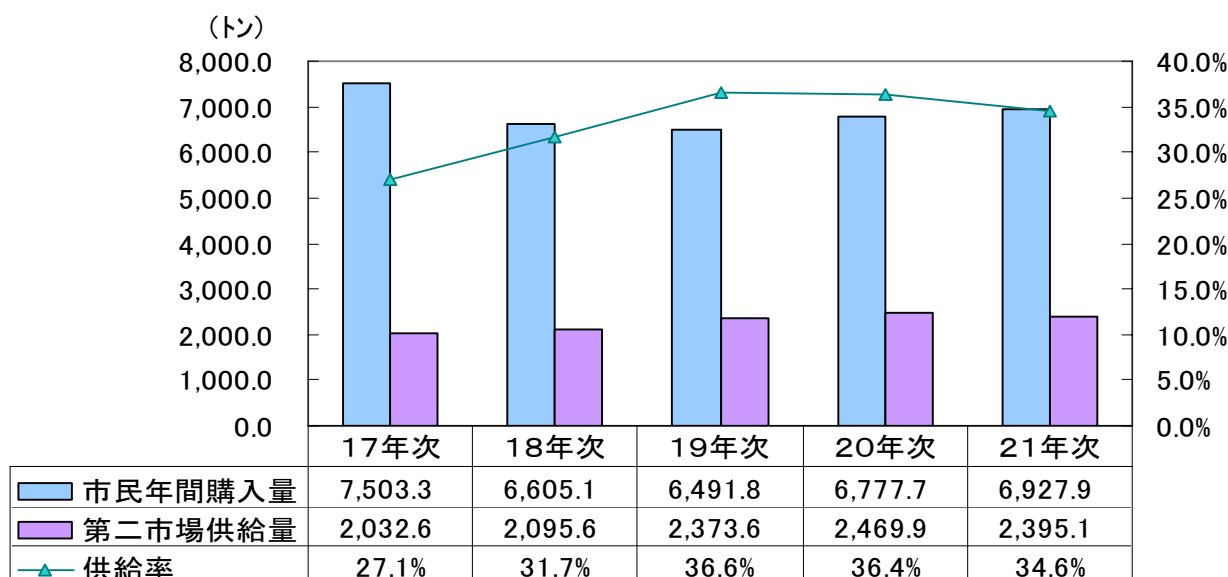
vi) 第二市場の現状

①第二市場の取扱に関する状況

1) 消費の動向

平成 21 年次の市民の牛精肉年間購入量は約 6,900 トンであるのに対し、第二市場の供給量は約 2,400 トン、市内供給率は約 35%である。過去 5 年間で大きな違いはないものの、昭和 63 年度には約 67%であった点からみると、長期的にはかなり減少傾向にあり、市場外での流通量が増加している。

【過去 5 年間の市民への第二市場の牛精肉供給状況】

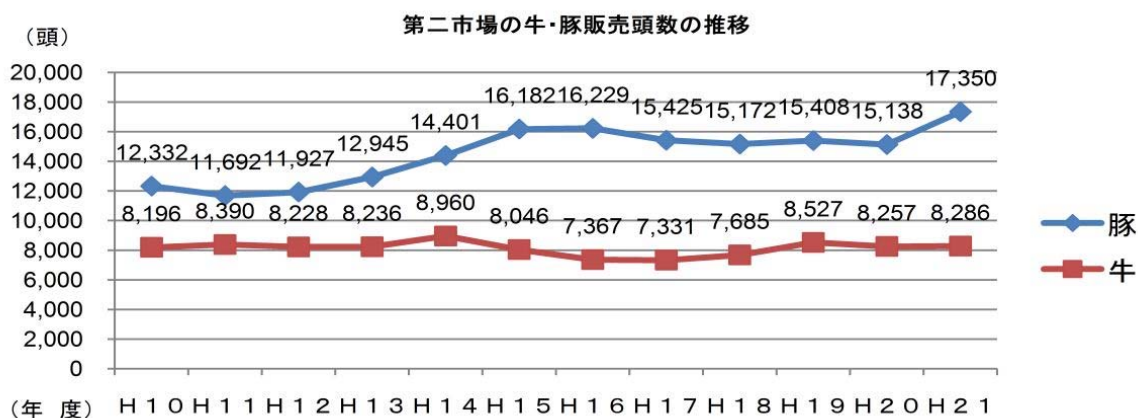
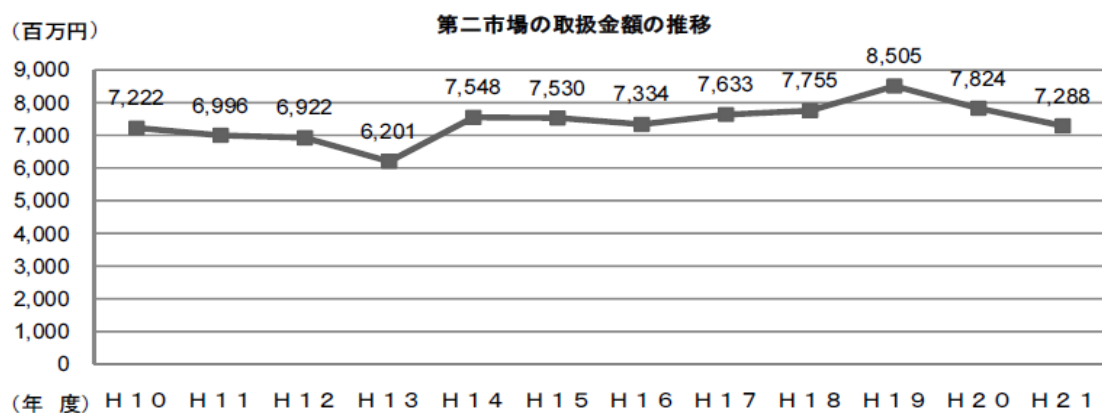


(出典：京都市，総務省家計調査)

2) 集荷に関する状況

第二市場における過去最大時の取扱数量は、成牛が約 2 万 6 千頭（昭和 45 年）、豚が約 7 万 3 千頭（昭和 49 年）、総取扱金額が約 178 億円（昭和 63 年）を誇り、市民の 1 世帯あたり牛肉消費量は昭和 54 年当時には全国トップの年間約 19 キロであった。しかし、平成 3 年の牛肉の自由化や平成 8 年の病原性大腸菌 O-157、平成 13 年の BSE（牛海綿状脳症）発生の影響もあり、平成 8 年度に牛のと畜数が 1 万頭を割って以降、回復できない状況が続いている。

平成10年からの第二市場の取扱金額及び第2市場の牛・豚販売頭数の推移は以下のとおりである。



平成21年度においては、牛と畜頭数が8,045頭（10市場中10位）、豚と畜頭数が17,466頭（同9位）、総取扱金額が72億8,800万円（同9位）という取扱状況となっている。

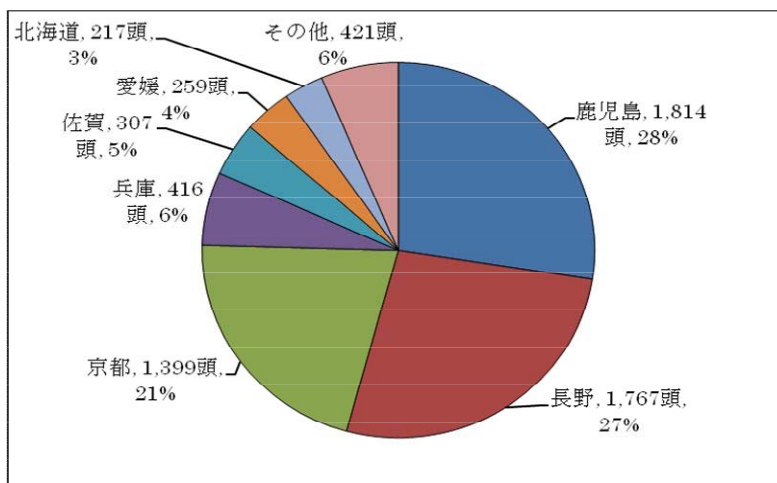
【全国中央卸売市場10市場の平成21年度取扱状況】

(単位：頭、百万円)

	牛と畜頭数	豚と畜頭数	総取扱金額
東京	90,742	184,051	96,468
大阪	35,737	83,464	25,389
仙台	25,567	130,826	17,638
名古屋	10,953	231,249	16,979
横浜	17,987	133,480	14,358
神戸	14,527	10,412	12,427
福岡	17,554	114,519	12,174
さいたま	19,100	58,162	8,586
京都	8,045	17,466	7,288
広島	9,594	48,671	5,295

第二市場は、牛の入荷頭数の約8割が和牛である等、和牛上物市場であるという点が特色である。また、和牛の取扱頭数のうち約75%は、鹿児島県、長野県、京都府産となっており、特に府外産の取扱量は全体の7割を超えている。

【第二市場における和牛の産地別集荷頭数及び構成比（平成21年度）】



また、京都肉（※）の第二市場における流通状況は、平成21年度では、第二市場の牛枝肉販売頭数の約8.0%にとどまっている。

※京都肉とは、下記の全ての要素を満たした肉のことである。

- ・黒毛和種で飼養期間が最も長い飼養地が京都府内（JAS法）であるもの
- ・京都市中央卸売市場第二市場においてと畜解体された枝肉
- ・日本食肉格付協会による枝肉格付け「A-5、B-5及びA-4、B-4規格」のもの

【第二市場における京都肉の流通】

（単位：頭）

年度	京都肉 (A)	京都府産 和牛販売頭 数 (B)	京都府産 成牛販売頭 数 (C)	総販売頭数 (D)	京都肉の比率		
					A/B	A/C	A/D
19	650	1,797	1,828	8,246	36.2%	35.6%	7.9%
20	635	1,746	1,859	8,064	36.4%	34.2%	7.9%
21	644	1,428	1,555	8,058	45.1%	41.4%	8.0%

（注）市場外仕入の枝肉販売頭数を除く

3) 売買参加者に関する状況

第二市場の売買参加者の約8割近くが食肉小売店だが、近年は後継者不足の問題等を抱えており、新規加入者が少なく、減少傾向にある。また、せりでの年間購買者数は、昭和63年度の153業者から平成21年度には約97業者と著しく減少しており、販売力のある売買参加者の取引の固定化が進んでいる。

②第二市場財政の状況

第二市場特別会計の決算は、一般会計からの繰入金を除けば、慢性的な赤字にある。平成21年度決算において、歳入面では、市場の営業収入である使用料及び手数料収入（74百万円）は、歳入全体の10%に満たない状況である。他方歳出面では、光熱水費の総額（169百万円）に対し、市場関係業者が実際負担する光熱水費（12百万円）は、その7%にとどまっている。また、一般会計からの繰入率（市場財政における歳出に占める繰入金の割合）は86%（10市場中1位）、繰入金額は5億1,600万円（同8位）と歳入の約9割を繰入金に依存しており、他市場と比べても財政依存度が高い（なお、繰入金額5億1,600万円は他市場との比較のために調整した金額である）。

次に、国が定めた一般会計からの繰入金の算定基準は、現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として営業費用の30%が、また、市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1が、国の指定する一般会計からの繰出基準として定められている。

上記の国が定めた繰出基準に基づいた平成19年度から平成21年度までの積算結果は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市場における業者の指導監督等に要する経費	57,328	39,147	34,445
市場の建設改良に要する経費	26,478	22,113	23,003
基準内繰入額	83,806	61,260	57,448

これに対し、市場部門の算定基準超過額は、以下の通りである。

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
市場部門決算額 (a)	327,971	194,456	208,303
料金収入など (b)	95,658	53,714	57,405
一般会計からの繰入額 (a)-(b)	232,313	140,742	150,898
基準内繰入額	83,806	61,260	57,448
算定基準超過額 (A)	148,507	79,482	93,450

また、と畜場部門は、料金収入や府の補助金以外は全額市が一般会計から繰り入れており、その推移は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
と畜部門決算額	540,852	568,156	576,532
料金収入など	32,860	32,466	34,633
一般会計からの繰入額 (B)	507,992	535,690	541,899

以上より、市場・と畜場部門を合わせた一般会計からの繰入額は以下の通りである。

(単位：千円)

節	内訳	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
運営費繰入	給与費	169,378	146,966	123,842
	市場管理運営費	408,351	396,393	401,271
	施設改修費	46,277	21,660	33,807
	市場整備費	146	-	25,638
	計	624,153	565,020	584,560
公債費繰入	元金	115,781	110,964	107,694
	利子	-	-	-
	事務費	370	448	543
	計	116,152	111,412	108,237
合計		740,305	676,432	692,797
算定基準で定められた繰入額以外の繰入額 (A) + (B)		656,499	615,172	635,349

最後に、第二市場に関連する補助金及び委託料の平成 19 年度から平成 21 年度までの推移は、以下のとおりである。

【補助金】

(単位：千円)

件名	交付先	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
と畜場対策補助金	京都食肉市場(株)	85,000	85,000	85,000
と畜場対策補助金	京都副生物卸協同組合	4,000	4,000	4,000
	合計	89,000	89,000	89,000

上記補助金がない場合には、京都食肉市場株式会社、京都副生物卸協同組合とも赤字決算が続いており、市からの補助金により経営を維持している状況にある。京都食肉市場株式会社への補助金については、監査対象としているため、後述する。

【委託料】

(単位：千円)

件名	委託先	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
電気機械建物付属等保守管理他業務	協栄ビル管理(株)	45,150	46,987	46,725
汚水処理施設管理業務	近畿環境サービス(株)	9,397	9,082	8,767
と畜解体処理設備定期点検保守業務	花木工業(株)	19,320	19,320	19,320
冷凍機保守点検分解整備業務	(株)中川工業所	13,440	13,387	13,387
廃棄物焼却炉保守点検整備業務	(株)クリタス	2,835	2,835	2,835
京都市中央卸売市場第二市場の在り方検討委員会業務	(株)地域社会研究所	2,221	2,364	-
京都市中央卸売市場第二市場マスタープラン策定業務	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)	-	-	5,985
京都市と畜場開設 100 周年・第二市場開設 40 周年記念事業	京都市と畜場開設 100 周年・第二市場開設 40 周年記念事業実行委員会	-	-	2,000
その他		1,526	1,293	917
合計		93,890	95,271	99,937

以上より、市が第二市場を設置しているために負担している総コストは以下のとおりである。ただし、建物、施設の減価償却費は含まれていない。

【市が負担している総コスト】

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一般会計	740,305	676,432	692,797
基金特別会計	56	77	73
合計	740,361	676,509	692,870

③第二市場における卸売会社等主な関連事業者の運営状況

第二市場の運営は、卸売業者である京都食肉市場株式会社を中心とする3社がその主要業務を行っている。牛・豚の集荷、と畜解体、せり等一連の業務を京都食肉市場株式会社が、市場内における部分肉・副生物の加工処理を京都副生物卸協同組合が、市場で購入された枝肉・部分肉の配送業務を株式会社中畜運輸が担っている。

京都食肉市場株式会社は、第二市場の唯一の卸売会社として、市場のと畜業務や集荷業務等市場運営における重要な役割を果たしている。また、同社の直近3年間の決算状況は下記のとおりである。なお、当該決算の数値は包括外部監査人の監査対象の範囲ではないため、市から提供を受けた数値をそのまま記載している。

【京都食肉市場株式会社の近年の決算状況】

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (B) - (A)
収益	414,097	442,428	422,397	377,099	△45,298
費用	413,083	439,775	476,102	447,654	△28,448
経常利益	1,013	2,652	△53,705	△70,555	△16,850
繰越剰余金	16,059	16,266	△31,031	△123,953	△92,922

(主要部門経常利益)

卸売部門	22,614	14,351	△37,499	△38,076	△577
と畜部門	△18,823	△8,117	△12,631	△29,556	△16,925

※と畜部門の金額は、次の補助金を含んだ金額である

補助金	85,000	85,000	85,000	85,000	-
-----	--------	--------	--------	--------	---

補助金を除いたと畜部門の経常利益(△は経常損失)は、次の金額である

と畜部門	△103,823	△93,117	△97,631	△114,556	△16,925
------	----------	---------	---------	----------	---------

上記のとおり、卸売会社の経営は非常に厳しいものとなっている。収益面は、直近4年の推移をみると、平成19年度には若干回復するものの、全体的には減少傾向にある。一方費用面は、平成18年度から増加傾向にあり、平成21年度には若干減少するものの、経常利益は平成20年度からマイナスになっており、平成21年度には累積欠損金が1億2千万円にまで膨らんでいる。平成20年度、平成21年度に多額の経常赤字が計上された主な理由は、市の財

務検査により指摘されたとおり、退職給与引当金、賞与引当金、棚卸資産の評価損について計上したためである。

市では、卸売会社の経営状態が悪いことから第二市場の歳入となる使用料を増額することが長年できずにいたが、平成 19 年度から、公認会計士による財務検査、業務検査を実施しており、不適切な会計処理と業務に対する改善指導を実施し、平成 22 年度には、第二市場の使用料を 20 年振りに改定した。

なお、卸売会社の運営に対して補助金を支出しており、これらが第二市場の財政を圧迫している一因である。

vii) 第二市場の現状に対する市の取組み

市では、平成 20 年 11 月に第二市場の現状・課題を踏まえ、第二市場の財政健全化に向けた経営改善の方途や効率的な運営方法について検討した結果、「京都市中央卸売市場第二市場の在り方」（以下、「在り方」という。）を策定している。

また、平成 21 年 3 月には、第二市場の今後の方向性を明確にするとともに、市場活性化を実現させるための方策、経営改善の方策、効率的な運営について具体化するために、「京都市中央卸売市場第二市場基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定している。

このような検討を踏まえ、「食の安定供給」「食の安全」「食育を担う」拠点として、また、「生き物の命によって、命を守ってもらっている」という市場機能の重要性を考慮し、「共汗」と「融合」を基本とした「社会全体で取り組む「食」の環境づくり」の一翼として、今後の第二市場の方向性を実現していくための重点戦略を明らかにするために、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間として、平成 22 年 12 月に「京都市中央卸売市場第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープラン」（以下、「マスタープラン」という。）を策定している。マスタープランは、学識経験者、市場関係者、市職員から構成される京都市中央卸売市場第二市場運営協議会マスタープラン専門部会（以下、「マスタープラン専門部会」という。）を中心に検討・審議が行われ、市長に答申として提出され、中間案策定の後、市民等の意見を募集し、まとめられたものである。

viii) 第二市場の課題

上記のとおり、市では在り方からマスタープラン策定に至るまで市場の課題を認識している。その中で、在り方の検討を受けて基本構想で明示されている第二市場の課題について以下に抜粋する。

①第二市場経営面での課題

第二市場の財政状況からも明らかなように、市場運営費に対する一般会計からの繰入金の状態以上の増は許されず、歳入の抜本的な改革の必要に迫られている。

繰入金の上限設定や毎年の削減目標の設定・年次計画や中・長期の事業計画を策定し、販売高増や付加価値の増加による財務内容の改善にも着手する必要があると言える。

併せて、歳出削減に努める必要があり、人件費削減や光熱水費の無駄を減らすこと、委託料の見直し、負担金補助交付金についての見直し等による歳出削減に取り組む必要もある。さらには、健全性及び効率性及び収益性等の観点から見て、単に歳出の削減と歳入の増収に努めるだけでなく、市場の運営形態や卸売会社への補助金の見直し等を含めた抜本的な改革を行っていく必要があり、第二市場が自助努力で改善に積極的に取り組む姿勢がまさしく問われている。

②第二市場運営面での課題

現状の第二市場は、市が開設者として、と畜場運営や市場運営に携わり、卸売会社や市場関係事業者それぞれが一定の役割をもって運営や経営にあたっているが、個別の運営となっており、必ずしも市場全体の運営面では、効率的な運営がなされているとは言えない。

③卸売会社の経営改善

第二市場全体の活性化を図るためには、卸売会社をはじめとする市場内の関連事業者が一体となって経営基盤の強化と経営の健全化に取り組むことが必要になっている。また、併せて、戦略的な事業計画に基づき、市場の取扱高や販売機能強化に努め、販売数量や販売金額の増加に努めていく必要がある。

卸売会社自らが主体的に経営革新に努めて行くとともに、業務の効率化や一般管理費等のコスト削減等に取り組む経営基盤の強化を図って、硬直化した経営の見直しに直ちに着手することが必要な時期になっている。

まず、人件費・人員の見直しによる支出の改善に取組み、赤字体質からの脱却を目指し、長年据え置かれていると畜解体料等の見直しや出荷者の新規開拓や掘り起こしも大きな課題である。

④受益者負担の見直し

市場使用料は、市場の運営を支える根幹的な財源であり、市場利用者が営業活動の対価として、受益者負担の観点から適正に負担すべき料金であるとともに、市場の自立的な運営、財政の健全化のためには、市場使用料、光熱水費負担等を早急に改定していくことが必要である。

実質的には平成2年度以来、長年改定されていないため他市場の徴収状況とかけ離れている市場使用料と光熱水費の負担等について、受益者負担の見直しを図り、無駄がないか利用の見直しも行って歳出削減に努め、収支の改善を行っていく必要がある。なお、基本構想策定の後、平成22年4月に料金改定を行なっている。

⑤市民への情報発信等についての課題

中央卸売市場としては、青果・水産等の中央卸売市場である第一市場は市民からの認知度が非常に高いが、それに比べて、第二市場の認知度は低い状況である。市民に「食の安定供給の拠点」であることや「市民の食の安全・安心の拠点」としての活動、「食育に対する役割」を担っている施設であるといった食に対する貢献をしていること、京都の「食」文化を支え続けていることについての認知と啓発を図る必要がある。

たとえば、市民からの愛称募集等による認知度の向上、市民に愛される市場としての取組みや市場見学会や食肉講座等を開催する中で、「生き物の命によって、命を守ってもらっている」という命や食の重みとそれを担う第二市場の重要性について市民へアピールすることや生産者訪問等により、牛等の肥育を実際に見てもらうことも大切な取組みである。

イベントでの啓発活動だけでなく、日常の取組みやフード・マイレージ^注、地産地消等の取組みを交えた学校教育との連携等による啓発活動を行うことでの浸透を図っていく必要もある。

また、BSE対策に見られるように、食の安全・安心の確保の体制について中央卸売市場の検査体制が大きな貢献をしていることを、もっと積極的にアピールする取組みも必要である。

^注 フード・マイレージ

フード・マイレージは「食料の輸送距離」という意味。重量×距離（例えばトンキロメートルで表す。食品の生産地と消費地が近ければフード・マイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。

現在、第二市場では、衛生環境研究所によると畜検査やBSEスクリーニング全頭検査等の対応で食肉の安全性の確保に努めており、食の安全・安心の確保を行っている拠点としての存在感をより広く発信していくことも課題である。

⑥施設整備上の課題

市場施設・と畜施設が、現在の耐震基準に合致しているかどうかについては、早急に耐震診断を行い、耐震基準をクリアしているかどうかの判定をする必要に迫られている。この耐震基準を踏まえた上で、建物全体の老朽化対策への対応についてその手法を検討していく必要がある。

なお、平成21年度に耐震診断を実施し、その分析の結果、平成22年度に安全基準を満たしていないことが判明している。

しかしながら、建物の全面的な建て替えを前提として他市場の建設費を基準に推計すれば、多額の経費が必要と推測され、ランニングコストも含めその建設コストは必然的に市場の施設使用料等に跳ね返ってくることとなり、使用料の大幅な引き上げにつながり、ひいては市場関係者の大幅な負担増となり、卸売会社や関連事業者が負担して経営できるのかも見極める必要がある。

また、現在、「SSOP（衛生標準作業手順）」が卸売会社により策定されているが、最新の他市場の調査結果からは、ただ単に施設が最新のものとなったから集荷が伸び経営が改善されているのではなく、最新の設備に見合った従業員等の衛生教育の実施が必要不可欠であることも忘れてはならない。

⑦京都府との連携の必要性

京都肉ブランドは、昭和61年に創設されて以来20年以上の歴史があるが、まだブランドとして広く認知されているという状況ではなく、小売店の店頭での販売促進と合わせたブランド浸透の活動への支援等によるブランド力の向上を図る取組みが必要である。これをもっと発展させて第二市場でと畜した食肉について「京都第二市場発ブランド」として市民に浸透させることも、他府県からの集荷を促すものとして考えられるところである。これらの事業には、市場関係者や関係団体も同様に、市場活性化に対する取組みへの協力が重要となってくる。

また、現在、第二市場が受け入れている府内産の牛や豚の出荷割合は、肉牛が19%、豚が79%であり、肉牛に関しては特に低くなっている。地産地消の観点からも、さらなる出荷増を図っていくことが重要となっている。

ix) 第二市場の方向性、重点戦略及び見込まれる効果

①第二市場の方向性及び重点戦略

マスタープランでは、第二市場の方向性及び重点戦略を定めているので、以下に抜粋する。

1) 市場の一体的運営（卸売会社等関連事業者の一元化）と更なる公設民営化の実現

イ) 方向性

市場の一体的運営（卸売会社等関連事業者の一元化）とさらなる公設民営化を進めることで、市の関与・体制の縮小（市の業務の移管）及び複数存在している市場運営会社の一元化・集約化を行う一方で、品質管理や営業等新たに強化すべき機能に対しては積極的に体制強化の取組みを行い、安定した組織体制による市場全体の運営業務の最適化・効率化を図る。

ロ) 具体的な重点戦略

ア. 卸売会社等関連事業者の一元化

現状、第二市場においては、市、卸売会社をはじめとする複数の会社が、経営企画、営業、広報、総務企画及び場内の業務管理等、個別に第二市場の業務を行っている状態であり、運営面で非効率な状態にある。このため集荷から販売までの運営の効率化、営業力、ブランド力の強化等、新たに強化すべき機能の強化のためには、市場の運営機能強化に統一的に取り組む必要がある。

イ. 市場業務のスリム化・効率化

現在、第二市場においては、一頭の牛・豚のと畜・解体から配送までの業務を複数の運営会社が行っている状態であり、業務のフローを複雑化し結果的に非効率な運営構造になっている。このため、一元化後においては、一元化後の新運営会社(以下、「新運営会社」という。)が集荷から販売まで一貫して枝肉・部分肉・副生物の取扱を行い、加工のプロセスを明解にして業務の効率化を図る。

ウ. 新運営会社への業務移管

市は、今後10年間で、市場財政の改善のために、施設の管理等、市の業務の移管と市職員の削減を進め、運営費の縮減に向けた取組みを行う。

また、第二市場の一体的運営（卸売会社等関連事業者の一元化）にあたり、卸売会社等関連事業者自らが経営の効率化及び市から移管される業務の効率化を図る必要があるが、市は、第二市場の開設者として、卸売会社等関連事業者と連携して取組むこととする。

2) 運営会社の経営改革

イ) 方向性

第二市場は、卸売会社等関連事業者の一元化と並んで、新運営会社の受益者負担に耐えられる収益力の強化による市場財政の改善を目指して、早急に卸売会社等関連事業者及び新運営会社の経営改革を行う必要に迫られている。このため、増頭戦略を見据え、取扱商品のブランド力の強化を図ることを中心とした取組みを想定している。

現在、第二市場においては、経営力強化のための戦略が十分に機能している状態ではなく、卸売会社等関連事業者の一元化と併せて経営改革に取り組む必要がある。第二市場は、新運営会社の経営改革のため、新運営会社が取組む集荷・販売戦略として今後10年間の目標頭数を以下のように設定し、その実現に向けた具体的取組みを図るものとする。

ロ) 具体的な重点戦略

第二市場は、経営改革のための増頭戦略として、平成32年度までの10年間で、牛13,000頭、豚23,000頭を目指すこととする。

【今後10年間の取扱頭数・取扱高の目標数値】

	取扱頭数		取扱高 (百万円)
	牛	豚	
平成21年度	8,045	17,466	7,288
平成22年度	8,100	17,600	7,832
平成23年度	8,150	17,700	7,881
平成24年度	8,200	17,800	7,929
平成25年度	8,250	17,900	7,977
平成26年度	8,300	18,000	8,025
平成27年度	8,350	18,100	8,073
平成28年度	8,400	18,300	8,124
平成29年度	8,500	18,500	8,220
平成30年度	10,000	20,000	9,533
平成31年度	11,500	21,500	10,462
平成32年度	13,000	23,000	11,387

今後、運営会社は、自らが経営改善を行い、取扱頭数増加に向けて、産地との連携及び買参者とのコミュニケーションを強化し、集荷販売戦略の立案を行っていく。その中で、枝肉市場の開拓、部分肉市場の改善、副生物の取扱、輸出対応等といった具体策とその実施に関する計画について、検討・精査を行うものとする。市は、新運営会社の経営改革、市場財政の改善等の観点から、第二市場の抱える課題に対する新運営会社の検討、取組み及びそれらの進捗を見極めて、新運営会社と連携して取組むこととする。

3) 施設の改築

イ) 現状と方向性

現在の第二市場のと畜施設・市場施設は、昭和44年の開設時から40年以上を経過しており、老朽化が進んでいることから、市は、平成21年にと畜解体棟、冷蔵庫を含む卸売場棟及びインクライン棟の3施設について耐震診断を実施している。その結果、いずれの施設も求められる耐震性能を満たしておらず、性能確保のために、改修工事が必要な状態である。

耐震性能確保のためには、鉄骨及び耐震壁等による補強等改修工事を行うという選択もあるが、安全衛生上及び技術上の視点から、と畜業務を行いながらの耐震改修工事が困難であること、改修工事期間中に仮設建物を設置する場合においても、新設建物同様の高い衛生基準を満たす施設が必要となること、床面のコンクリートの劣化や近年大型化した大動物を吊り下げるために必要となる天井高の確保問題がなお残ること等から、現在の施設の耐震改修工事を行うことは極めて困難であり、市は、受益者負担の原則のもとで、適正規模・機能を有する効率的かつ衛生的な施設の改築を行う。

ロ) 具体的な重点戦略

改築に当たっては、市民に信頼される身近な市場としての役割を果たせる施設として、HACCP（ハサップ・危害分析重要管理点）対応、見学者への対応及び環境負荷低減等に配慮した施設とする必要がある。なお、その場合、更新に伴う投資が多大的になることが予想されることから、受益者負担の原則に基づき、使用料、光熱水費、初期投資及び維持管理にかかる費用を回収していくことを前提とした上で、負担の軽減やコンパクト化、効率的な施設の改築に向けて検討する必要がある。

具体的には、法制度上の制約、改築にかかるコスト、近隣住民等環境問題への配慮、市場関係車両の動線計画、運営方法に配慮された使いやすい諸室等、総合的な視点から、それぞれの案のメリット・デメリットの検討を行っていく。

今後の改築の検討については、受益者負担の原則に基づき、運営会社の経営改革と公設民営化の進捗状況を見据えながら、検討を進めていくことになる。

また、コンパクトな施設に改築することにより、現有土地の中に余剰地が生じてくるが、余剰地の有効活用については今後検討していく。

4) 京都府との連携

イ) 方向性

第二市場においては、京都府内の出荷頭数のうち約4割（牛約39%、豚55%）を取扱っており、府内の畜産振興に大きな役割を果たしている。しかし、「京都肉」等牛・豚に関する府内産ブランドは、ブランドとして広く認知されているという状況とは言い難く、ブランド力強化とブランド外も含めた第二市場への出荷頭数の増加が求められている。また、府・市が共に支える観点から、施設整備、運営費についても応分の負担を求めていく必要がある。

主な取組みとして、第二市場への出荷増を図るため、繁殖・肥育を行う畜産農家への積極的な支援や「京都肉」の増産、「京都肉」「京の肉」「亀岡牛」等、複数あるブランドの統一等による府内産ブランドの強化に向けた取組みを連携して進めていく。

ロ) 具体的な重点戦略

ア. 財政的支援の要請

第二市場が、今後京都府産の牛・豚を取扱う市場として機能し、京都府内産ブランドの拠点として機能していく上で、京都府及び市の連携が重要になってくる。市は、京都府に対して、第二市場への支援として、施設整備や運営費等の負担を求めて行くこととする。

イ. ブランド力強化と増頭の取組み

今後、第二市場の目指す目標頭数を達成するための集荷戦略の一つとして、既存の高級和牛市場を充実させるための取組みが必要である。ブランドの統一化に向けて、市、市場関係者、京都府、業界団体等で、検討・取組みを進めていく必要がある。

同時に、第二市場は、京都府への増頭要請のみならず、新運営会社による京都府内の繁殖・肥育農家との積極的な連携を通して、出荷者に対するきめ細かいサービスを行っていくことで、京都府産の牛・豚の集荷に重点的に取り組むこととする。

②マスタープラン実施により見込まれる効果

マスタープランでは、上記の第二市場の方向性及び重点戦略をふまえ、市場財政の健全化と市場機能強化の取組みを行うこととし、以下の効果を見込んでいる。

まず、市場財政の健全化として、市場財政における歳出に占める一般会計からの繰入金割合は、平成 22 年度予算において 86%であるのに対し、取組後の試算では、平成 32 年度から平成 42 年度において、施設を改築した上で 61%から 71%に改善すると見込んでいる。

次に、市場機能強化の取組みとして、施設のコンパクト化及び施設改修に伴う機能拡充で、食肉流通大手の参入促進、輸出対応等の戦略的な集荷・販売の実現可能性を高めることにより、新運営会社の維持管理・運営コストの削減を見込んでいる。また、改築後の新施設においては、HACCP（ハサップ・危害分析重要管理点）の導入によって、より衛生的で安全な食肉の提供が可能となり、市民に安心してもらえる安全と信頼が確保された市場としての役割を果たすことが可能になるとしている。さらに、見学者用通路や調理実習室の設置により、市民の「食育を担う」拠点、「食文化の情報発信を行う」拠点施設としての役割を担うことも可能になるとしている。

(2) 施設の物理的な状況について (結果)

i) 遊休施設について

往査で伺った際は、通常のと畜・せりが実施されている日であったが、施設内部には利用されていないスペースが散見された。担当者にヒアリングしたところ、せりの頭数によって施設の利用度が大きく異なるとの説明を受けた。

現在の施設は年間取扱数が最大で牛約3万頭、豚約4万頭を基準に作られているが、年間の実際取扱数量が牛1万頭、豚2万頭を割り込んでいる現状を勘案すると、現在の施設は過大であると言える。

また、食肉の保管に使用する冷蔵庫についても、近年の減少傾向により一部使用されていない部分があるとのことであるが、平成21年度までは、部分的に冷蔵庫を使用することができなため、冷蔵庫にかかる電気代が頭数に見合っていない状況であった。今後は、頭数に見合った効率的な規模の施設での運営が求められる。なお、平成22年度より枝肉保管冷蔵庫について、卸売業者が、施設使用料改正などの動きを受け、使用料節約のため、月によっては不要な箇所を使用しない場合が出てきており、それに合わせて電気も切っている。このような対策を今後も続けていくべきである。

ii) 施設の老朽化について

現地往査した結果、以下の写真に代表される施設の老朽化が発見された。

(写真①)



(写真①) は、1階天井の一部の老朽化が著しく、塗装等の一部が剥離し落下することがあるため、カバーをかけているものである。応急的措置にて対応しているものの、改修等の抜本的な対策を検討する必要がある

(写真②)



(写真③)



また、一部の牛の大型化に伴い、現状の施設では高さが足らず、格付検査のため枝肉断面を切開した際に、床面に接する場合があります、ミートラッパー等で保護を行ったり（写真②）、金具を打ち込むことで落ち込みを食い止めたりしている（写真③）状態が見られた。

このように、建設当初では想定し得ない状況が生じてきているのも事実であり、今後、食の安全・安心の観点から対応が難しい事象が生じることも容易に想定できる。従って、可能な限り速やかに修繕等の対応が望まれる。

また、加工処理室はスペースが小さく、豚・牛の解体場所が明確に分けられていなかった。解体場所を分けることが望ましく、対策を講じる必要がある。

iii) 今後の施設のあり方

i) ii) から分かる通り、現状の施設は効率性の観点からも、安全性の観点からも使用を継続するには種々の問題を抱えている。施設を改修するとなれば、市は多大な財政的負担を強いられることとなるが、直ちに施設の更新に着手する必要がある。

(3) 補助金額の算出根拠及び業績指標の妥当性について（結果）

補助金名	NO.6 と畜場対策補助金		課	中央卸売市場第二市場
課施策との関係 交付目的	と畜場でのと畜解体業務は、出荷者から徴収すると畜解体料を収入とするが、人件費等費用を賄うだけの採算が取れない事業であり、その中で技術を持つ人材の確保を維持する必要があることから、と畜解体業務を実施する卸売業者に対して補助金を交付し、と畜事業を継続している。			
補助対象者	京都食肉市場(株)			
補助対象事業	と畜対策事業			
補助対象経費・補助率（補助額算定根拠）	運営事業費			
国庫補助制度	該当なし			
根拠規定	該当なし			
終期設定の有無	無			
平成 21 年度支出先	京都食肉市場(株)			
補助期間	始期	昭和 44 年度	終期	-
補助実績金額 (千円)	平成 19 年度		平成 20 年度	
	85,000		85,000	
				平成 21 年度
				85,000

i) 補助金額の算出根拠について

補助金の交付決定書を閲覧した結果、交付目的として、「京都食肉市場株式会社のと畜解体業務は、第二市場が市民に対して良質な食肉を安定的に供給するために欠かせない業務であり、と畜解体に係る技術を維持するためには、熟練したと畜解体従事者の確保が必要不可欠で、福利厚生等を含めて安定した給与待遇による勤務条件を保障しなければならないこと」との記載があった。また、算出の根拠として、京都食肉市場株式会社の経営不振を理由に、要綱第 4 条ただし書き「市長が特に必要と認めたときは、この限りではない」により、予算の範囲内において補助金を支出している。

しかし、一民間企業の損失を補てんするために補助金を支出することには、市が公益上必要であると認める必要がある。京都食肉市場株式会社の経営不振は、取扱頭数の減少によるものか、と畜解体料収入（単価）が原価に対して政策的に少額に抑えられていることが原因なのかを適切に分析する必要がある。前者ならば増頭の一義的な責任者である京都食肉市場株式会社の経営上の問題であり、この損失に公益性を求めることはできないと考えられる。後者ならば、

多数の受益者が存在することでこの損失に対する補助金に公益性が認められると考えられる。いずれにしても、京都食肉市場株式会社の損失原因を分析し、明らかにして、その原因に公益性があることを説明する必要があると考える。

ii) 業績評価指標について

現在、事務事業評価における業績評価の指標として、と畜頭数を挙げている。ここで、補助金の額とと畜頭数は以下のとおりである。

【卸売業者へのと畜対策補助金額及びと畜頭数】

年度	補助金額 (千円)	と畜頭数 (頭)	
		牛	豚
昭和 44 年	780	-	-
～			
昭和 51 年	25,900	19,244	58,115
～			
平成 1 年	45,000	13,112	33,175
～			
平成 17 年	85,000	7,049	15,440
平成 18 年	85,000	7,493	15,196
平成 19 年	85,000	8,199	15,491
平成 20 年	85,000	8,112	15,242
平成 21 年	85,000	8,045	17,466

上記のとおり、補助金額とと畜頭数に関係性が見られない。

今後、評価指標を変更するとともに、補助対象について検討する必要がある。

(4) マスタープランにおける重点戦略について（意見）

i) 市場全体の運營業務の最適化・効率化に向けた取組みについて

市場の一体的運営（卸売会社等関連事業者の一元化）と更なる公設民営化の実現に向けて、マスタープラン専門部会に卸売会社等関連事業者の代表も出席し、全ての市場関係者が参加する形で、第二市場の方向性についての話し合いの場がもたれていることは、一定の評価ができる。そして、一元化の実現に向けたロードマップが作成され、具体的な動きは見え始めている。

マスタープランで想定する効果を実現するためには、スケジュールどおりに調整し、一元化が確実に履行される必要がある。確実な履行のために最も必要な要素は、卸売会社等関連事業者の協力である。一元化の実現が遅れることは、現状の非効率及び安全性が担保できない施設を継続して使用することにつながる。

従って、市は卸売業者等関連業者との合意にいたるまでかなりの時間を要した経緯を踏まえ、卸売会社等関連業者に対して市場の現状を理解してもらうとともに、リーダーシップを強く発揮することで、今後も積極的に一元化に向けた協力体制を確保していく必要がある。

ii) 将来の増頭戦略の実現可能性について

市場流通の増加について、「今後 10 年間の取扱頭数・取扱高の目標数値」といった計画値を設定できたことは、大きな進歩といえる。

一方、市から提示を受けた資料等を検証した結果、当該目標数値を裏付ける確たる根拠を入手することが出来ず、増頭計画の達成が可能であるとの心証を形成することが出来なかった。

先述のとおり、市場の活性化には、何より市場流通の増加が必要となる。そのため、新運営会社が主体的に増頭に取り組むとともに、より精緻な計画を策定し、それに基づいた運営をする必要がある。また、従前は市場のニーズを反映した取扱数量増加への取組みが行われる仕組みとなっていなかったため、今後は、枝肉の販売方法等、市場のニーズをくみ取り、増頭につなげる必要がある。

(5) マスタープランの確実な履行に向けて（意見）

前述のとおり、市は第二市場の財政健全化について検討・審議を行い、平成22年12月にマスタープランを策定することで、市場の存続を前提に、今後の第二市場の方向性を明示している。一方、マスタープランで想定している効果を享受するためには、重点戦略の全てが確実に履行される必要がある。市は、今後とも計画の進捗について厳しくモニタリングを行い、マスタープランの確実な履行に向けた努力を行う必要がある。

また、マスタープランに記載されている重点戦略が全て実現したとしても、一般会計からの繰入率は現状の86%から微減して61%から71%と依然高水準であり、継続して高額の税金を投入することには変わりはない。現状では約7億円を一般会計から繰入れているが、マスタープランの計画期間中は同等の金額を繰入れることとなり、今後10年間で一般会計から70億円前後を繰入れることとなる。また、仮に平成32年に繰入率が61%まで低減したとしても、毎年5億円程度はその後一般会計から繰入れ続けることとなる。さらに、(2)施設の物理的な状況について記載のとおり、施設の改修には他市場の例から推計すると、数十億円から百億円を超える負担が生じることとなると予想される。

マスタープランで想定している受益者の範囲は一般消費者である市民であるが、実際に第二市場で取扱われる牛肉は高級国産黒毛和牛が中心であり、一般消費者である市民全体が購入する量は多くない。これは第二市場における牛精肉供給率が30%前後でしかないことでも明らかである。第二市場を存続させるためのコストは、施設の改築費を含めて今後10年間で200億円前後になり、マスタープランの計画が履行されず追加的にコストが発生するような事態が生じた場合には、一般消費者である市民に適時に開示し、これ以上の負担を強いることについてコンセンサスを得る機会をもつ必要があるとともに、計画どおり履行できない場合は、あらためて第二市場の存廃を含めた検討をする必要がある。

6. 財団法人京都高度技術研究所に係る監査の結果及び意見

(1) 財団法人京都高度技術研究所の概要

i) 基本情報

①財団概要

商号	財団法人京都高度技術研究所（以下、「高度技術研究所」という。）
英文社名	Advanced Scientific Technology & Management Research Institute of KYOTO
略称	ASTEM RI/KYOTO
所在地	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地
代表取締役社長	高木 壽一
設立日	昭和 63 年 8 月 9 日（京都府知事認可）
基本財産	300,000 千円
決算日	3 月 31 日
出資者	京都市（33.3%）、京都府（16.7%）、産業界（36.7%）、その他（13.3%）
主な事業内容	（1）研究開発 地域への ICT の展開、産業の発展と市民生活の向上に貢献する研究開発の推進、外部機関との連携による研究体制の強化、EtherCAT 認証テストのための日本技術センターの立ち上げ
	（2）情報事業 システム開発、情報システム運用、ネットワークの構築と運用、ネットワーク・システムの構築のコンサルティング、情報人材育成
	（3）産学連携 事業化・商品化を念頭に置いた研究開発の推進、新事業の創出推進、人材育成・教育の推進、知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）の推進
	（4）中小企業支援 中小企業の経営資源強化対策事業の実施、中小企業パワーアッププロジェクトの推進、京都ものづくり企業縁むすびプロジェクトの推進、中小企業の知的財産の戦略的活用の推進、中小企業の IT 化の推進、京都市中小企業融資制度等に関する相談業務の実施、異業種交流促進事業、きもの KYOTO アンテナショップの運営

②沿革

年	月	内容
昭和 63 年	8 月	京都府知事から財団設立の許可を受ける
平成 7 年	8 月	VIL 入居助成制度開始
平成 11 年	12 月	京都市地域プラットフォーム事業開始
平成 12 年	12 月	学生ベンチャー奨励金制度実施
平成 13 年	3 月	創業準備支援室（スタートアップベンチ）を開設
平成 14 年	7 月	知的クラスター創成事業開始 バイオ VIL、ミニ VIL を開設
平成 15 年	4 月	京都バイオ産業技術フォーラム設立、京都バイオシティ構想の推進に取り組む
平成 17 年	1 月	京都市地域結集型共同研究開発事業の開始
	4 月	株式会社京都ソフトウェアの財団法人京都高度技術研究所への機能統合、kyoto-net の営業譲渡
平成 18 年	1 月	京都市地域結集型共同研究開発事業コア研究室の開設及び事務局本部の移転（クリエイション・コア京都御車ない）
	12 月	独立行政法人情報通信研究機構（NICT）より多言語観光情報プラットフォーム開発を受託
平成 20 年	9 月	知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）開始
平成 21 年	10 月	財団法人京都市中小企業支援センターとの統合

③役職者等

【役職者等】

役職名	氏名	備考（出身団体等）
理事長	高木 壽一	元京都市副市長
副理事長	細見 吉郎	京都市副市長
副理事長 所長・研究開発本部長	中村 行宏	立命館大学総合理工学研究機構教授 京都大学名誉教授
専務理事 経営・新事業創出支援本部長	白須 正	京都市産業観光局理事
事務局長	大黒 康史	京都市産業観光局産業振興室担当部長
副所長	松重 和美	京都大学大学院工学研究科教授 京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設長
副所長	美濃 導彦	京都大学学術情報メディアセンター教授
副所長	木村 良晴	京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科教授
産学連携事業本部長	市原 達朗	元オムロン株式会社副社長

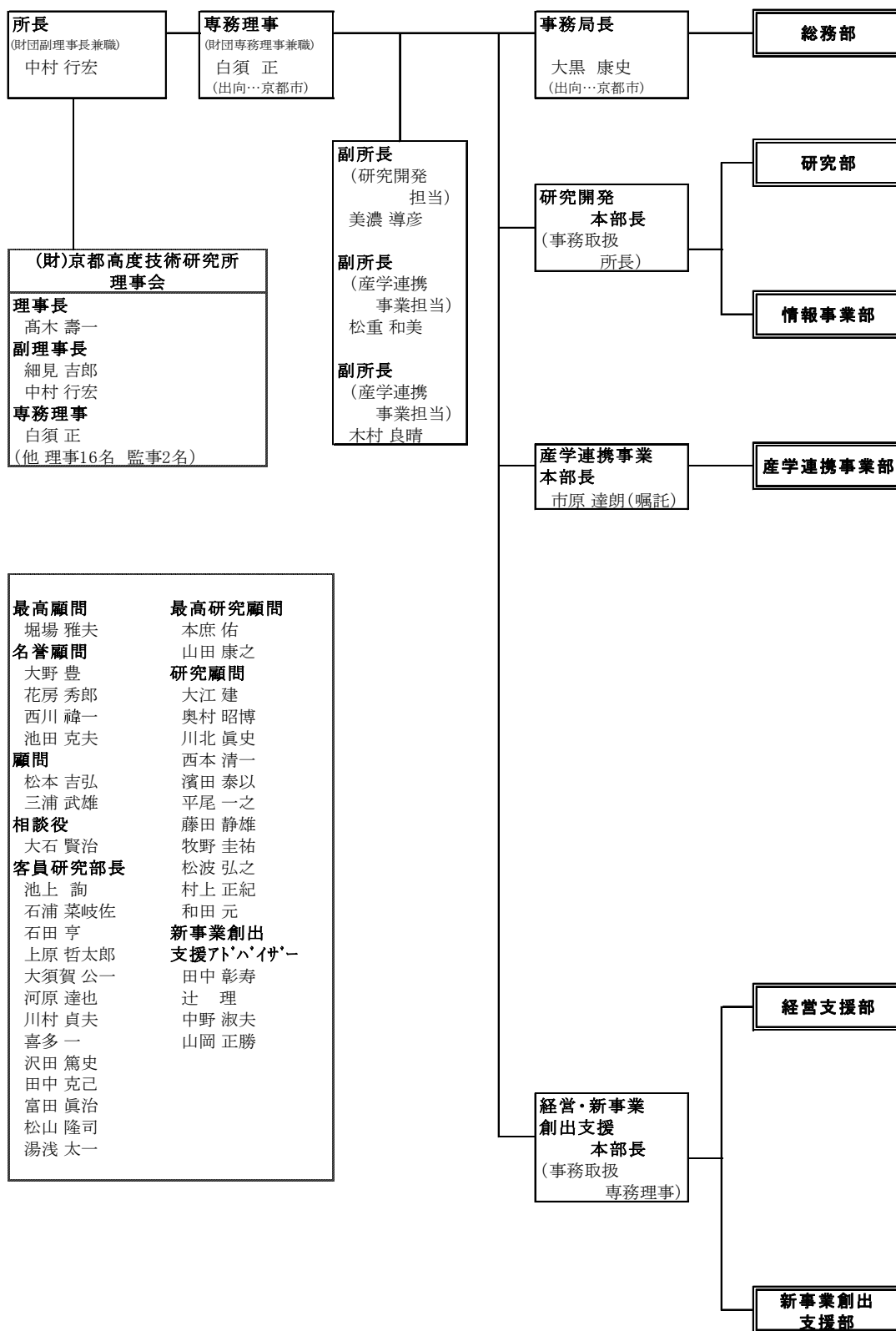
【歴代理事長】

在任期間	氏名	備考（出身団体等）
昭和 63 年 8 月～平成 14 年 6 月	堀場 雅夫	現高度技術研究所最高顧問、 株式会社堀場製作所最高顧問
平成 14 年 7 月～平成 17 年 3 月	西川 禎一	現高度技術研究所名誉顧問、京都大学名誉教授、 元大阪工業大学学長
平成 17 年 6 月～現在	高木 壽一	元京都市副市長

④組織図、従業員数

京都高度技術研究所構成図

[平成22年10月1日現在]



従業員数

	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
従業員数 (内、市派遣職員)	96 人 (3 人)	118 人 (3 人)	154 人 (11 人)

(注) 平成 21 年度末は財団法人京都市中小企業支援センターとの統合により増加している。

ii) 設立趣旨、目的

高度技術研究所は、産・学・公の有機的連携のもとソフトウェア及びメカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス、ナノテクノロジー等の先端科学技術の諸分野における京都での研究開発のための拠点として、次期リーディング産業の創出と次代を担う人材、企業の育成支援を図るため、市・京都府・商工会議所が中核となって働きかけ、京都大学をはじめ関西主要大学等の支援の基に設立された財団である。

iii) 施設の概要

京都高度技術研究所ビルは、京都のネットワーク基盤の拠点となっている京都リサーチパーク株式会社所有の土地に総工費約 27 億円を市が負担し建設された。建物は、地上 10 階・地下 1 階の鉄骨・コンクリート造りとなっており、延床面積は 7,000 m²である。

京都リサーチパーク地区には、高度技術研究所の他に京都府産業プラザ、京都市産業技術研究所等が入っており、現在は 250 社を超える企業が入居している。また、高度技術研究所は市が保有する建物を賃借しており、賃借料は免除されている。

iv) 財務状況

高度技術研究所の過去3年間（平成19年度から平成21年度）の財務の状況は以下のとおりである。なお、高度技術研究所は一般会計の他に知的クラスター創成事業特別会計、中小企業支援センター特別会計（平成21年度から）、直接貸付事業管理債権特別会計（平成21年度から）の特別会計を有しており、下記はその合計額である。

【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在	平成22年3月31日現在
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	254,784	262,869	398,184
未収金	565,649	758,343	969,564
その他	81,406	814	59,263
流動資産合計	901,839	1,022,026	1,427,011
2. 固定資産			
(1) 基本財産	300,000	300,000	300,000
(2) 特定資産	64,592	54,459	123,690
(3) その他固定資産			
建物附属設備	26,419	24,087	21,979
什器備品	164,083	115,709	92,598
その他	56,368	27,424	7,240
その他固定資産合計	246,870	167,220	121,817
固定資産合計	611,462	521,679	545,507
資産合計	1,513,302	1,543,705	1,972,519
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	780,000	750,000	825,000
未払金	391,379	537,790	642,281
その他	23,031	21,785	25,726
流動負債合計	1,194,410	1,309,575	1,493,007
2. 固定負債			
未払金	51,940	49,704	49,704
長期借入金	-	-	192,000
その他	17,392	9,115	37,026
固定負債合計	69,332	58,819	278,730
負債合計	1,263,743	1,368,395	1,771,738
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	260,000	260,000	260,855
2. 一般正味財産	△ 10,441	△ 84,689	△ 60,073
正味財産合計	249,558	175,310	200,781
負債及び正味財産合計	1,513,302	1,543,705	1,972,519

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,346	2,431	2,012
特定資産運用益	72	41	21
受取会費	11,160	10,200	8,160
事業収益	1,095,783	1,757,448	1,960,539
受取補助金等	833,507	461,361	629,359
受取負担金	7,593	23,476	22,406
受取寄付金	6,091	3,050	1,500
雑収益	1,238	1,979	2,071
経常収益計	1,957,792	2,259,988	2,626,071
(2) 経常費用			
事業費（注2）	1,926,615	2,118,178	2,318,160
管理費（注2）	195,406	216,169	276,130
経常費用計	2,122,021	2,334,347	2,594,290
当期経常増減額	△ 164,228	△ 74,359	31,780
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	1,974	116	5,011
(2) 経常外費用	19,732	4	624
当期経常外増減額	△ 17,758	111	4,386
当期一般正味財産増減額	△ 181,987	△ 74,248	36,167
一般正味財産期首残高	171,546	△ 10,441	△ 84,689
合併引継ぎ一般正味財産額	-	-	△ 6,751
一般正味財産期末残高	△ 10,441	△ 84,689	△ 55,273
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 3,191	-	△ 159
当期指定正味財産増減額	△ 3,191	-	△ 159
指定正味財産期首残高	263,191	260,000	260,000
合併引継ぎ指定正味財産額	-	-	1,014
指定正味財産期末残高	260,000	260,000	260,855
III 正味財産期末残高	249,558	175,310	205,581

(注1) 平成21年度は、財団法人京都市中小企業支援センターの平成21年10月1日から平成22年3月31日までの正味財産の増減を含んでいる。

(注2) 経常費用のうち、事業費と管理費は下記に細目を別掲している。

(注3) 平成21年度における正味財産増減計算書の正味財産期末残高205,581千円には、内部取引高4,800千円が含まれており、貸借対照表では当該内部取引が消去されているため、正味財産合計200,781千円と同額一致していない。

【事業費及び管理費】

(単位：千円)

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事業費	1,926,615	2,118,178	2,318,160
給料手当	303,858	325,680	432,958
臨時雇賃金	56,882	75,033	111,122
福利厚生費	39,285	40,502	52,552
消耗品費	91,204	100,332	73,087
諸謝金	55,707	52,639	61,059
支払負担金	23,936	29,871	62,638
研究委託費	401,257	799,438	781,547
業務委託費	617,628	426,953	515,831
その他	336,858	267,730	227,366
管理費	195,406	216,169	276,130
給料手当	25,792	30,752	37,255
福利厚生費	9,342	9,750	10,066
市派遣職員給料	42,934	40,761	41,227
減価償却費	25,027	26,394	26,014
共益費	10,966	20,395	47,142
光熱水費	13,922	25,797	40,824
租税公課	15,724	23,787	27,921
業務委託費	22,317	15,072	15,772
その他	29,382	23,461	29,909

また、市からの委託料及び補助金等のうち主要なものの平成19年度から平成21年度までの推移は以下のとおりである。

【委託料】

(単位：千円)

名称	平成19年度	平成20年度	平成21年度
京大桂ベンチャープラザ・インキュベート支援	22,048	22,009	22,056
スポーツ情報システムの運用	18,287	-	-
観光文化情報システムの運用開発	30,494	25,000	45,396
京都市役所 LAN 運用管理等	103,951	101,828	89,778
地域 ICT 利活用モデル構築事業	-	46,803	56,266
校内 LAN サポーター業務	28,000	28,700	22,570
京都市バイオシティ構想の推進	9,100	9,000	16,520
バイオディーゼル燃料化に関する調査・検討会業務	11,410	11,410	-
京都高度技術研究所建物維持管理	-	-	103,662
京都市産業技術研究所業務システム構築	-	-	12,968
都市の多言語交流基盤と人材育成	-	-	37,000
きもの KYOTO アンテナショップ運営事業	-	-	60,600
その他	72,996	83,296	160,335
合計	296,286	328,046	627,151

注) 平成21年度の「その他」が増加しているのは、(財)京都市中小企業支援センターと平成21年10月に統合されたこと等によるものである。

【補助金】

(単位：千円)

名称	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
運営補助	74,912	74,048	128,499
財政基盤安定化支援	-	-	28,000
地域プラットフォーム事業補助	62,125	57,621	46,485
未来創造型企業支援プロジェクト	-	12,090	12,757
知的クラスター事業補助	16,191	13,000	-
知的クラスター事業補助金(Ⅱ)	-	22,000	41,500
京都市地域結集型共同研究事業事務局運営費等補助	28,819	28,331	30,348
コンテンツ分散型・京都まちあるきナビゲーションシステムの開発・実証実験	-	-	50,000
その他	6,836	5,777	60,589
合計	188,883	212,867	398,178

注) 平成 21 年度の「運営費補助」及び「その他」が増加しているのは、(財)京都市中小企業支援センターと平成 21 年 10 月に統合されたこと等によるものである。

v) 財団法人京都市中小企業支援センターとの統合について

①財団法人京都市中小企業支援センターの概要

財団法人京都市中小企業支援センター（以下、「中小企業支援センター」という。）は、中小企業者等を対象として、金融及び経営に関する支援を行い、もってその経営合理化並びに事業活動の育成を図るとともに、市内の中小企業の振興に寄与することを目的として設立された法人である。具体的には、中小企業経営資源強化対策事業、地域中小企業知的財産戦略支援事業、中小企業のIT化推進、京都ものづくり企業縁むすびプロジェクト、京都市中小企業融資制度に関する相談業務等受託事業、異業種交流促進事業、直接貸付事業等を実施してきた。

平成19年度から平成21年度（ただし、平成21年度については平成21年9月現在の数値）の財務状況は、以下のとおりである。

（単位：千円）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味財産増減計算書	経常収益	1,212,844	208,263	95,536
	当期経常増減額	852,795	△30,757	△4,298
	当期正味財産増加額	852,314	△17,198	△4
貸借対照表	総資産	377,559	276,793	278,111
	総負債	370,894	287,326	288,649
	正味財産	6,665	△10,533	△10,537

中小企業支援センターの経常収益の9割近い金額は市からの補助金であり、そのほとんどが財団の運営補助・人件費補助・貸付事業補助に関するものである。財団は、派遣職員の削減等人員の適正化を進めてきたが、補助金がなければ、より多額の正味財産が減少していたこととなる。また、平成19年度は正味財産が黒字になっているが、市から直接貸付事業補助金が1,000,000千円交付されたことによるものである。

②統合の経緯

市では、平成18年10月に「京都市産業科学振興計画」を制定している。産業科学振興計画では、革新への挑戦を続ける科学技術都市の構築に向けた取組みの中で、中核となる支援機関の在り方について検討しており、京都高度技術研究所等の特色を発揮させながら、統廃合を含めた組織の方向性について検討している。

また、市政運営に密接に関連する外郭団体に対する関与の在り方を見直すとともに、団体の効率化、活性化に寄与する方策等を定め、よりいっそうの経営改善を図ることを目的として、行財政改革の一環として、外郭団体の在り方を検討している。

このように、産業科学振興と行財政改革の両面から、京都高度技術研究所と中小企業支援センターは平成 21 年 10 月に統合された。

(2) 貸倒引当金計上不足について (結果)

中小企業支援センターでは、小規模事業者向け直接貸付事業（新規貸付は平成16年4月に廃止）を実施していた。平成21年度決算では、合併後の高度技術研究所において過年度に発生した貸付金の残額91,912千円について会計顧問等とも相談の上、破綻懸念債権として認識し、50%の貸倒引当金（45,956千円）を計上している。

しかし、当該貸付金は、貸付先が破産している等、回収が長期に渡るか、もしくは回収が見込めないものがほとんどとのことであり、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下、「破産更生債権等」という。）（金融商品に関する会計基準 27条）に該当すると考えられる。破産更生債権等は、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする必要がある。

以上より、平成23年3月末までに元金完済が確実に見込める債権7,123千円を除き、当該貸付金に対して100%の貸倒引当金（84,789千円）を計上する必要があり、平成21年度決算では、38,833千円の貸倒引当金が不足している。

(3) 所有者の不明な金庫内現金について (結果)

一般会計及び京都環境ナノクラスター (旧知的クラスター創成事業) 特別会計所管の金庫において、以下の所有者不明金が検出された。高度技術研究所の管理財産を明確にするため、金庫内に高度技術研究所以外の財産を保管しておくべきではない。

不明金等の内容	備考
現金 53,272 円	「情報処理学会関西支部 (幹事会)」と記載されている封筒の内容である。 平成 16 年に口座解約された預金通帳残高と金額が一致しており、当該団体からの預り金を解約時から放置したままになっているものとみられる。
現金 250 円 乗車回数カード (1,000 円分) 20 枚 テレホンカード 3 枚	担当者、出所ともに不明。

(4) 随意契約の妥当性について（意見）

委託料名	No.14 京都高度技術研究所建物維持管理に関する業務委託	課	産業振興室
委託内容	<p>①京都高度技術研究所ビル共用部の維持管理業務 ア：空調設備保守点検、空調設備故障修理整備 イ：エレベーター保守点検、エレベーター故障修理整備 ウ：自動ドア保守点検、自動ドア故障修理整備 エ：消防設備保守点検 オ：害虫防除 カ：共用部分の清掃業務</p> <p>②建物使用料納入業務 ア：建築設備総合管理契約料支払業務 イ：空調、電力、ガス、上下水、電話回線使用料支払業務</p>		
契約方法	随意契約		
随意契約事由	<p>当該委託業務は、次期リーディング産業の創出と次代を担う人材・企業の育成のため市が所有する京都高度技術研究所ビルの共用スペースの維持管理と、ビルの建築設備総合管理契約料、空調料、電力使用料等のランニングコストの支払を行うものであり、業務の実施にあたっては、共用設備、機器の故障や異常に対し、即時かつきめ細やかに対応できることが求められる。</p> <p>また当該ビルは、研究開発型企業をはじめとするベンチャー企業のインキュベーション機能も有しているため、それらの業務と一体となり、総合的に入居企業のニーズに応じていくことが重要である。</p> <p>従って、主として価格以外の要素に基づき契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。</p> <p>契約の相手方の選定理由 財団法人京都高度技術研究所は、「新事業創出促進法」に基づく地域プラットフォーム（新事業創出支援体制）の中核的支援機関として認定を受けるとともに、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関として、京都の産業科学技術振興に貢献している。</p> <p>財団法人京都高度技術研究所は、当ビル内に執務スペースを有しており、緊急の設備故障への対応を即時に行うことができ、また日常的、継続的に設備、機器類の管理を実施していくことができる。</p> <p>また、財団法人京都高度技術研究所は、京大桂ベンチャープラザやクリエイション・コア京都御車の運営業務にも携わっており、ベンチャー企業が入居するインキュベーション施設の運営に対して、実績と経験を有する。</p> <p>当財団は、現在、既に京都高度技術研究所ビル内の入居企業の管理業務を実施しており、当業務と併せて総合的に入居企業のニーズに対応する維持管理業務を実施していくことが可能である。</p> <p>以上のことから、本事業を真に効果的に実施できる団体として当該事業を財団法人京都高度技術研究所へ委託する。</p>		
契約相手先	財団法人京都高度技術研究所		
契約変更した場合の内容、金額	変更なし		

契約期間	始期	平成 21 年 4 月 1 日		終期	平成 22 年 3 月 31 日
契約実績 (千円)	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度
	—		—		103,662

京都高度技術研究所ビルの維持管理業務（表中、委託内容①のア～カ）は、平成 20 年度まで高度技術研究所が自ら行っており、京都高度技術研究所ビル共用部の維持管理の各業務については、コスト削減等の観点から複数年契約を各業者と行っていた。平成 21 年度から市の管理に移り、高度技術研究所に委託するに際しても当該複数年契約が残ることから、平成 21 年度は建物維持管理に関する業務を含めて一括で高度技術研究所に委託し、高度技術研究所から各専門業者に再委託する形式をとっているが、複数年契約が終わり次第、市から直接専門業者へ委託する方式に切り替えていくこととしている。

高度技術研究所は、そもそも京都高度技術研究所ビルを無償で賃借を受けている。この点は、高度技術研究所の公益性の観点から問題があるものとするものではない。

しかし、建物の維持管理に関する業務を行い、市が収納する他の入居者の賃料等を回収して手数料を得ることや、建物の使用料納入業務（表中、委託内容②）及び維持管理を行うことには、本来期待される高度技術研究所の役割とは異なる。また、業務内容は一般的な建物維持管理業務であることから、他業者でも高度技術研究所と同様に効果的に業務を実施することができると考えられる。

このように考えると、一時的に高度技術研究所に対する委託となっている維持管理業務を除く建物の使用料納入業務については、随意契約である必然性に乏しく、競争原理を働かせるため、競争入札とし管理コストの低減に努めるべきである。

(5) 職員人件費補助の妥当性について（意見）

補助金名	No.3 (財) 京都市中小企業支援センター補助金	課	産業振興室
課施策との関係 交付目的	中小企業支援センターは、中小企業の相談、経営診断、助言等中小企業の振興や活性化に資する各種の業務を行っている。センターの職員については、各種の事業や管理運営等、公益目的の業務に従事しており、センター業務の運営を円滑にするために職員の人件費を補助している。		
補助対象者	(財) 京都市中小企業支援センター		
補助対象事業	中小企業支援事業		
補助対象経費・補助率 (補助額算定根拠)	職員人件費		
国庫補助制度	該当なし		
根拠規定	該当なし		
終期設定の有無	平成21年度まで		
平成21年度支出先	(財) 京都市中小企業支援センター		
補助期間	始期 平成13年度	終期	平成21年度
補助実績金額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	131,834	114,327	102,361

補助金名	No.4 (財) 京都高度技術研究所補助金	課	産業振興室
課施策との関係 交付目的	高度技術研究所は、新事業創出支援体制の中核的支援機関として、京都市地域プラットフォーム事業をはじめ、産学公連携による研究開発プロジェクトの推進等に取組んでおり、本市の産業振興政策の推進に大きく貢献している。研究所職員については、各種の事業や管理運営等、公益目的の業務に従事しており、業務の運営を円滑にするために職員の人件費を補助している。		
補助対象者	(財) 京都高度技術研究所		
補助対象事業	産業振興事業		
補助対象経費・補助率 (補助額算定根拠)	職員人件費等		
国庫補助制度	該当なし		
根拠規定	該当なし		
終期設定の有無	無		
平成21年度支出先	(財) 京都高度技術研究所		
補助期間	始期 -	終期	-
補助実績金額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	74,912	74,048	98,043

(財)京都市中小企業支援センター補助金は、中小企業支援センターの業務運営を円滑にするため、職員の人件費を補助しているものである。

また、(財)京都高度技術研究所補助金は、高度技術研究所の業務運営を円滑にするため、職員の人件費を補助しているものである。また、前述のとおり、統合後も中小企業支援センターに支払っていた補助金は継続されており、平成22年度においても、旧中小企業支援センターと旧高度技術研究所に支払われていた額と同水準の補助金が支払われている。さらに、終期の設定もなされていない。

中小企業支援センター補助金は、「多様で活力ある中小企業の育成と発展支援」のための事業を遂行するために必要な人件費の補助金であり、事業の内容は、収益をあげ、それで人件費をまかなう性質のものではないため、市が継続してこの事業を行う限りは一定の負担はやむを得ない。しかし、高度技術研究所の補助金については、市の産業施策を担う部分について十分な財源の確保を図る必要がある一方で、統合の効果を発揮することで低減する余地があり、自己努力による経営改善や間接部門の効率化及び外部の人材確保を促進することで、補助金額を低減する努力を行う必要がある。

(6) 中小企業支援センターとの統合について（意見）

高度技術研究所と中小企業支援センターの統合前後（平成 21 年度、平成 22 年度）の予算は以下のとおりである。

【収支予算】

（単位：千円）

科目	平成 21 年度	平成 22 年度	増減額	増減率
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入	2,831,995	2,739,999	△ 91,996	-3.2%
2. 事業活動支出	2,792,812	2,528,559	△ 264,253	-9.5%
①事業費支出	2,568,590	2,323,458	△ 245,132	-9.5%
②管理費支出	224,222	205,101	△ 19,121	-8.5%
事業活動収支差額	39,183	211,440	172,257	439.6%
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入	251,049	129,814	△ 121,235	-48.3%
2. 投資活動支出	231,681	189,304	△ 42,377	-18.3%
投資活動収支差額	19,368	△ 59,490	△ 78,858	-407.2%
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	405,000	380,000	△ 25,000	-6.2%
2. 財務活動支出	330,000	597,000	267,000	80.9%
財務活動収支差額	75,000	△ 217,000	△ 292,000	-389.3%
IV 予備費支出	1,184	1,364	180	15.2%
当期収支差額	132,367	△ 66,414	△ 198,781	-150.2%
前期繰越収支差額	477,692	682,472	204,780	42.9%
次期繰越収支差額	610,059	616,058	5,999	1.0%

事業活動収支の部の管理費支出は、統合による効率化により削減が見込まれる科目である。しかし、市からの出向者 2 名の給与が減少した以外は目立った減少は見当たらない。また、組織面でも、上記出向者 2 名の減以外は、基本的に従前の組織・事業をそのまま継続する形で統合されている。

担当者にヒアリングした結果、高度技術研究所と中小企業支援センターは産業科学振興計画等に沿って統合することが前提となっているが、各事業の評価及び取捨選択を含めた計画や、人件費を含めた運営の効率化といった統合の効果が十分に検討されたのか判明しなかった。

民間企業であれば、よほど具体的な将来性・将来計画がなければ、統合の話し合いのテーブルにつくことはないと思われる。今後、中小企業支援センターの事業を含めた事業の選択と集中を行うことで、管理部門の効率化による経費削減等、統合の効果を発揮できる組織づくりを行う必要がある。

(7) 高度技術研究所の役割について（意見）

前述のとおり、高度技術研究所は、市の産業振興の実働部隊として存在している。しかし、継続的に赤字が続き、平成 19 年度には一般正味財産のマイナスが生じるとともに、平成 20 年度にはそのマイナスが拡大している。このような状況は、結果として市及び税金を納めている市民が負担を強いられることになると考えられる。

このような状況を脱するには、更なる経費削減努力を進めるとともに、市の産業政策を担う部門にあっては、効果の検証や見直しを含めた検討を行い、産学公の連携をはじめとする財団の強みを生かした事業を中心に行うことが望ましい。

その上で、財団が担う事業にあっては、費用対効果を意識するとともに事業に必要な十分な財源の確保を図る必要がある。また、一定の収益事業においては、収支が見合う事業であるかをいっそう精査した上で実施することなど、早期に現状の赤字体質から脱却することが必要である。

つぎに、専門家派遣事業、知財の事業などで一部負担金を徴収しているように、サービスの提供を受けた中小企業から将来的に一定の負担を求める等、公平な受益者負担の在り方について今後とも検討する必要がある。

また、高度技術研究所は市の外郭団体であるが、その業務は、京都府の行う業務と一部重複している部分がある。重複部分の解消に向けて、府が提案している京都産業育成機構（仮称）の設立がすすめられており、その設立の過程で府の産業機関などと協議し、業務の効率化を検討するに当たって、重複部分の解消に努めていくことが必要である。

7. 株式会社京都産業振興センターに係る監査の結果及び意見

(1) 株式会社京都産業振興センターの概要

i) 基本情報

①会社概要

商号	株式会社京都産業振興センター（以下、産業振興センターという。）
英文社名	Kyoto Industrial Promotion Center Corp.
本社所在地	〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
支店所在地	〒104-0028 東京都中央区八重洲2-1-1 ヤンマー東京ビル1F
代表取締役社長	波部 美利
設立	平成5年4月27日
資本金	90,000千円
決算日	3月31日
株主	京都市（60.0%）、京都府（5.6%）、京都商工会議所（5.6%）、財団法人京都産業交流センター（5.6%）、社団法人日本図案家協会（5.6%）、株式会社三菱東京UFJ銀行（5.0%）、株式会社京都銀行（5.0%）、京都信用金庫（4.4%）、京都中央信用金庫（3.3%）
主な事業内容	(1)京都市勸業館「みやこめっせ」事業 展示場及びその付随施設、会議室、ギャラリーの貸出、展示会の企画運営サービス、駐車場管理
	(2)京都伝統産業ふれあい館ミュージアムショップ事業 伝統工芸品の普及啓発、ミュージアムショップ「京紫苑」の経営
	(3)自主企画事業 お猪口まえフェア、京ものフェスティバル、伝統産業の日 in みやこめっせ～ふれあい館まつり～、岡崎桜回廊十石舟めぐり連携事業及び岡崎オータムフェスタ（岡崎地域活性化事業）等の実施
	(4)京都館事業 京都市受託事業の実施（京都館の運営、イベントの実施、京都情報の発信等）、京都製品の販売

②沿革

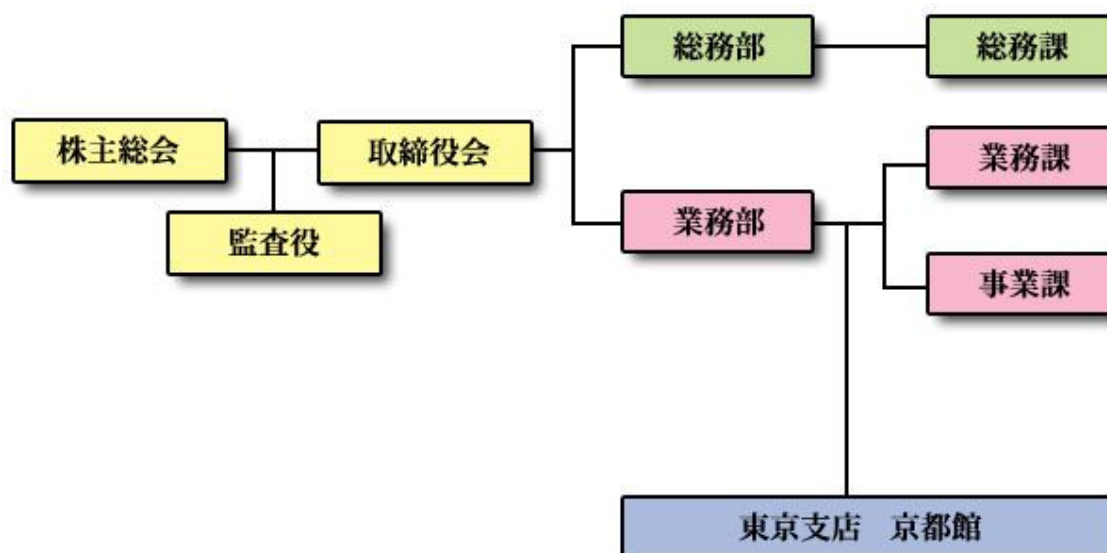
年	月	内容
平成5年	4月	株式会社京都産業振興センター 発足
平成7年	5月	京都市勸業館管理業務を受託
平成8年	7月	京都市勸業館一般供用開始（開館）
平成11年	12月	京都館（東京赤坂）の開設（東京支店設置）
平成14年	4月	京都伝統産業ふれあい館の管理運営を受託
平成18年	1月	京都市勸業館指定管理者指定（3年間）
平成18年	10月	東京支店「京都館」八重洲へ移転開設
平成21年	1月	京都市勸業館指定管理者指定（4年間）

③役員（平成22年6月26日現在）

役職名	氏名	備考（出身団体等）
取締役会長	細見 吉郎	京都市副市長
代表取締役社長	波部 美利	
取締役	山下 晃正	京都府企画理事兼商工労働観光部長
取締役	奥原 恒興	京都商工会議所専務理事
取締役	渡邊 隆夫	財団法人京都伝統産業交流センター理事長
取締役	日比 昭彦	社団法人日本図案家協会会長
取締役	安村 幸駿	株式会社京都銀行特別顧問
取締役	森井 保光	京都市産業観光局長
取締役	堀池 雅彦	京都市産業観光局商工部長
監査役	坂本 勝	京都中央信用金庫副理事長
監査役	外村 弘樹	外村会計事務所所長

④組織図、従業員数

株式会社京都産業振興センター組織図



従業員数（臨時社員数を含む）

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
従業員数 （うち市派遣社員）	36人 (0人)	36人 (0人)	37人 (0人)

ii) 設立趣旨、目的

産業振興センターは、平成5年に京都市勸業館を管理運営する第三セクターとして、市、京都府、京都商工会議所、財団法人京都伝統産業交流センター、社団法人日本図案家協会、金融機関が株主となって設立された。京都市勸業館は、平成8年に新築オープンされ、市内最大級

の展示場をはじめ、大小様々な展示場、会議室を備え、京都伝統産業ふれあい館、日図デザイン博物館が併設された多様な施設である。

産業振興センターが株式会社組織とされたのは、利益追求を第一目的とする法的形態が、より効率的な運営を達成するとの狙いをもってのことである。

iii) 京都市勧業館

①京都市勧業館の概要

産業振興センターが市より受託運営している、京都市勧業館の概要は以下のとおりである。

京都市勧業館（通称：みやこめッセ）は、京都府京都市左京区にあり、デザインや環境、立地にこだわりをもったイベントや見本市の開催の場を提供する施設であり、平安遷都 1200 年記念事業の一つとして市によって平成 8 年に建てられた。

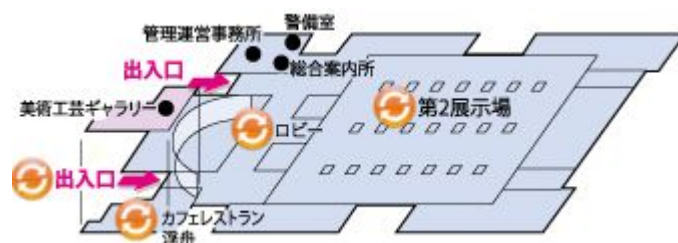
敷地面積は 20,364 m²、延床面積は 38,524 m²で、建物は地上 4 階、地下 3 階の鉄筋コンクリート造及び鉄骨造構造となっており、イベント用の複数の展示場、会議室と常設展示（京都伝統産業ふれあい館、日図デザイン博物館）等がある。

【主要施設の概要図】

(3 階部分)



(1 階及び 2 階部分)



(地下1階部分)



なお、地下2階は163台収容の一般有料駐車場である。

(施設データ)

展示場 (面積)	第3展示場	第2展示場	第1展示場	特別展示場	美術工芸ギャラリー		総面積
	4,000 m ²	3,800 m ²	1,480 m ²	370 m ²	A室 54 m ²	B室 59 m ²	
							9,763 m ²

会議室 (面積)	大会議室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	工芸実技室
		182 m ²	52 m ²	52 m ²	52 m ²

伝統産業常設展示・販売	京都伝統産業ふれあい館
-------------	-------------

サービス機能	レストラン	地下2階駐車場	ロビー
		約64席	163台

日図デザイン博物館	社団法人日本図案家協会 (区分所有)
-----------	--------------------

(利用料金)

(単位：円、消費税を含む)

利用施設		面積 (m ²)	午前 9～13時	午後 13～17時	全日 9～17時	早朝又は夜間 (1時間)			
						展示等会期	搬出入		
展示場	第3展示場 (3F)	全面利用	4,000	315,000	315,000	630,000	102,375	78,750	
		半面利用	2,000	160,125	160,125	320,250	52,080	39,900	
	第2展示場 (1F)	全面利用	3,800	319,200	319,200	638,400	103,740	79,800	
		4分の3面利用	2,850	243,075	243,075	486,150	78,960	60,690	
		半面利用	1,900	162,225	162,225	324,450	52,710	40,530	
		4分の1面利用	950	81,375	81,375	162,750	26,460	20,370	
	第1展示場 (B1F)	全面利用	1,480	116,550	116,550	233,100	37,800	29,085	
		半面利用	740	60,900	60,900	121,800	19,740	15,225	
	特別展示場 (B1F)	○	全面利用	370	22,050	22,050	44,100	7,140	5,565
			A面利用	200	12,600	12,600	25,200	4,095	3,150
			B面利用	170	11,025	11,025	22,050	3,570	2,730
		◎	全面利用	370	29,400	29,400	58,800	9,555	7,350
A面利用			200	16,275	16,275	32,550	5,250	4,095	
B面利用			170	14,175	14,175	28,350	4,620	3,570	
付随施設	第1商談室		24	2,205	2,205	4,410	735		
	第2商談室及び第3商談室		35	3,255	3,255	6,510	1,050		
	第4商談室及び第5商談室		54	4,830	4,830	9,660	1,575		
	第1多目的室及び第2多目的室		25	2,310	2,310	4,620	735		
	第3多目的室		※1						
	第1厨房、第2厨房、第3厨房、 第4厨房及び第5厨房		51～53	4,830	4,830	9,660	1,575		

○伝統産業又はその振興もしくは発展を図るための事業に従事するもの

◎その他のもの

※1

利用施設		面積 (m ²)	午前 9～13時	午後 13～17時	夜間 17～21時
付随施設	第3多目的室	36	4,830	4,830	4,830

(指定管理者制度)

公の施設の管理主体については、以前は公共団体や県が出資している一部の法人等に限定されていたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として、施設の管理を行うことができるようになった。

産業振興センターは平成8年(1996年)の京都市勧業館開設当初より運営を受託してきたが、平成18年度より、サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、当該施設の運営について指定管理者制度を導入している。公募の結果、産業振興センターが指定管理者に指名され、平成21年度から平成24年度までの4年間の指定期間で、市との間で「京都市勧業館の管理に関する協定」を締結した。

産業振興センターの主な業務内容は、京都市勧業館で行う展示会、見本市等のための施設の提供、研修、会議等のための施設の提供、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する情報の提供等の事業に係る業務と勧業館の維持管理に係る業務である。

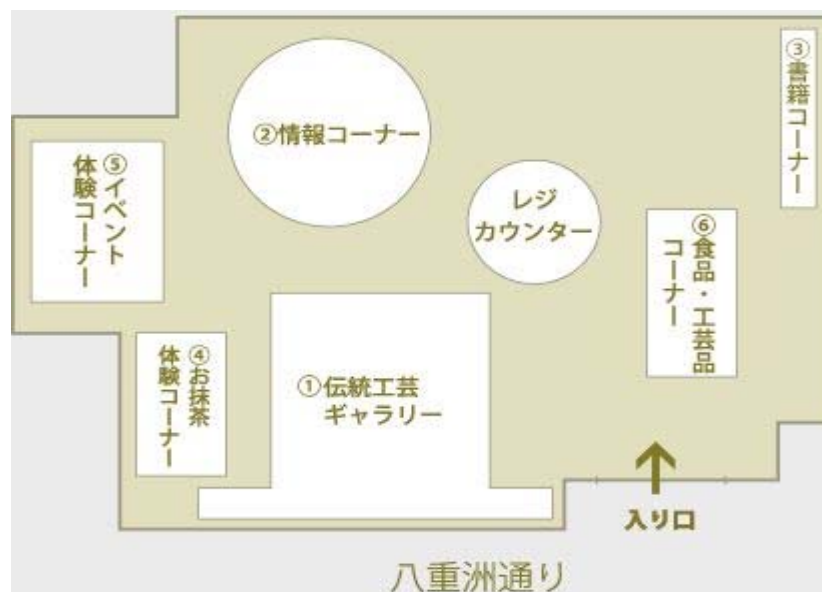
iv) 京都館の概要

産業振興センターが市より受託運営している、京都館の概要は以下のとおりである。

京都館は、東京都八重洲口正面において、京都の魅力を首都圏に発信していく目的で開設された市の情報総合館である。

所在地	〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-1-1 ヤンマー東京ビル 1F
-----	--

(館内レイアウトとコーナー)



v) 財務状況

産業振興センターは、会社法の定めるところに従い、事業報告、計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、附属明細書）を作成し、定時株主総会に提出している。

過去3年間（平成20年度から平成21年度）の財政状態及び経営成績は以下のとおりである。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

科 目	平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在	平成22年3月31日現在
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	286	207	409
未収入金	14	16	22
その他	8	7	7
流動資産合計	309	231	439
2 固定資産			
有形固定資産	26	24	20
無形固定資産	16	2	1
投資その他の資産	83	203	38
投資有価証券	82	82	38
長期性預金	-	120	-
その他	0	0	0
固定資産合計	126	229	60
資産合計	436	461	499
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金	18	17	12
未払金	62	57	51
前受金	58	57	69
その他	8	4	16
流動負債合計	148	137	149
2 固定負債			
退職給付引当金	9	10	12
その他	3	3	3
固定負債合計	13	14	15
負債合計	161	151	164
III 純資産の部			
資本金	90	90	90
利益剰余金	184	220	244
純資産合計	274	310	334
負債・純資産合計	436	461	499

【損益計算書】

(単位：百万円)

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	備考
売 上 高				
施設利用料収入	424	388	414	
駐車場利用収入	80	69	77	
美工ギャラリー使用料収入	3	3	3	
商 品 売 上	138	191	189	
業務受託収入	95	65	48	
テナント収入	13	15	16	
その 他 収 入	22	12	10	
売上高 合計	779	747	760	
売 上 原 価				
施設負担金・賃借料	75	77	163	(注 1)
商 品 原 価	103	138	137	
売上原価 合計	179	215	300	
売上総利益	600	532	460	
販売費及び一般管理費	546	502	435	(注 2)
営業利益	53	30	24	
営 業 外 収 益	6	5	7	
営 業 外 費 用	-	0	0	
経常利益	60	35	32	
特 別 損 失	-	0	0	
税引前当期純利益	60	35	31	
法 人 税 等	0	0	7	(注 3)
当 期 純 利 益	60	35	24	

(注 1) 平成 21 年度より協定で、京都市勧業館の賃料に相当する納付額を年間 145 百万円と定め支払っている。以前はその約半額を負担していた。

(注 2) 販管費の平成 20 年度及び平成 21 年度の比較を (表 1) で記載している。

(注 3) 平成 18 年度に計上した繰越欠損金の残額が、平成 21 年度までであった。

(表1)

販管費の平成20年度及び平成21年度の比較

(単位：百万円)

科目	平成20年度 (a)	平成21年度 (b)	差額 (b-a)
役員報酬	6	6	△0
従業員給与手当	75	73	△2
臨時従業員賃金	23	25	+2
従業員賞与	16	14	△2
福利厚生費	18	18	△0
広告宣伝費	17	13	△4
水道光熱費	100	94	△6
消耗品費	10	7	△3
修繕費	15	1	△14
租税公課	12	12	+0
警備委託費	29	29	△0
清掃委託費	18	17	△1
管理委託費	81	68	△13
減価償却費	23	10	△13
事業費	11	8	△3
その他	48	40	△8
合計	502	435	△67

(2) 「京都館」管理運営委託に関する随意契約事由について（意見）

委託料名	No. 13 京都市東京事務所「京都館」管理運営委託	課	産業総務課
委託内容	<p>①産業・観光等の京都関連情報の発信及び首都圏情報の収集に関すること</p> <p>ア 首都圏の消費者需要の情報収集及び京都企業への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品販路開拓・紹介事業の実施 ・産業、観光シティセールス活動と連動した事業等の実施 ・その他京都産業振興に資する事業の実施 <p>イ 情報コーナーでの京都関連情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業・観光情報及び本市重要施策（京都創生事業、大学、環境政策等）の情報提供 ・首都圏「京都観光サテライト」への情報提供 <p>ウ 伝統工芸ギャラリー等での情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸品の展示、紹介に関する企画、調整、実施 ・首都圏における伝統工芸品等の需要開拓事業の実施 ・若手伝統工芸職人による実演等の企画、調整、実施 <p>エ 京都館貸館スペースに関すること</p> <p>オ 京都館の認知度向上及び京都PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都館ニュースの企画、編集、発行、発送 ・京都館ホームページの管理 ・マスメディア等を活用したPR ・観光シティセールス活動と連動した京都館PRの企画、実施 <p>②京都及び京都館PRイベント等の企画、調整、実施に関すること</p> <p>ア 観光情報PRイベントの実施に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花灯路及び伝統産業の日に関するPRイベントの実施 ・その他京都関係イベントへの出展、連携 <p>イ 京都館経常事業の実施に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都に因んだ各種講座や体験教室等の企画、調整、実施 <p>ウ 「京都館サポート委員」と連携した事業の企画、調整、実施</p> <p>エ その他京都館来館者増に係る事業の企画、調整、実施</p> <p>③その他</p> <p>ア 京都市東京事務所と連携し、効果的な事業の実施に努めること</p> <p>イ 前各号に定めるものの他、甲が特に必要と認める業務に関すること</p>		
契約方法	随意契約		

随意契約事由	<p>京都館は、首都圏における観光情報及び本市伝統産業をはじめとした京都情報の総合的な受発信拠点として、東京駅八重洲口前において、本市関連情報を総合的に発信するとともに首都圏企業及び消費者のニーズを把握し本市産業界へ還元する「シティセールス」を通して、本市全体の活性化につなげることを目的とした事業展開を行っている。</p> <p>このため、当該事業の効果的、効率的な実施のため、次の要件を満たす企業・団体に委託する必要がある。</p> <p>①首都圏マスメディア、旅行エージェント等の各機関・団体等や在東京の京都企業とのネットワークを構築している、又は速やかに構築できること。</p> <p>②京都の産業界や産業・観光関係の各機関・団体等との緊密な連携に基づき、首都圏において伝統産業を中心とした京都産業全般及び観光全般の情報受発信を展開できること。また、公益性の確保の点から、各産業・団体と広範かつ公平に接することができる企業、団体等であること。</p> <p>③ ①及び②の目的を具体化するため、契約内容に掲げる事業を効果的かつ効率的に実施できる企業、団体であること。</p> <p>以上から、当該事業の契約にあたり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結した。</p>		
契約相手先	株式会社京都産業振興センター		
契約変更した場合の内容、金額	変更なし		
契約期間	始期 平成21年4月1日	終期	平成22年3月31日
契約実績(千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	-	-	50,300

随意契約事由として、①首都圏マスメディア、旅行エージェント等の各機関・団体等や在東京の京都企業とのネットワークを構築している、又は速やかに構築できる。②京都の産業界や産業・観光関係の各機関・団体等との緊密な連携に基づき、首都圏において伝統産業を中心とした京都産業全般及び観光全般の情報受発信を展開できる。また、公益性の確保の観点から、各産業・団体と広範かつ公平に接することができる企業・団体等であること。が挙げられているが、京都の産業界や産業・観光関係の各機関・団体等との緊密な連携が産業振興センターでないと出来ない理由については疑問が残るところである。

この点、市側からはさらに、「単純に競争入札又は公募型プロポーザルの方式による随意契約に移行すると、現在と同様株式会社が受託者となったとき、収益を上げることを第一目的として売れ筋商品ばかりを取り扱うことが容易に想定される」との回答を得ているが、これについては競争入札又は公募型プロポーザル方式で募集する際の条件とすることで解決が可能と考えられる。

さらに、随意契約理由が妥当であると考えた場合にも、この内容を達成できる団体が唯一産業振興センターのみであるという理由に関して、市では、以下のように説明している。

①京都産業振興センターは、平成 11 年に開設した旧京都館を運営し、平成 13 年から、本市の首都圏における産業及び観光全般の情報受発信事業を受託しており、京都館の事業展開に必要なノウハウ等を有するとともに、これまでに首都圏マスメディアや旅行エージェント等とのネットワークを構築しており、本市観光関連機関・団体との連携、新商品販路開拓事業等を通じた本市産業界との連携に実績がある。

②20 年度の京都館の来館者数は、19 年度の実績を確保し、特に情報コーナーの利用者数については 19 年度の実績を大きく上回る状況である。これは、本市との緊密な連携のもと、京都産業振興センターが京都館ニュースの発行部数の拡大をはじめとする積極的な認知度向上策や情報コーナーの機能充実等に取り組んだ成果である。

③京都産業振興センターは、市が 60 パーセントを出資する第 3 セクターであり、京都市勧業館の指定管理者としての事業展開を通じて、公共性、公益性と民間企業としての経営感覚を両立させている。加えて、京都市勧業館や同館内の伝統産業ふれあい館における展示会や見本市の開催、伝統工芸品の展示・販売を通じ、京都の産業界や地元企業との公平かつ幅広いつながりを有している。

④首都圏への伝統産業情報の発信に当たっては、京都の伝統産業関連 74 団体を構成員とし京都で唯一の業種横断的な組織である財団法人京都伝統産業交流センターとの緊密な協力関係を有し、財団が事業展開する「京ものファン創出事業」と連動した事業実施が必要不可欠である。京都産業振興センターの代表取締役社長は財団の専務理事を兼職し、また、京都産業振興センターは、財団が事業運営する京都市勧業館内の伝統産業ふれあい館の施設管理や隣接した区画で伝統産業品の展示・販売を行う等、既に財団と連携した事業展開を確立しており、他企業が及ばない連携の取れた企画、効率性の高い運営ができる唯一の団体である。

⑤事業の実施に当たっては、施設及び付属設備等を継続的に使用するため、施設管理と事業運営を一括して 1 事業者へ委託することが不可欠であるが、京都産業振興センターは京都市勧業館の指定管理者として、施設の管理運営の実績を豊富に有している。

上記①から⑤により、産業振興センターは京都館における事業の目的を達成するために必要な条件を全て満たす唯一の企業であると認められることから、産業振興センターを平成 21 年度の「京都館」事業の業務委託先として選定したとしている。

確かに、それぞれは一定の説得力を有している。しかし個別に勘案した場合に、上記①②⑤はこれまでの実績であるものの、これと同程度の運営、管理レベルを達成できる他の団体、企業等がないことを示すものではないと考えられる。③④に関しても業務受託後、受託者が徐々に伝統産業関連団体との関係性を築いていくことは十分に可能と考えられる。

つまり、随意契約でなければならない理由及び、契約相手が唯一、産業振興センターである理由が事由公表の中で十分に説明できていないと考えられる。このように、その合理的な理由が十分に説明できない場合には、原則として競争入札ないしは、随意契約の中でも透明性と競争性が比較的高い、公募型プロポーザルを含めた業者選定の在り方を検討すべきである。

(3) 京都市勧業館運営事業に係る納付金について（意見）

産業振興センターの事業内容は、京都市勧業館（みやこめッセ）運営事業（ショップ運営も含む）、京都市勧業館及び岡崎地域を舞台にした自主企画事業及び京都館運営受託に大別されるが、収益のうち圧倒的割合を京都市勧業館運営事業に依存している（平成21年度売上高のうち約75%が、京都市勧業館運営に関連するもの）。

平成18年度より京都市勧業館は指定管理者制度が導入されており、平成18年度から平成20年度は非公募で、平成21年度から平成24年度までは公募によって、産業振興センターが指定管理者となっている。その後も再度公募される予定となっているが、産業振興センターが指定管理者となることが保証されているわけではない。平成25年度からの指定管理者から外れた場合には、産業振興センターの事業継続にとって重大な支障が出るのが想定される。

このような背景の下、京都市勧業館の指定管理者制度は利用料金制（施設の利用料金を指定管理者に帰属させることでインセンティブ効果を狙った方式）で運営されており、利用料金収益の一部を納付金として市に支払うこととなっている。当該納付金は平成21年度からの指定管理者選定の際の募集条件として、年間概ね100,000千円（平成14年度から平成19年度までの6年間の産業振興センターの利益の平均値をベースとしている）を市から提示したところ、産業振興センターからこれを上回る年間平均約153,000千円の提示を受け、決定したものである。実際に、産業振興センターの納付金は平成20年度から平成21年度にかけて約85,000千円程度大幅に増えているが、これは営業努力による稼働率の増加による売上高の増加（約18,000千円）及び販管費の圧縮（約66,000千円）によって達成したものであると考えられ、この点で産業振興センターの一定の経営努力が反映されていると考えられる。

しかし、施設の稼働率はここ数年40%から45%前後で推移しており、決して高いとは言え

ず、集客施策が十分であった場合に得ることができる最大の利益から算定された納付金であるとの結論は導けなかった。民間施設であれば、各種サービス、宣伝の充実ともに、使用料金という価格戦略による競争力強化を図るところである。勸業館は公の施設であり、全市的な基準に基づき、政策的な観点も加味して料金が設定されているため、民間施設のような価格戦略による競争力強化を図ることには一定の制約を伴うが、施設の利用状況等を踏まえた料金設定の変更を検討することにより、稼働率を向上させることが出来れば、協定書の第5条第3項に基づき、収支差額の一部を追加納付できる可能性が生じる。

産業振興センターにはこの点で、さらなる経営努力が望まれるところであり、市に対しても指導力の発揮が望まれるところである。

8. まとめ

外部監査を実施する過程で、行政サービス（事業）の公益性、経済性及び効率性に関して、どのような方法で公正に判断し評価すべきか、非常に重要であるとともに、その困難さを痛感した。行政サービスは、そのサービスの対象範囲の広さ（例えば受益者数）とサービスの内容の深さ（必要性あるいは重要性）で公益性を評価すべきであると考えている。しかしその広さや深さに関しては本来物理的に測定できるものではないが、客観的にその評価を行う場合、広さと深さを数値化して、その体積の大きさで行うことも必要ではないかと考える。もちろん数値化する基準の設定には非常に困難な判断が必要と考えるが、少なくともそのような想定の基で判断してほしいと考えている。行政サービスには当然コストがかかる。京都市の財政状況が非常に厳しい中で、現在の行政サービスの継続維持は難しい状況にあり、その優先順位を付けて取捨選択しなければならないが、その時一単位体積当たりのコスト（経費）が有効な経済性及び効率性の指標となると考える。

産業観光局（他部局においても同様かもしれないが）の事業全般について、予算執行に重点がおかれ、計画段階でのコスト対効果による事業評価の考えが希薄であるように思われる。コストに関して、特に支出を伴わないものはコストとの認識が低く、また収入に関して、本来得られる収入を逸失していることに認識がないように思われる。例えば、資産（例えば債権）を保有する場合の金利費用、設備・施設を無償で貸与する場合等がある。

事務事業評価のために公表される事務事業評価票において、各事業の減価償却費や市債利子を含めた京都市年間負担総経費が表示されているが、予算上直接歳出とならないこれらのコストが事業評価の指標として有効に機能していないように思われる。

また、第二市場特別会計においては、歳出の約1割しか歳入がなく、9割を一般会計からの繰入金で賄われており、市民の税金依存度が高い状況が続いているため、第二市場を存続させるべきかの検討を行う必要があると考えていた。しかしこの点に関しては、存続については市民のコンセンサスを得ているとして、マスタープラン専門部会によって、存続を前提とした第二市場の財政健全化に向けた「マスタープラン」が平成22年12月に公表されたため、当報告書においては、存続を前提とした場合の意見の表明を行っている。

京都経済を取り巻く厳しい環境の下で、産業と観光都市京都の発展に取り組む産業観光局の使命は非常に大きいものがある。この包括外部監査の結果報告書において厳しい意見を表明しているが、京都市の非常に厳しい財政状況下において、有効で効率的、経済的な行政サービス

を推進していただくため、参考にしていただきたいと思います。

以上

(監査事務局)